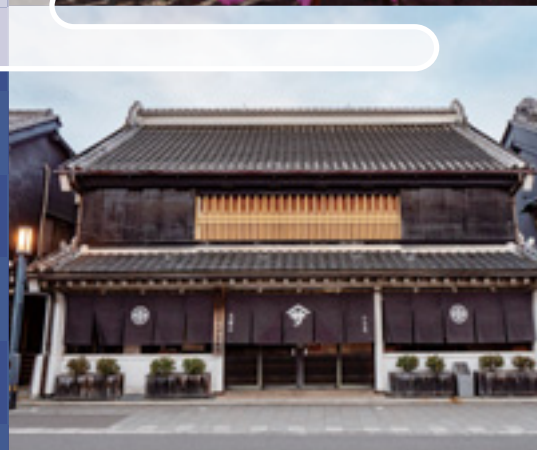




# 川越市 文化財保存活用 地域計画

令和5年12月認定





# 川越市 文化財保存活用 地域計画

令和5年12月認定

## はじめに

川越市には、時の鐘や蔵造り町家に代表される建造物、川越氷川祭の山車行事などの民俗文化財、山王塚古墳や河越館跡のような史跡など、多岐にわたる多くの指定文化財があります。

文化財というと、国・県・市が指定した文化財だけのように思われがちです。しかし、指定・未指定にかかわらず、人の文化によって生み出され、多くの人が大事に思うものは文化財に含まれます。ここでは、そのような文化財を、歴史遺産と表現します。

今後、このような歴史遺産の保存と活用を考えるため、このたび川越市文化財保存活用地域計画を作成し、令和5年12月に文化庁長官から認定されました。

本計画は、歴史遺産の保存と活用について、その将来像や基本的な方向性を示した基本計画であり、さらに具体的な事業について定めた行動計画になります。また、「地域総がかり」の言葉で示しているように、歴史遺産の所有者だけではなく、地域社会全体で、歴史遺産の保存と活用を支え、今後のまちづくりに活かすことがねらいです。今後は、本計画に基づき、更なる歴史遺産の保存と活用に向けて、さまざまな取組主体と連携して事業を推進してまいります。

結びに、本計画の作成にあたり、御尽力いただきました川越市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました川越市文化財保護審議会委員や市民の皆様、御指導を賜りました文化庁や埼玉県の皆様に心から感謝申し上げ、あいさついたします。

令和6年2月

川越市教育委員会  
教育長 新保 正俊

## 例 言

1. 本計画は、文化財保護法第183条の3に基づき作成した、川越市における文化財の総合的な保存・活用の基本計画並びに行動計画であり、「川越市総合計画」を上位計画とする個別計画です。
2. 本計画の作成に当たっては、川越市文化財保存活用地域計画策定協議会や川越市文化財保護審議会から意見を聴取しました。また、令和5年7月18日から8月16日までパブリックコメントを行い、これに反映させました。
3. 本計画の計画期間は、令和6年度から同15年度までの10か年です。
4. 本計画の作成及び計画書の印刷製本は、令和3～5年度の文化庁文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）を受け実施しました。
5. 本計画の執筆・編集は、文化庁や埼玉県の指導のもと、川越市教育委員会教育総務部文化財保護課が行いました。



## ◆川越市文化財保存活用地域計画 目次構成◆

構 成	頁
<b>序章</b>	P 1
1. 計画作成の背景と目的	P 1
2. 計画の位置づけ	P 1
3. 計画の期間とその進捗	P 6
4. 計画の作成体制と経緯	P 6
5. 本計画における「歴史遺産」の定義	P 8
<b>第1章 川越市の概要</b>	P 9
1. 自然的・地理的環境	P 9
2. 社会的状況	P 12
3. 歴史的背景	P 18
<b>第2章 川越市の歴史遺産の概要</b>	P 29
1. 歴史遺産の現状と概要	P 29
2. 歴史遺産の特徴と類型	P 31
<b>第3章 川越市の歴史文化の特徴</b>	P 40
<b>第4章 歴史遺産の調査と課題</b>	P 44
1. 既存の歴史遺産の調査の概要	P 44
2. 歴史遺産の調査の課題	P 53
<b>第5章 歴史遺産の保存と活用に関する方針と措置</b>	P 54
1. 歴史遺産の保存と活用の将来像	P 54
2. 歴史遺産の保存と活用に関する方向性	P 55
3. 歴史遺産の保存と活用に関する課題	P 55
4. 歴史遺産の保存と活用に関する方針と措置	P 57
<b>第6章 関連文化財群による保存と活用</b>	P 62
1. 関連文化財群の設定の目的	P 62
2. 関連文化財群の設定	P 62
3. 関連文化財群における保存と活用	P 63
<b>第7章 文化財保存活用区域による保存と活用</b>	P 74
1. 文化財保存活用区域の設定の目的	P 74
2. 文化財保存活用区域の設定	P 75
3. 文化財保存活用区域における保存と活用	P 76
<b>第8章 歴史遺産の防災と防犯</b>	P 100
1. 歴史遺産の防災・防犯に関する課題	P 100
2. 歴史遺産の防災・防犯に関する方針	P 102
3. 歴史遺産の防災・防犯に関する措置	P 103
<b>第9章 歴史遺産の保存・活用の推進体制</b>	P 104
1. 推進体制の方向性	P 104
2. 今後の取組み	P 105

\*川越城について当時の表記上の慣例から、中世は「河越城」、近世以降は「川越城」としています。

# 序章

## 1. 計画作成の背景と目的

本市は、埼玉県の南西部に位置する中核市です。江戸時代に川越藩の城下町として発展し、廃藩置県後の明治期においても米穀や織物など、様々な物産の集積地として栄えました。大正11年（1922）に県下で初の市制を施行し、その後、昭和30年（1955）に周辺の9か村を合併して、現在の川越市が誕生しました。

市の中心部には、江戸時代初期の町割りが今も残り、明治時代に建造された蔵造りの町家を中心とした町並みが残るなど、歴史を感じさせる都市として知られています。また、国内外から多くの観光客が訪れる、関東有数の観光都市でもあります。

本市では、昭和43年（1968）から同62年（1987）まで、『川越市史』の発刊にともなう調査・研究を行い、多くの歴史遺産の発掘に努めました。さらに、平成に入ると、蔵造りの町並みが「川越市川越伝統的建造物群保存地区」として重要伝統的建造物群保存地区に選定され、「川越氷川祭の山車行事」が国の重要無形民俗文化財指定やユネスコ無形文化遺産の登録を受け、川越城と旧城下町を中心とした歴史遺産を、まちづくりや観光に活かしてきました。

このように、本市の旧城下町が、歴史遺産の保存と活用の中心となっていた傾向がある一方で、旧城下町以外の歴史遺産については、専門的な調査が十分に行われず、詳細な実態が不明確であったり、それらの情報が住民や観光客に十分に発信されず、注目されにくい状態が続いています。川越市全域の歴史遺産を計画的に調査し、把握して、どのように保存・活用につなげていくかが課題となっていました。

国は、文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、従来価値づけが明確でなかった未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域総がかりで取り組む体制を整備するため、平成31年（2019）4月1日に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（改正文化財保護法）」を施行しました。この法律に基づき、本市では「川越市文化財保存活用地域計画（以下、本計画）」を作成することで、川越市全域の歴史遺産の状況把握や、地域の歴史をめぐる状況と課題を明らかにし、地域の歴史遺産の保存と活用を進めていくこととしました。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 川越市の計画

本計画は、文化財保護法第183条の3に基づく、地域の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画で、本市の歴史遺産の保存と活用に関する目指すべき将来像や今後の方針等を定め、関連文化財群、文化財保存活用区域を設けて、地域総がかりで文化財の保存及び活用を図る体制を目指す計画です。作成にあたっては、本市の上位計画である「川越市総合計画」、「川越市国土強靱化地域計画」や、関連する個別計画と整合・調和を図っています。

## ①「第四次川越市総合計画」計画期間：平成28～令和7年度（2016～2025年度）

平成28年（2016）に策定された「第四次川越市総合計画」では、市の将来都市像として掲げられた「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」を実現するため、八つの分野にわたる基本目標を定めています。このうち、「教育・文化・スポーツ」の「歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育むまち」を中心に、それぞれの基本目標の内容を踏まえた計画として位置付けます。

## ②「川越市国土強靱化地域計画」計画期間：令和3～7年度（2021～2025年度）

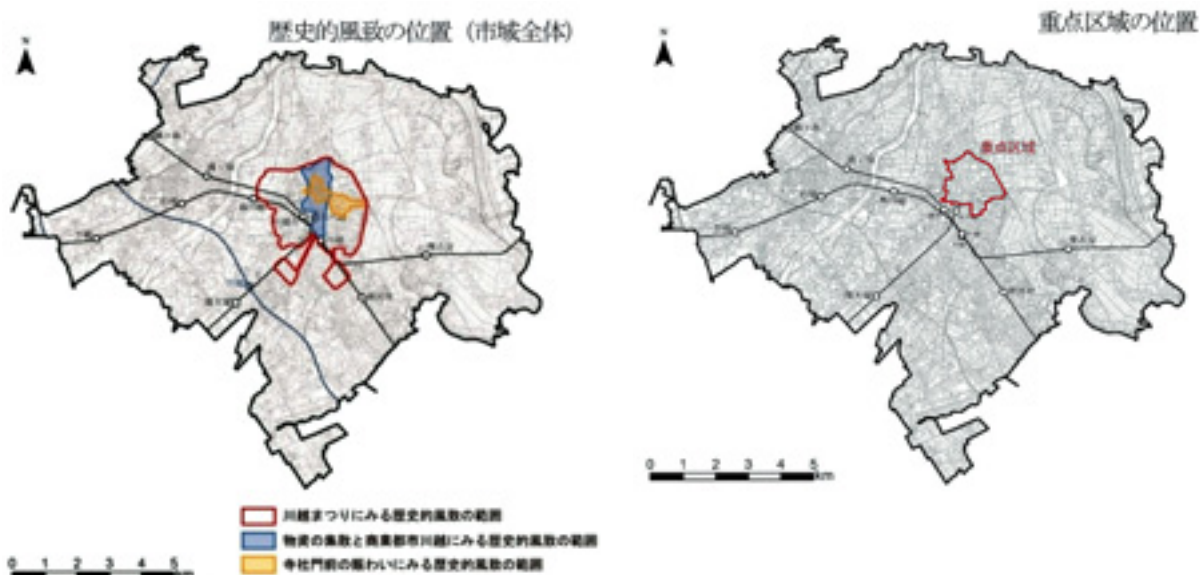
災害に強いまちづくりの計画である「川越市国土強靱化地域計画」では、四つの基本目標のうち一つに「3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」があり、33の「起きてはならない最悪の事態」のうち一つに、「8-7文化財の崩壊等により有形・無形の文化が衰退・損失する事態」を設定し、文化財建造物等の防災対策について掲げています。

## ③「川越市教育大綱」計画期間：令和3～7年度（2021～2025年度）

令和3年（2021）に策定された「川越市教育大綱」では、基本理念「歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育む 川越市の教育」のもと、七つの施策の方針のうち一つに「5 文化財の保存・活用」を定めています。

## ④「第2期川越市歴史的風致維持向上計画」計画期間：令和3～12年度（2021～2030年度）

「第2期川越市歴史的風致維持向上計画」は、伝統的な市街地環境とともに人々の活動が受け継がれている歴史的風致として、「1 川越まつりにみる歴史的風致」「2 物資の集散と商業都市川越にみる歴史的風致」「3 寺社門前の賑わいにみる歴史的風致」の三つを設定しています。また、これら三つの歴史的風致が重なり、川越城・旧城下町・喜多院周辺等の文化財が多く集積する市内の約225haを、川越市歴史的風致維持向上地区（重点区域）として、歴史的風致を維持向上するための取組みを進めています。



**⑤ 「第三次川越市教育振興基本計画」 計画期間：令和3～7年度（2021～2025年度）**

総合計画や教育大綱に即して設定される個別計画のうち、特に連携して取り組むものとして、「第三次川越市教育振興基本計画」があります。施策9として「文化財の保存と活用」を掲げています。そのなかで、「未指定を含めた文化財について、地域社会とともにその保存・活用を総合的かつ計画的に実行するため、文化財保存活用地域計画を策定します。」としており、本計画の策定により、地域総がかりで指定文化財を含む歴史遺産の保存と活用を進めることを明記しています。

**⑥ 「川越市都市計画マスタープラン」 目標年次：令和4年度（2022年度）※改訂作業中**

「川越市都市計画マスタープラン」は、将来都市像を「豊かな自然と暮らしやすさを創造する 美しいまち川越」とし、都市づくりの目標として「歴史・自然と活力が共存・共生するまちづくり」を掲げています。また、部門別方針「4 景観まちづくりの方針」では、「川越らしさのある歴史・文化景観の形成」として、蔵造りの町並みを中心とした川越伝統的建造物群保存地区（本庁地区）と、旧川越街道沿いの町並み（高階地区）の景観づくりについて列記しています。その他、昭和30年合併の旧村を基本とする11地区ごとに、地域の個性や特性を生かした魅力あるまちづくりを実現するための基本的な方策を定めています。

**⑦ 「第三次川越市文化芸術振興計画」 計画期間：令和3～7年度（2021～2025年度）**

「第三次川越市文化芸術振興計画」は、「みんなで取り組む、市民誰もが親しめる、文化芸術の推進」を基本理念に掲げ、三つの基本目標に八つの施策を定めています。このうち施策4では「文化財・伝統芸能等の活用」として、文化財や伝統芸能に関する理解を深める事業の充実を掲げています。

**⑧ 「川越市地域防災計画」(令和4年（2022）3月改訂版)**

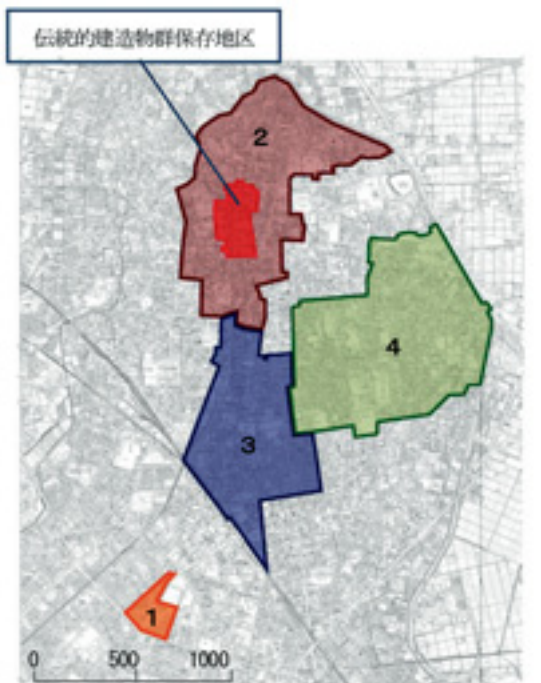
「川越市地域防災計画」は、災害対策基本法に基づき、川越市防災会議が作成した計画で、本市の地域防災について、本市及び防災関係機関が行うべき事務や業務を定めた総合的かつ基本的な計画です。この計画では、指定文化財に対する収蔵・保管体制の整備や防火体制等の整備強化などについて記しています。



⑨ 「川越市景観計画」(平成26年(2014)策定)

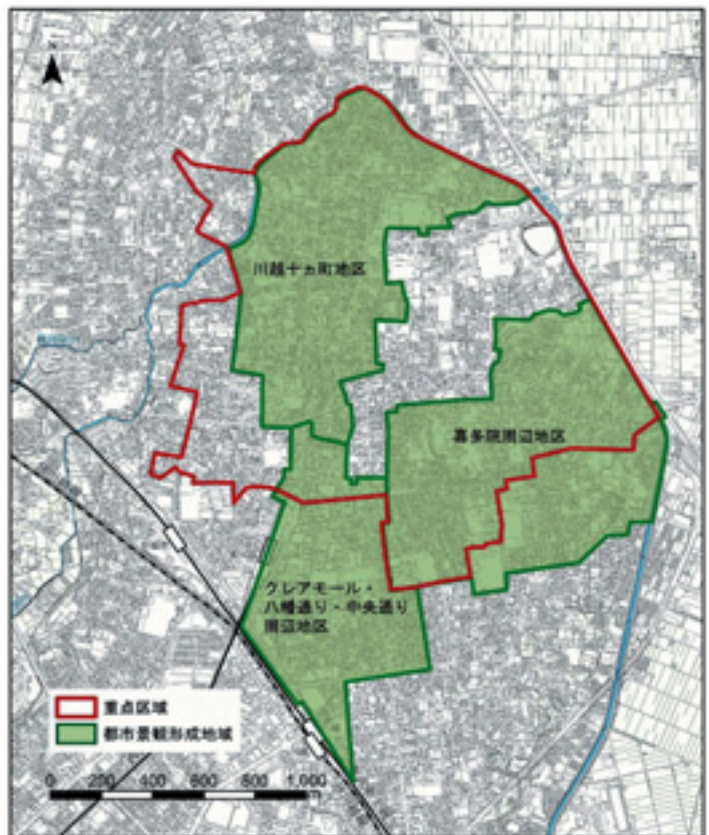
「川越市景観計画」では、「『川越らしさ』を創造する都市景観の形成の推進」を目標としています。本市は、城下町であるマチと、その周辺の農村部であるザイが、人々の営みを通して密接につながり一つのコミュニティを築いてきたことなどから、市内全域を景観計画区域としています。

また、重点的に景観形成を図るべき都市景観形成地域として、「川越駅西口地区」「川越十カ町地区」「クリアモール・八幡通り・中央通り周辺地区」「喜多院周辺地区」を指定し、地区ごとに地元住民による都市景観協議会の立ち上げを支援し、協働で都市景観形成基準の検討にあたるなど、住民主体の景観まちづくりの実現に取り組んでいます。



都市景観形成地域指定範囲

- 1 川越駅西口地区 (区画整理後の環境維持)
- 2 川越十カ町地区 (伝建地区周辺の町並み保存)
- 3 クリアモール・八幡通り・中央通り周辺地区 (商業景観)
- 4 喜多院周辺地区 (文化財周辺の住環境)



都市景観形成地域と歴史的風致維持向上計画の重点区域

⑩「第二次川越市観光振興計画」計画期間：平成28～令和7年度（2016～2025年度）

「第二次川越市観光振興計画」は、基本理念を「世界に発信しよう！EDOが粋づくまち 小江戸川越」と定め、四つの基本方針の一つに「基本方針1 新たな観光をつくりだそう」を掲げ、観光資源の発掘・磨き上げとして、市内及び川越ゆかりの地（本市と歴史的な繋がりのある地域）など観光資源の調査分析や、歴史的価値がある建造物や伝統芸能の活用を謳っています。

⑪「川越市川越伝統的建造物群保存地区保存計画」(平成11年（1999）策定)

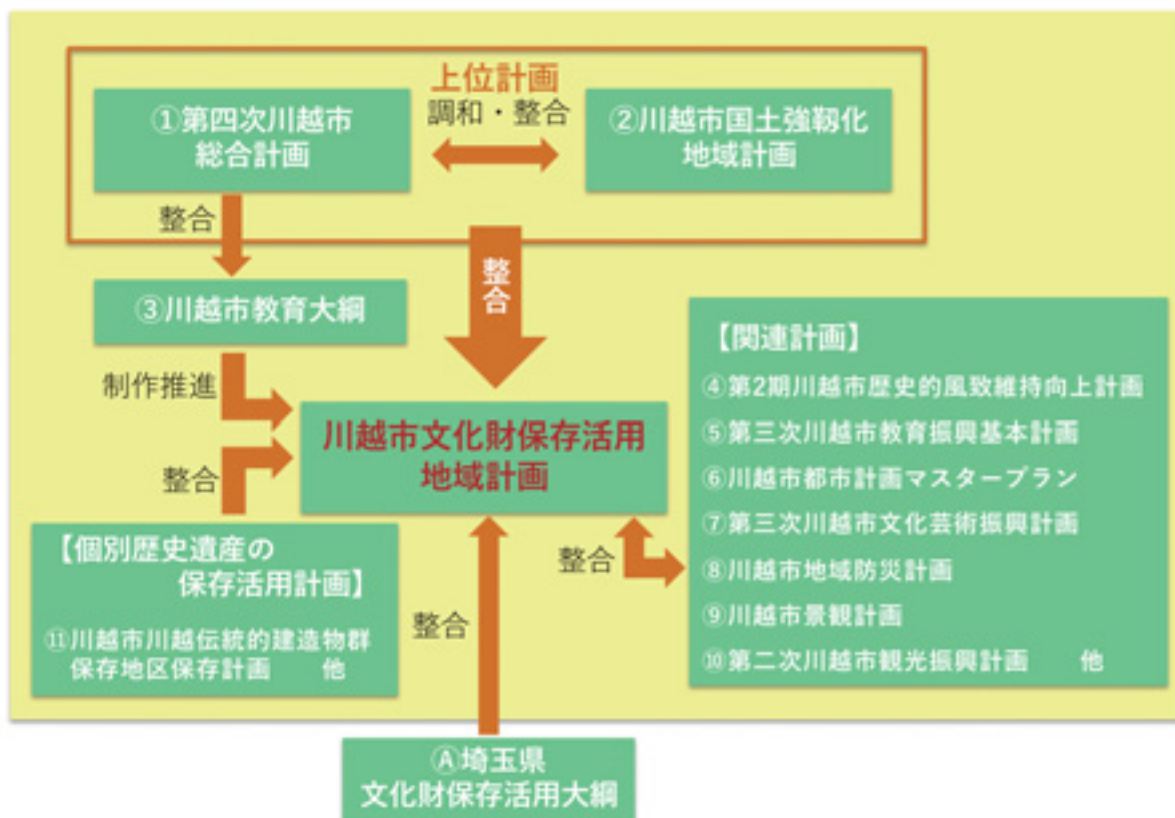
重要伝統的建造物群保存地区にかかる計画として「川越市川越伝統的建造物群保存地区保存計画」があります。川越市川越伝統的建造物群保存地区は、江戸時代の城下町の町割りを基盤とし、江戸・明治・大正・昭和の各時代を代表する多様な建造物により形成されています。この計画では、当地区を保存するための保存整備計画、及び保存のために必要な助成措置等が定められています。

(2) 埼玉県の計画

①「埼玉県文化財保存活用大綱」(令和3年（2021）策定)

本計画は、埼玉県が令和3年（2021）3月に策定した「埼玉県文化財保存活用大綱」と整合を図るものとし、また、今後個別の文化財に対する保存活用計画を策定する際には、本大綱と本計画に即したものとします。

川越市文化財保存活用地域計画の位置づけ



### 3. 計画の期間とその進捗

本計画の計画期間は、令和6年度から同15年度まで（2024～2033年度）の10年間とします。川越市総合計画（以下、「総合計画」と称する）と本計画の終期には2年間の間隔がありますが、この2年間を本計画で定めた事業を総合計画へ反映するための期間とします。

なお、計画の実施にあたっては、進捗管理を適切に行い、必要に応じて計画内容の見直しを行います。また、社会経済情勢や、本市における歴史遺産をめぐる環境等に大きな変化が生じた場合にも、適宜計画内容の見直しを行うこととします。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	
川越市総合計画	第4次			第5次										第6次			
川越市歴史的風致維持向上計画	第2期										第3期						
川越市文化財保存活用地域計画				第1期										第2期			

計画の進捗については、新たに川越市文化財保存活用地域計画協議会を設置し、川越市文化財保護審議会とともに、本計画の進捗状況を確認し、適切な助言を得ます。

地域内の文化遺産の保存に影響を与える恐れがある（軽微な変更にあたらぬ）以下の変更については、文化庁長官の変更の認定を受けることとします。

- ① 計画期間の変更
- ② 市町村の区域内に存する文化財の保存に影響をおよぼすおそれのある変更
- ③ 本計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

軽微な変更の場合は、その変更の内容について埼玉県及び文化庁へ情報提供します。また、計画期間の5年ごとに、それまでの進捗管理を踏まえた自己評価を行います。

### 4. 計画の作成体制と経緯

本計画の作成にあたり、川越市教育委員会教育総務部文化財保護課が事務局となり、指定等文化財の所有者、本市の歴史や歴史遺産に詳しい有識者、埼玉県文化資源課、川越市総合政策部政策企画課などで構成される川越市文化財保存活用地域計画策定協議会を設立しました。この協議会は、文化財保護法に基づく法定協議会で、6回に及ぶ協議会のなかで、意見聴取を行い、計画作成を進めました。また、川越市文化財保護審議会に適宜進捗を報告し、意見聴取を行いました。

庁内では、①政策企画課、②財政課、③地域づくり推進課、④文化芸術振興課、⑤美術館、⑥産業振興課、⑦農政課、⑧観光課、⑨都市計画課、⑩都市景観課、⑪公園整備課、⑫中央公民館、⑬中央図書館、⑭博物館、⑮教育指導課、⑯文化財保護課の16課の所属長による川越市文化財保存活用地域計画庁内検討委員会や、同16課の担当者による川越市文化財保存活用地域計画庁内検討委員会作業部会を組織して、検討を重ねました。



川越市文化財保存活用地域計画作成の経緯

年度	西暦	月 日	概 要
R 3	2021	6月30日	川越市文化財保存活用地域計画策定協議会要綱の施行
		10月20日	第1回川越市文化財保存活用地域計画庁内検討委員会
		11月1日	第1回川越市文化財保存活用地域計画策定協議会委員会
		12月23日	第1回文化庁協議
	2022	2月2日	第2回川越市文化財保存活用地域計画庁内検討委員会
		2月14日	第2回川越市文化財保存活用地域計画策定協議会委員会
		3月18日	第2回文化庁協議
R 4		4月26日	第1回川越市文化財保存活用地域計画庁内検討委員会作業部会
		5月31日	第2回川越市文化財保存活用地域計画庁内検討委員会作業部会
		7月11日	第3回川越市文化財保存活用地域計画策定協議会委員会
		7月28日	第3回文化庁協議
		10月19日	第3回川越市文化財保存活用地域計画庁内検討委員会
		11月7日	第4回川越市文化財保存活用地域計画策定協議会委員会
		12月22日	第4回文化庁協議
		2023	1月24日
2月13日	第5回川越市文化財保存活用地域計画策定協議会委員会		
2月23日	川越市文化財シンポジウム		
3月23日	第5回文化庁協議		
5月24日	第6回文化庁協議		
R 5		7月18日 ～8月16日	パブリックコメント
		7月24日	第6回川越市文化財保存活用地域計画策定協議会委員会
		7月28日	川越市文化財保護審議会（地域計画意見聴取）
		12月	川越市文化財保存活用地域計画の文化庁認定（予定）

川越市文化財保存活用地域計画策定協議会委員

番号	役職	名前	区分	肩書・専門分野等	備考
1	委員	原 知之	文化財所有者	市指定文化財・原家住宅所有者	1号委員
2	委員	中村 大介	学識経験者	埼玉大学教養学部教養学科准教授〈考古学〉	3号委員
3	座長	落合 義明	学識経験者	大東文化大学文学部歴史文化学科教授〈歴史学（中世史）〉	3号委員
4	副座長	栗原 健一	学識経験者	立正大学文学部史学科専任講師〈歴史学（近世史）〉	3号委員
5	委員	大久根 茂	学識経験者	元埼玉県立川の博物館研究交流部長、川越市文化財保護審議会委員〈民俗学〉	3号委員
6	委員	守山 登	学識経験者	東洋大学理工学部建築学科非常勤講師〈建築学〉	3号委員
7	委員	根岸 督好	観光に関する 団体の代表者	（公社）小江戸川越観光協会専務理事	5号委員
8	委員	栗岡真理子	県職員	埼玉県教育局市町村支援部文化資源課副課長（～令和4年3月）	6号委員
		内田 幸彦	県職員	埼玉県教育局市町村支援部文化資源課主幹（令和4年4月～）	6号委員
9	委員	土屋 正裕	市職員	総合政策部政策企画課長（～令和4年3月）	7号委員
		富田 広之	市職員	総合政策部政策企画課長（令和4年4月～）	7号委員
10	委員	田中 勝宏	市職員	産業観光部観光課長	7号委員
11	委員	福釜 周二	市職員	都市計画部都市景観課長（～令和5年3月）	7号委員
		粕谷 勝	市職員	都市計画部都市景観課長（令和5年4月～）	7号委員
12	委員	田中 敦子	市職員	教育総務部文化財保護課長（～令和4年3月）	7号委員
		齊木 隆	市職員	教育総務部文化財保護課長（令和4年4月～）	7号委員



## 川越市文化財保護審議会委員

番号	役職	名前	区分	肩書・専門分野等
1	会長	山野清二郎	学識経験者	埼玉大学名誉教授
2	副会長	松尾 鉄城	学識経験者	元女子栄養大学客員教授
3	委員	大久根 茂	学識経験者	元埼玉県立川の博物館研究交流部長
4	委員	小久保 徹	学識経験者	元埼玉県立川の博物館副館長
5	委員	佐藤 啓子	学識経験者	著述業
6	委員	羽生 修二	学識経験者	東海大学名誉教授
7	委員	馬場 弘	学識経験者	氷川神社氏子総代会責任役員
8	委員	林 宏一	学識経験者	元東京家政大学教授
9	委員	牧野 彰吾	学識経験者	公益財団法人さいたま緑のトラスト協会副理事長
10	委員	水上嘉代子	学識経験者	女子美術大学非常勤講師
11	委員	水口由紀子	学識経験者	埼玉県立さきたま史跡の博物館主任専門学芸員

## 5. 本計画における「歴史遺産」の定義

文化財保護法では、文化財として、①有形文化財、②無形文化財、③民俗文化財、④記念物、⑤文化的景観、⑥伝統的建造物群の6つの類型が定義されています。これらのうち、価値の高いものや、国民の生活を理解するため欠くことのできないものが重要文化財等の国の文化財に指定され、また都道府県や市町村の条例に基づいて県指定文化財、市指定文化財等に指定されています。さらに、文化財保護法には、これら6類型以外にも文化財の保存技術、埋蔵文化財についても規定されています。



本計画では、一般的に価値が高いものとして、指定・未指定に関わらず、法や条例による6類型の文化財、その他未指定文化財や、法により定義付けされている埋蔵文化財等を対象とします。

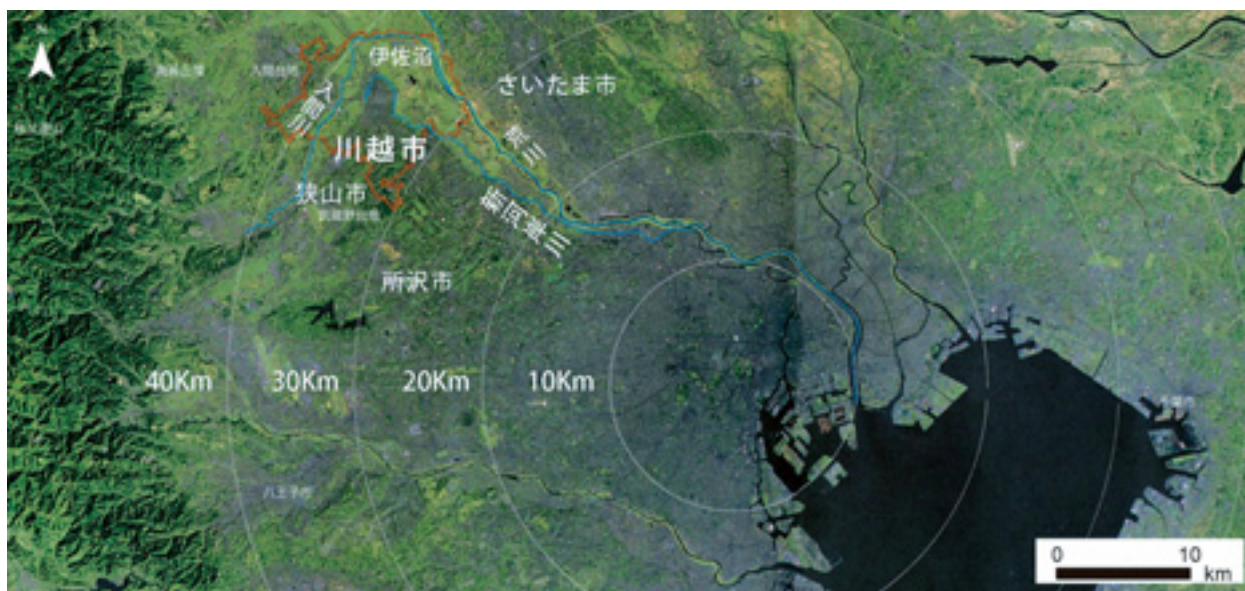
また、指定等文化財ではないものの、地域に残る伝説や言い伝え、民謡などといった、地域の人々が守り伝えたいと思うものをすべて含み「歴史遺産」と表現し、それらも対象とします。

# 第1章 川越市の概要

## 1. 自然的・地理的環境

### (1) 位置

本市は埼玉県の南西部にあり、東京都心から30km圏内に位置します。東西16.27km、南13.81km、面積109.13km<sup>2</sup>、さいたま市、狭山市など9市2町に囲まれています。市庁舎の位置は東経139度29分08秒、北緯35度55分30秒、海拔18.5mです。関東平野の中心部に位置し、市の全域が高低差の少ない平野で、荒川が市の東部を、入間川が市の西部から北部を経て東部へ巡り、新河岸川が中心市街地を取り囲むように流れています。



川越市の都心からの距離



埼玉県図

## (2) 地形・地質

本市の地形は、武蔵野台地及び入間台地と、荒川及び入間川沿いの低地に大きく区分されます。弥生時代までは台地を中心に人々が居住し、古墳時代以降は低地にも集落が形成されるようになります。

地質は、未固結の堆積物<sup>たいせきぶつ</sup>からなる台地と低地からなっており、武蔵野台地では厚さ約4mの関東ロームが砂礫層<sup>されき</sup>の上に重なっています。台地の末端では、分布する粘土が不透水層となり、自由地下水面は比較的浅いです。

### ① 武蔵野台地

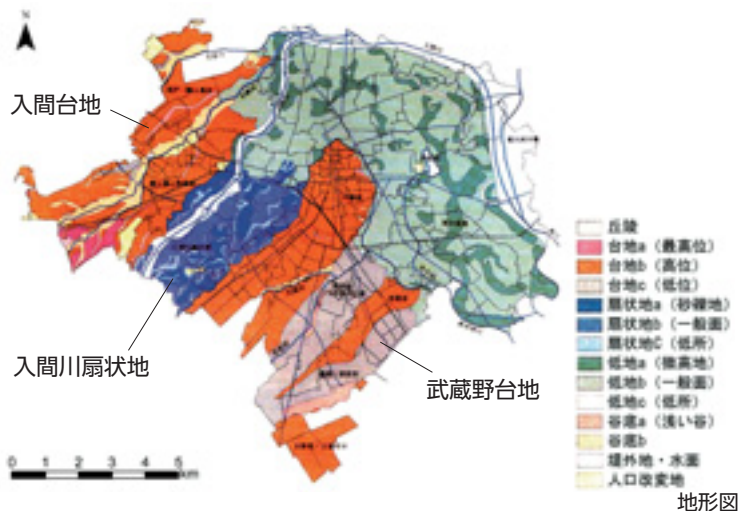
市の南部、西部から中部までが武蔵野台地上にあり、中心市街地はその北端に位置します。古代から室町時代半ばにかけては、入間川左岸の入間台地に統治の拠点が置かれていましたが、その後、市域の中心にあたる武蔵野台地の北端に城が築かれ、以後、近世から現代に至るまで、市の中心市街地は台地の北部から南部に延びるかたちで発展してきました。

### ② 入間川扇状地

入間川右岸の入間川扇状地は、古くからの田があり、北部及び東部は低層な沖積平野で稲作地帯となっています。台地と隣接する南西部の林野では、近世の新田開発が進み、武蔵野の雑木林の面影を残す畑作地帯となっています。また、市の東部には24haの水面を誇る伊佐沼があります。



埼玉県地形分類図



地形図

### ③ 河川

東・西・北の三方を入間川や荒川といった基幹の河川に囲まれ、武蔵野台地を侵食する形で赤間川や不老川が、また伊佐沼を源流とする九十川が、新河岸川に流れ込みます。また、新河岸川による舟運の便も良かったという地理的利点が、江戸への物資の供給拠点として、川越の発展を支えた要因です。



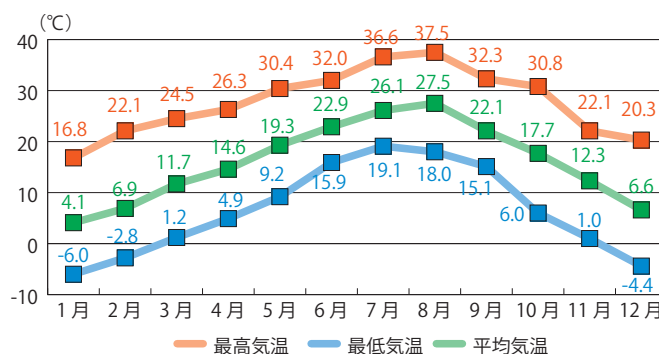
河川図

### (3) 気候

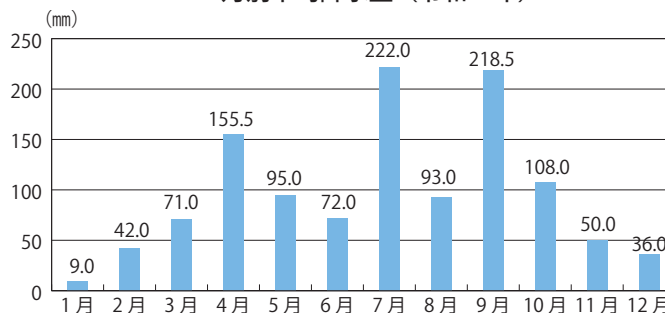
気候は太平洋側気候に属し、夏は高温多湿で南からの季節風により蒸し暑く、冬は低温小雨で北からの季節風が強く、乾燥します。年間を通じて晴天の日が多く、穏やかな気候で、平成30年(2018)から令和4年(2022)までの過去5年間の平均値は、年間降水量が1,334.8mm、年平均気温が16.1℃、年平均湿度が64.4%です。

乾燥した冬の季節風は、大火事をもたらす要因でもあり、大火後に行われた町割りや蔵造りの建築など、防火対策は川越城とその周辺におけるまちづくりの基本です。

月別平均気温・最高気温・最低気温(令和4年)



月別平均降水量(令和4年)



出典：統計かわごえ(気温、降水量グラフとも)

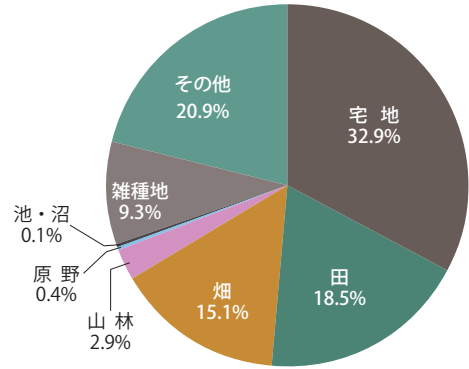


## 2. 社会的状況

### (1) 土地利用

令和4年（2022）版「統計かわごえ」によると、本市の地目土地利用は、「宅地」が32.7%（35.71km<sup>2</sup>）で最も多く、18.6%（20.27km<sup>2</sup>）の「田」、15.2%（16.60 km<sup>2</sup>）の「畑」、となっています。平成21年（2009）時点の面積と比較すると、「宅地」が1.086倍と増加している反面、「田」は0.935倍、「畑」も0.892倍と減少しており、10年間で宅地化が進んでいることがわかります。

令和4年地目別土地面積割合



出典：統計かわごえ

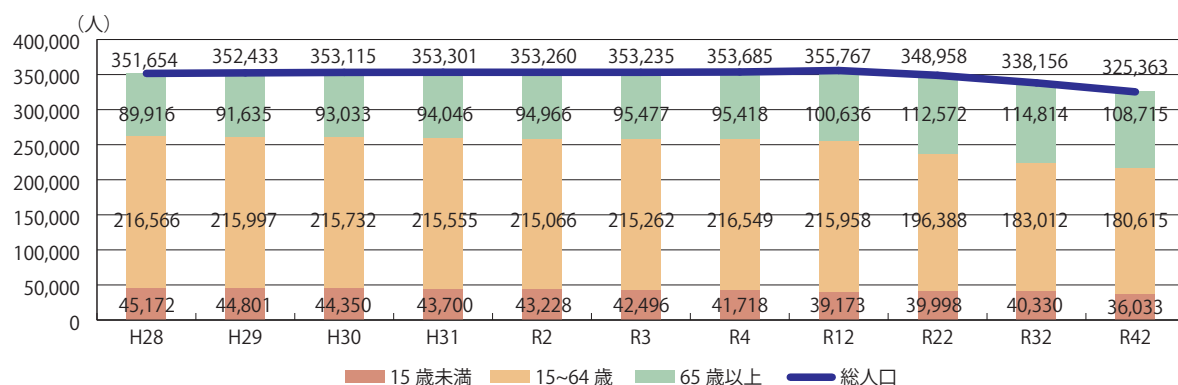


土地利用の方針（資料：川越市都市計画マスタープラン）

## (2) 人口動態

本市の人口は、353,032人（令和5年（2023）5月1日現在）であり、昭和30年（1955）は10万人程度だったものが、3倍以上に拡大しており、過去5年間の数値はほぼ横ばいです。昼夜間人口比率は、96.8%（令和2年（2020））です。将来推計人口は、令和10年（2028）までは微増を続け、以後人口減少局面に転じることが見込まれ、令和42年（2060）には325,363人と想定されています。

年齢別人口と総人口の推移



出典：統計かわごえ

## (3) 交通機関

鉄道は、東武東上線が南北に、J R川越線が東西に市を4分割するようになり、川越駅で交差します。また、本川越駅は西武新宿線の始発駅となっています。

バス路線は、東武バスが川越駅を起点に北部を、西武バスが本川越駅を起点に川越駅を通過して東部・南部・西部を、それぞれ結んでいます。その他、観光に特化して川越駅から北部の観光地を結ぶイーグルバスが運営する小江戸巡回バス、川越市による川越シャトルバスがあります。

道路は、市西部を関越自動車道（以下、関越道という）が南北に、首都圏中央連絡自動車道（以下、圏央道という）が市北部に接して通り、国道16号が狭山市からさいたま市へと東西に抜け、国道254号がふじみ野市から川島町へと南北に抜けています。この間を、主要地方道をはじめとする幹線道路が中心市街地から放射状に伸び、このことは川越が流通拠点として好立地だったことを示しています。



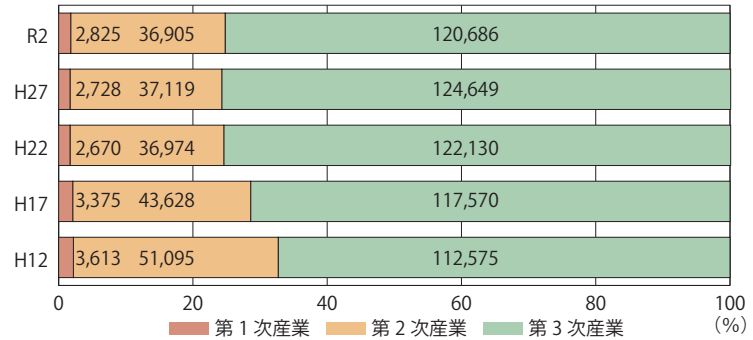
交通網図

## (4) 産業

本市は地形にも交通条件にも恵まれ、農商工にバランスの取れた県南西部地域の中核都市です。古くから物資の集散地として発展した中心商業地としての歴史があり、また地場産業の近代化や計画的な工業誘致により、内陸型の工業都市として、製造業、流通業などが集積しています。

産業別の就業者を見ると、第1次産業（農林漁業）及び第2次産業（鉱業、建設業、製造業）は、平成22年（2010）まで減少傾向にありましたが、平成27年（2015）以降では増加に転じました。第3次産業（卸売・小売業、サービス業等）は、平成12年（2000）以降、増加を続けていましたが、令和2年（2020）で減少に転じました。

産業別就業者数割合

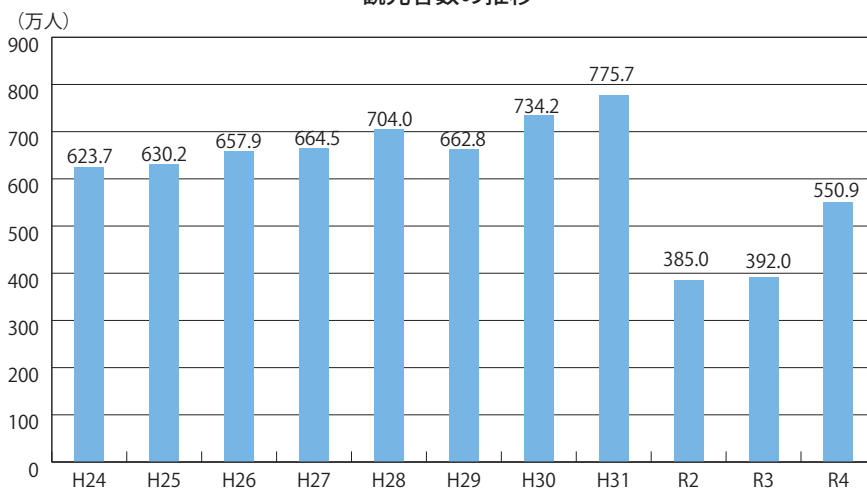


出典：総務省「国勢調査」

## (5) 観光

近年は観光業も著しく発展しており、観光入込客数については平成31年（2019）に年間約775万人となっており、平成26年（2014）と比べ、100万人以上の増加となっています。新型コロナウイルスの影響により令和2年（2020）・同3年（2021）は急減しましたが、令和4年（2022）には年間約551万人を数え、回復の兆しが見えてきました。

観光客数の推移



出典：統計かわごえ



**(6) 市内文化財関連施設** \*これらの施設は市で管理しています**① 川越市立博物館**

川越市域の歴史・考古・民俗を取り扱う人文系総合博物館として平成2年（1990）3月に開館しました。市内の貴重な文化財を収集、保管、展示するとともに、博学連携事業を進める拠点施設としての側面も持ち、市内の小中学校の学習の場として活用されています。

**② 川越城本丸御殿（県指定）**

河越城は、長禄元年（1457）に上杉持朝の命により、家臣の太田道真・道灌親子が築いたことが始まりと言われています。本丸御殿は現存する唯一の建物で、嘉永元年（1848）に建てられたものです。玄関・大広間・家老詰所が残り、川越藩17万石の風格が偲ばれます。

**③ 川越市立美術館**

川越市市制施行80周年に当たる平成14年（2002）12月に開館しました。郷土出身作家並びに郷土にゆかりのある作家の美術品を中心に作品を調査・収集・展示しています。川越の文化活動の中核として、市民がいつでも自由に利用し、鑑賞、創作、発表を通じて積極的に美術に親しむことができる、開かれた美術館をコンセプトとしています。

**④ 川越まつり会館**

毎年10月に行われる国指定重要無形民俗文化財・川越氷川祭の山車行事を、いつ訪れても体感できる施設として、平成15年（2003）9月に開館しました。館内には祭りに曳き出される実物の山車2台を展示しており、大型スクリーンによるまつり当日の映像上映を行っています。また、日曜祝日には祭囃子の実演があります。

**⑤ 旧山崎家別邸（国指定）**

川越の老舗菓子屋「亀屋」の五代目である山崎嘉七氏の隠居所として建てられました。陸軍大演習などで川越付近を訪れた皇族方が宿泊するなど、川越の迎賓館のような役割も担いました。庭園は平成23年（2011）2月に国登録記念物（名勝地）に登録され、建物は令和元年9月30日に国重要文化財（建造物）に指定されました。





## ⑥ 旧川越織物市場、旧栄養食配給所（市指定）

旧川越織物市場は、明治43年（1910）に川越の織物流通業界の巻き返しのため建設されました。旧栄養食配給所は、昭和初頭に、織物や生糸関係の工場で働く人へ食事を配給するため開設されました。ともに平成17年（2005）に市の文化財（建造物）に指定されました。復原工事を行い、令和6年春から、クリエイター等の活動を支援する文化創造インキュベーション施設として活用します。



## ⑦ 川越市産業観光館（小江戸蔵里）（国登録）

旧鏡山酒造の酒蔵を市が取得し、改修工事を行った後に、地域の特産物などを提供する飲食・物販施設として平成22年度から活用しています。この敷地内にある酒蔵3棟（明治蔵・大正蔵・昭和蔵）は、平成20年（2008）に国の登録有形文化財になりました。



## ⑧ 時の鐘（市指定）

江戸時代初期、川越藩主酒井忠勝により創建されたもので、大火による焼失を繰り返し、現在の時の鐘は明治26年（1893）の川越大火の翌年に再建されたものです。平成27～28年度に耐震化工事を実施しました。小江戸川越のシンボルとして、1日に4回、伝建地区やその周辺に鐘の音を響かせています。



## ⑨ 原田家住宅（市指定）

川越大火後の明治30年（1897）に上棟され、米穀問屋原田家（屋号足立<sup>あだよう</sup>）が建てた土蔵造町家です。原田家は埼玉県一帯を商圈とした大店で、屋根の箱棟<sup>はこむね</sup>や巨大な鬼瓦<sup>かげもり</sup>と影盛が乗り、川越における豪勢な町家の一例として貴重です。令和3年より川越市が所管しています。



## ⑩ 蔵造り資料館（旧小山家住宅、市指定）

明治26年（1893）川越大火直後に、煙草商を営む小山家（屋号万文）が建てた土蔵造町家です。昭和52年（1977）から川越市文化財保護協会により蔵造り資料館として公開され、昭和58年に教育委員会の所管となりました。現在、耐震化工事が行われ休館中です。



### ⑪ 永島家住宅

江戸時代後期中級武士の屋敷で、当時に近い状態で残っている県内唯一の事例です。平成18年（2006）3月に敷地を含めて市の文化財（史跡）に指定されました。現在は毎週土曜に庭園の公開を行っています。



### ⑫ 川越城中ノ門堀跡（県指定）

川越城の築城は、長禄元年（1457）ですが、こちらの中ノ門堀は、慶安3年（1650）から承応2年（1653）に、川越藩主松平信綱により城の拡張工事に伴い築造された堀と考えられます。明治以降、旧城内の宅地化が進む中、埋め立てられず唯一残された堀跡です。平成22年度から公開しています。



### ⑬ 国指定史跡河越館跡史跡公園（国指定）

河越館跡は、平安時代末から南北朝時代にかけて武蔵国で勢力を誇った武士である河越氏の居館跡です。この史跡の保存を図るとともに、郷土学習の場、市民の憩いの場として活用するために一部の整備を行い、平成21年（2009）11月15日に開園しました。現在は史跡全体の整備を行うために保存活用計画の策定を進めています。



### ⑭ 名細出土品整理室

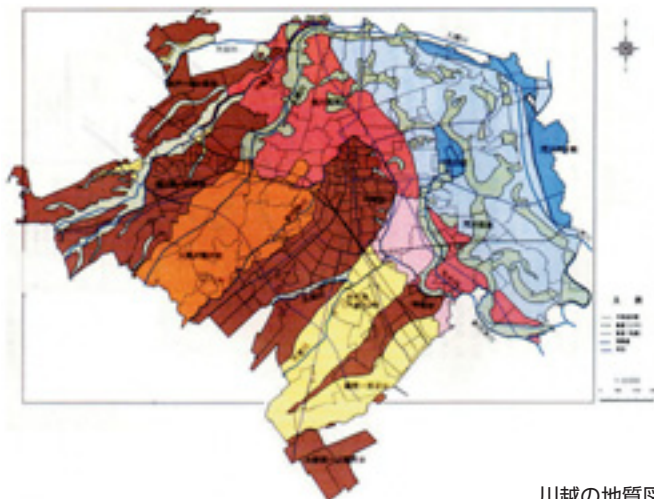
市内で実施した埋蔵文化財発掘調査出土遺物や作成図面類の整理作業を行うための施設です。調査報告書作成までの作業を行います。また、出土遺物のうち、貸し出しの要望が多い一部の貴重な資料の保管をしています。



## 3. 歴史的背景

### (1) 原始・古代

本市は、市域の南から西側に武蔵野台地と入間台地が、北から東にかけて荒川と入間川による沖積低地が広がっています。市域の中央部にあたる武蔵野台地北端部は川越台と呼ばれ、おおむね平坦な地形です。



川越の地質図

#### ① 川越に人が住み始めたころ

川越市域に人が住み始めたのは、旧石器時代で、川越台の端に位置する名細地区の下小坂・吉田や本庁地区の仙波町では、ナイフ形石器や尖頭器などが発見されています。

縄文時代早期には2～5軒の竪穴建物で集落が形成され、本庁地区や霞ヶ関地区で遺跡が確認されています。海岸線の上昇した縄文前期では、古東京湾の最奥の貝塚である小仙波貝塚周辺や南大塚（大東地区）、下小坂周辺など台地の縁辺に遺跡が存在しています。

川越周辺で本格的な灌漑稲作が始まったのは弥生時代中期末です。東京湾から現在の荒川（旧入間川）を遡るような形で灌漑稲作をともなう文化が波及したと考えられ、川越城跡や霞ヶ関遺跡でこの時期の集落が確認されています。弥生時代後期になると、長野県域に系譜がたどれる岩鼻式土器という土器型式が分布するようになり、長野県域を起点とした文化の波が川越周辺にまで至っていたことを示しています。

#### ② ヤマト王権につながる首長の登場 古代の川越

定型化した前方後円墳は、地域社会の政治経済を統括した首長の墓として、3世紀中頃畿内で誕生しました。畿内のヤマト王権は、本州から九州にかけて勢力をのぼし、埼玉県内では4世紀の中頃にヤマト王権の影響を受けた前方後円墳が出現します。

川越では4世紀末に三変<sup>さんぺんいなり</sup>稲荷神社古墳がつけられました。この古墳は、一辺約20mの方墳で方形周溝墓群の南端に、新河岸川の沖積地を見下ろす川越台の東縁、本庁地区の小仙波町にあります。この地区では小仙波4丁目遺跡・弁天南遺跡・弁天西遺跡など、古墳時代に急激に遺構数が増加し、竪穴建物跡や方形周溝墓が多く確認できます。



三変稲荷神社古墳





牛塚古墳出土品

入間川流域には、霞ヶ関地区に牛塚古墳（前方後円墳：6世紀末）に代表される的場古墳群や、5世紀から7世紀にかけて少なくとも27基の古墳があった大東地区の南大塚古墳群があります。そのほか古谷地区に舟塚古墳（6世紀後半）、古谷神社古墳があります。

名細地区のこあぜがわ小畔川流域には、どうまん塚古墳（円墳：6世紀前半）、西原古墳（前方後円墳：6世紀中頃）、下小坂4号墳（前方後円墳：6世紀後半）、小堤山上古墳（円墳：7世紀）などで構成される下小坂古墳群があります。

このように市内各地に古墳がありますが、そのなかでも特に注目されるのは大東地区の南大塚古墳群に属

する山王塚古墳です。山王塚古墳は、7世紀第3四半期の築造と考えられる日本最大の上円下方墳です。

発掘調査で確認された上円下方墳としては6番目の事例で、6基のうち3基は武蔵国に所在しており、とうさんどう むさしみち東山道武蔵路との関連性が指摘されています。また上円下方墳の築造年代はいずれも7世紀後半～8世紀初頭（古墳時代終末後期）の築造です。この時期は有力豪族の連合政権であったヤマト王権から、8世紀初頭に成立する律令国家へ向けた体制の移行期で、激動の時代でした。



山王塚古墳

### ③ 奈良時代 入間郡の中心として

奈良時代になると、天皇を中心とした中央集権国家が目指され、地方の統治がすすめられました。全国は五畿七道に分けられ、東海道・とうさんどう東山道・北陸道・山陰道・山陽道・西海道・南海道の七道や、各国国府と都を直結する幹線道路が整備されました。

武蔵国は771年に東海道へ所管替えされるまで、東山道に属しており、東山道の本道が信濃→上野→下野→陸奥と伸びる途中で上野国・下野国から武蔵国府へ南下する分岐路が設けられていました。これを東山道武蔵路と呼んでおり、市内の霞ヶ関地区に所在する八幡前・若宮遺跡は武蔵国府から数えて3番目の駅家だったと推測されています。

また、地方には国・郡・里の行政単位が設けられ、川越は武蔵国入間郡に属しました。入間郡の役所である入間郡家ぐうけは霞ヶ関遺跡の一角にあったと考えられています。この地は東に入間川が流れ、西には古代の官道である東山道武蔵路が南北に走っており、水陸両面の交通の要衝でした。郡家の周辺には、政治・経済などの機能が集まり、古代の入間郡の中心の役割を果たしました。発掘された土器には群馬県などの関東近隣の窯はもとより、静岡県湖西窯などの須恵器、畿内産のはじき土師器もあり、遠方から物資



が集まっていたことがわかっています。

## ④ 平安時代 荘園の開発と武士の活躍

平安時代になると律令制が崩壊し、荘園を管理する武士が台頭します。なかでも桓武平氏の秩父平氏は、11世紀末から勢力を広げ始め、12世紀の末には秩父平氏の流れをくんだ河越氏が、入間川に接した名細地区の上戸に館を構えたとされています。

河越氏のほか武蔵七党の一つ村山党の流れを引く仙波氏は、本庁地区小仙波町周辺から南部に勢力を持っていました。古谷・南古谷地区には、来歴は不明ながら古尾谷氏がいました。

また、平安時代には、今につながる天台宗の寺院が創建されています。9世紀、慈覚大師円仁により無量寿寺（現中院・喜多院）と灌頂院・勝福寺・天然寺・長徳寺などが開創したと伝えられています。

## (2) 中世

### ① 「いざ鎌倉」の時代

源頼朝が鎌倉に幕府を開くと、武蔵武士の多くは頼朝に従いました。河越氏は、源頼朝の信頼を得て、河越重頼しげよりの娘が頼朝の弟義経の妻に選ばれるなど優遇されました。一時、頼朝と義経の不和から勢力を削がれましたが、河越氏は武蔵国内の在庁官人を統括する武蔵国留守所るすどころ惣検校職を相伝した有力武士として、南北朝時代の平一揆へいいつきの乱（1368）まで勢力を保持しました。

鎌倉から埼玉県かみつみちの中央部を南北に貫通して長野県や新潟県に向かう鎌倉街道かみつみち上道がありますが、川越にはその枝道が通っており、「いざ鎌倉」という言葉に象徴される軍事的な目的以外にも物資の流通路としても重要な機能を果たしました。



木造薬師如来坐像（古谷本郷）



河越館跡（上戸）

## ② 混迷の室町時代

14世紀の半ばに、足利尊氏は、次男基氏を鎌倉におき鎌倉公方とし、関東以北の支配を任せました。しかし、鎌倉公方とその補佐役の上杉氏が争うようになり、さらに上杉氏の中でも山内上杉氏と扇谷上杉氏の間で主導権争いが生じ、関東の勢力分布は、目まぐるしく変化しました。古河公方足利氏及び山内上杉氏と対峙していた扇谷上杉持朝は、長禄元年（1457）に太田道真・道灌親子に命じて、本庁地区の現在の川越城本丸御殿付近に河越城を築きました。戦況が一進一退を繰り返す中、長尾景春の乱の鎮圧など目覚ましい活躍をみせた太田道灌は、主君である扇谷上杉定正によって謀殺され、関東の覇権争いはますます混迷を深めていきます。

その後関東では、蕪山から伊勢早瑞（北条早雲）が台頭し、二代北条氏綱が天文6年（1537）に河越城を掌握しました。その後古河公方及び両上杉氏と北条氏との抗争は続きますが、天文15年（1546）の河越合戦（河越夜戦）で北条方の優勢が確定し、河越は北条氏の支配下に入りました。河越城の城代である大道寺氏は、城の周囲に城下町を形成し、近世における城下の発展の基礎がこのころ造られました。



川越夜戦跡

天正18年（1590）豊臣秀吉は、全国統一を目指して北条氏に大規模な軍勢を向け、各地で激戦となりました。しかし、河越では特に大きな戦いの記録はなく、豊臣方の勢力下に入りました。

## (3) 近世

### ① 徳川家康の関東移封と川越

天正18年（1590）に徳川家康が関東へ移封し、川越には酒井重忠が1万石で入封しました。

江戸に最も近い城として重要であった川越城は、将軍の信頼の厚い親藩・譜代の大名が城主に任じられ、江戸時代8家21人が川越城を守っています。歴代城主のうち酒井忠勝・堀田正盛・松平信綱・秋元喬知・秋元涼朝・松平康英の6人が老中となり、また松平齊典の時代に、その領地は最大17万石となりました。

### ② 川越藩領と新田開発

川越藩領は歴代城主により大きく異なります。藩主が拝領する領地は武蔵国以外にもありますが、城に付随した城付地は、ほぼ共通しています。城付地は入間郡を中心に高麗・比企両郡にまたがるおよそ150か村で、現在の本市のほぼ全てと、狭山市・三芳町・所沢市・ふじみ野市・新座市・富士見市・志木市・坂戸市・川島町等にまたがる地域です。

川越城下町を中心に、北と東に広がる沖積低地は、入間川・荒川を挟んだ水田地帯であり、この穀倉地帯を守るために、大規模な治水工事が何度も行われました。一方、南西方向は武蔵野台地が広がり、

土地がやせ、水利が悪く、原野として残されていました。松平信綱はこの武蔵野台地の開発を押し進め、さらに柳沢吉保の時代には三富新田さんとめが開かれるなど、この原野に多くの村々が生まれ、広大な畑作地帯が形成されました。

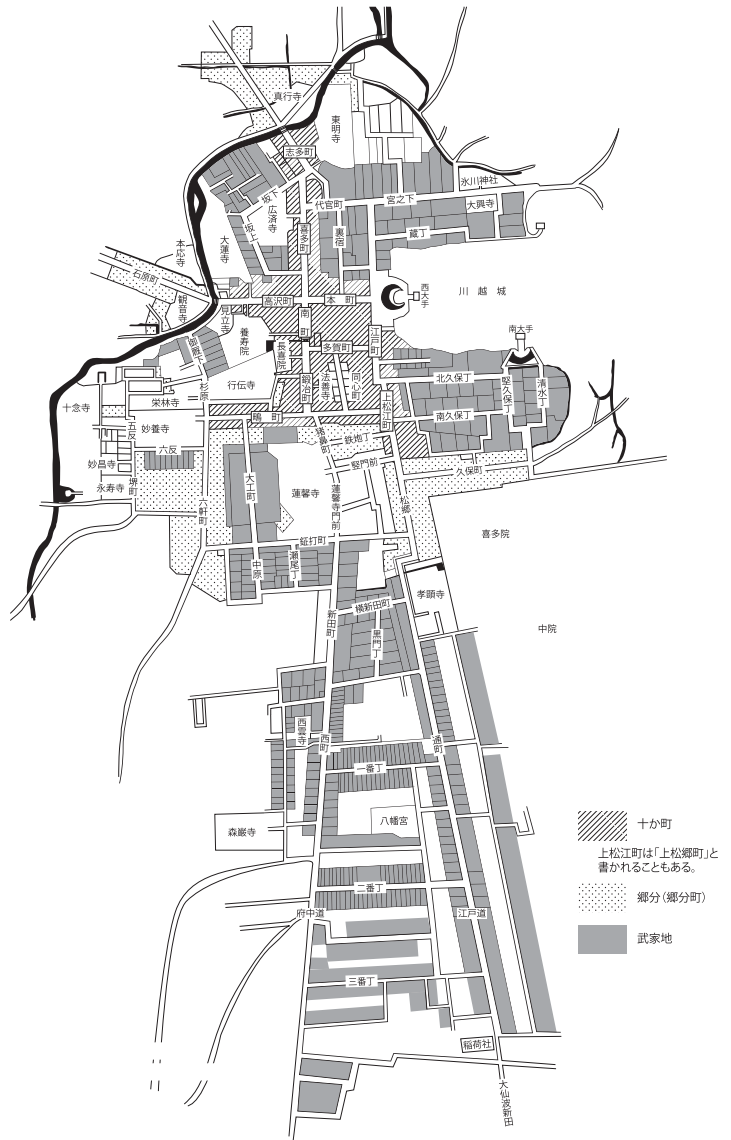
### ③ 寛永15年の大火と城下町の整備

寛永15年（1638）、川越城下に大火が発生し、城や城下町とともに、造営されたばかりの喜多院と東照宮が焼失しました。翌年川越城主となった松平信綱は、川越城の再建と拡張に着手し、それと並行して城下町も整備されました。まず、川越城の周辺及び街道沿いに武家地が設けられました。町人地は十ヶ町四門前といひ商人町である上五ヶ町（江戸町・本町・高沢町・喜多町・南町）及び職人町である下五ヶ町（多賀町・鍛冶町・志義町・志多町・上松江町）と門前町（養寿院門前・行伝寺門前・妙養寺門前・蓮馨寺門前）からなっていました。

また、徳川家康から秀忠、家光と、三代の信頼を得た天海が住職を務めた喜多院には、この大火後に江戸城二ノ丸から建築資材が運ばれ、喜多院と東照宮が再建されました。

### ④ 新河岸川舟運と川越街道

松平信綱は喜多院・東照宮の再建資材を運ぶため、新河岸川を改修するとともに、寺尾村（高階地区）に河岸場を開きます。以後江戸と川越を結ぶ舟運の拠点として、新河岸川沿いに上新河岸・下新河岸・牛子河岸・扇河岸・寺尾河岸が開設され、これはのちに川越五河岸と呼ばれました。



川越城下の町割り



川越城本丸御殿



川越五河岸からは、さらに川越・松山・飯能・青梅方面へ河岸道を通して物資の往来が盛んに行われました。運ばれた物資は、川越から江戸に運ばれる下り荷物として、米、麦などの俵物や醤油、酒粕、綿実、そうめん、サツマイモなどがあります。江戸から川越に運ばれる上り荷物では油、綿、太物、砂糖、瀬戸物、干鰯などがありました。特に、18世紀の中頃から武蔵野台地で栽培が始まったサツマイモは、江戸での評判がよく、名産「川越いも」としてもてはやされ、そのイメージは現在も続いています。



新河岸川河岸場跡

なお、陸路では、江戸日本橋を起点とした中山道の板橋宿から川越城に向かう川越街道が整備され、6つの宿場が設置されました。川越街道は中山道脇往還として栄え、川越城主の参勤交代にも使用されています。

### ⑤ 城下町商業の発達

城下町では領内の農産物や物資の集散地として、早くから定期市が開かれ、商業が発達していきます。江戸時代初期は定期市が商業の中心であり、2・6・9のつく日に開催される九齋市くさいいちがありました。やがて、常設の店舗による商売に移行し、新河岸川舟運による物資の流通で一層繁栄しました。

### ⑥ 花開く文化

物資の集散地として栄えた川越城下町は、江戸に最も近い城下町の一つであることから、江戸の文化をいち早く取り入れることができました。川越の有力商人や豪農たちは、江戸の文化人と活発に交流し、学問や文芸を身に付けていきました。また、城下町の鎮守である川越氷川祭の祭礼は、江戸の天下祭と呼ばれた山王祭や神田祭の影響を強く受けて発展し、華やかな都市祭礼として現在まで引き継がれています。



川越氷川祭の山車行事



## (4) 近代

川越町は明治時代に入っても商業で繁栄し、明治11年（1878）に県下初の国立銀行である第八十五国立銀行が開業しました。新河岸川舟運は、明治時代に最盛期を迎え、明治12年（1879）ころ新たに仙波河岸が新設されました。一方鉄道の敷設も進み、明治28年（1895）に川越と国分寺間に川越鉄道（現西武新宿線・国分寺線）が、明治39年（1906）に川越と大宮間に川越電気鉄道（昭和15年廃止）が、大正3年（1914）に川越と池袋間に東上鉄道（現東武東上線）が、昭和15年（1940）には、大宮から川越を通り高麗川まで、国鉄川越線（現JR川越線）が開通しました。

明治33年（1900）には、県下初の商業会議所が設立されましたが、構成員は、米穀と織物の関係者が多くを占めていました。

明治26年（1893）、川越町の3分の1以上が焼失する川越大火が発生し、大きな打撃を受けました。しかし、川越商人は防火建築として蔵造り町家の商家を次々に建造し、現在の蔵造りの町並みが形成されました。大正時代以降には、埼玉りそな銀行旧川越支店（旧第八十五銀行本店本館）など近代洋風建築が町並みに加わり、各時代の特色を反映した建築が共存しています。



川越市川越伝統的建造物群保存地区



旧第八十五銀行本店本館（埼玉りそな銀行旧川越支店）

## (5) 現代

本市は、第二次世界大戦で大きな空襲を受けることもなく、寺社や町並みがそのまま遺されました。郊外に工業団地・商業団地・住宅団地が次々と建設され、一方、台地上では畑作、低地では米作と農業が盛んで、農商工にバランスが取れた都市です。

現在、人口35万人余りの中核市となり、埼玉県内有数の都市として発展しています。

## (6) 川越市の沿革

現在の川越市域は、明治4年（1871）に川越藩から川越県となり、その後同年に入間県、同6年（1873）に熊谷県を経て、同9年（1876）には埼玉県に編入されました。

同22年（1889）に川越町として成立後、大正11年（1922）に県内初の市制が施行され、人口30,359人の川越市が誕生しました。その後、昭和14年（1939）に田面沢村<sup>たのもざわ</sup>を編入、昭和30年（1955）に隣接する芳野村、古谷村、南古谷村、高階村、福原村、山田村、名細村、霞ヶ関村、大東村を合併し、現在の市域となりました。

### 市域の沿革

年月日	沿革	面積
大正11年12月1日	入間郡仙波村（2,159人）が入間郡川越町（28,200人）に編入合併し、県下初の市制施行（計5,414戸、30,359人）	12.36km <sup>2</sup>
昭和14年12月1日	入間郡田面沢村（3,362人）が川越市（34,216人）に編入合併（計37,578人）	16.68
昭和30年4月1日	入間郡芳野村（4,442人）、古谷村（5,247人）、南古谷村（5,428人）、高階村（5,779人）、福原村（5,013人）、大東村（6,920人）、山田村（3,499人）、名細村（5,522人）、霞ヶ関村（6,293人）が川越市（56,711人）に編入合併（計19,799世帯 104,854人）	110.28
平成6年5月1日	川越市、狭山市、日高市の申請により境界修正	109.16

大正11年・昭和14年・昭和30年の資料は、「川越市合併史稿」（昭和41年12月1日発行）より。



市域の変遷（川越市立博物館常設展示図録）

## (7) 川越市の地区区分と特徴

現在の川越市域は、昭和30年（1955）に、旧川越市と周辺9カ村が合併して形成されたことから、城下町を中心とする本庁地区と経済や文化の面で強く結ばれながらも、旧村の単位を引き継いだ地区ごとに、歴史的なまとまりが継承されています。



地区区分図

### ① 本庁地区

昭和14年（1939）当時の旧川越市の範囲で、台地上に形成された市街地は、北部が近世城下町を起源とします。南部は川越駅や本川越駅など、近代になって都市化が進んだ地区でありながら、城下町につながる道が色濃く残り、喜多院をはじめとする古刹など、多くの文化財が集中する地区です。



石原の獅子舞

### ② 芳野地区

芳野地区は、本市の北東部に位置し、入間川が作った沖積地で、肥沃な土壌には古くから田が開かれ、自然堤防上には集落が形成されました。北から東に入間川が流れ、東側は、荒川の河川敷になっています。



芳野地区の水田

### ③ 古谷地区

古谷地区は、本市の東に位置し、地区の東には荒川と入間川が流れ、その合流点でもあります。また、西には九十川が伊佐沼から流れ、これらの河川がもたらした沖積地は豊かな穀倉地帯となっています。各集落は、度重なる洪水から家財を守るため、一段高い地盤を築き、その上に土蔵を建てて有事に備えました。これを水塚みづかと呼びます。



水塚



#### ④ 南古谷地区

南古谷地区は、本市の南東部に位置し、古谷地区と同様に河川がもたらした穀倉地帯です。東側は、荒川の旧河道が、西から南は新河岸川が、境となっています。屋敷林を構える豪農の屋敷も見られます。



並木の大クス

#### ⑤ 高階地区

高階地区は、本市の南東部に位置し、新河岸川右岸の台地上にあります。国道254号（旧川越街道）と東武東上線が地区を縦断しており、重要な都市軸となっています。また、地区の北東端を流れる新河岸川に面する一帯には、城下町川越の経済を支えた船問屋の名残も見られ、当時の繁栄ぶりがうかがえます。



船問屋の名残を残す伊勢安

#### ⑥ 福原地区

福原地区は、本市の南部に位置し、武蔵野台地の深奥部にあたります。17世紀半ばの新田開発で形成された地区は、集落の背後に平地林を抱き、南側の通りを挟み広大な畑地が広がる当時の地割が今もよく残ります。



福原地区の畑地と雑木林

#### ⑦ 大東地区

大東地区は、本市の南西部に位置し、武蔵野台地と入間川が作った沖積低地に分れます。台地と低地の西から北にかけて入間川が流れ、南から東にかけて台地が広がっています。入間川による河岸段丘の側の台地に、国指定史跡の山王塚古墳があります。



南大塚の餅つき踊り

#### ⑧ 霞ヶ関地区

霞ヶ関地区は、本市の西部に位置し、南に入間川が流れています。中央部に小畔川こあぜがわが低地を作る他は、その多くが入間台地です。小畔川沿いには、良好な田が広がり、北側の台地の麓には斜面林を背負った集落が続きます。



芳地戸のフセギ



## ⑨ 霞ヶ関北地区

霞ヶ関北地区は、本市の西部、霞ヶ関地区の北東部に位置し、東に入間川、北に小畔川が流れる台地の上にあります。昭和40年代（1965～1974）に開発された住宅街で、もとは霞ヶ関地区及び名細地区の一部でした。



御伊勢塚公園

## ⑩ 川鶴地区

川鶴地区は、本市の西部、霞ヶ関地区と名細地区に挟まれた小畔川左岸に位置し、昭和50年代（1975～1984）に、当時の日本住宅公団による土地区画整理事業が行われ、中層の共同住宅と戸建ての専用住宅、整備された都市公園からなる地区となっています。もとは霞ヶ関地区及び名細地区等の一部でした。



川鶴団地

## ⑪ <sup>なぐわし</sup>名細地区

名細地区は、本市の北西部に位置し、東に入間川が、中央に小畔川が流れています。当地区の東側3分の1は、河川が作る低地であり、水田が広がる中、入間台地や自然堤防上に集落が築かれています。

東武東上線霞ヶ関駅と鶴ヶ島駅を中心に市街化も進んでいますが、国指定の史跡である河越館跡や鎌倉街道の一部が残るなど、中世の遺構が良く残る地区です。



河越館跡史跡公園

## ⑫ 山田地区

山田地区は、本市の北部に位置する入間川が作った沖積平野にあたります。水田と集落が織りなす田園風景の中、国道254号が南北に通ることにより、沿道型の土地活用が進んでいます。住宅開発により都市化が進む中、獅子舞や神事などの伝統行事も盛んに行われています。



上寺山のマングリ

## 第2章 川越市の歴史遺産の概要

### 1. 歴史遺産の現状と概要

#### (1) 指定等文化財の概要

市内に所在する歴史遺産のうち、文化財保護法に基づく指定等文化財は、令和5年4月1日現在、国が指定する文化財が14件、登録有形文化財（建造物）が12件、登録記念物1件、埼玉県で唯一選定を受けている伝統的建造物群保存地区が1地区となっています。なお、令和5年3月20日に、新たに山王塚古墳が国指定史跡に指定されました。

埼玉県文化財保護条例に基づく指定文化財は42件、川越市文化財保護条例に基づく文化財は193件です。

なお、国指定無形民俗文化財のうち川越氷川祭の山車行事は、日本の「山・鉦・屋台行事」の一つとしてユネスコ無形文化遺産に登録されています。

川越市の指定等文化財一覧

令和5年4月1日現在

種別	国指定等文化財		県指定文化財		市指定文化財		合計	
	種類	件数	種類	件数	種類	件数		
有形文化財	重要文化財	建造物	5	建造物	9	建造物	51	65
		絵画	2	絵画	2	絵画	1	5
		彫刻	0	彫刻	2	彫刻	12	14
		工芸品	3	工芸品	5	工芸品	18	26
		書跡・典籍・古文書	1	書跡・典籍・古文書	7	書跡・典籍・古文書	28	36
		考古資料	0	考古資料	1	考古資料	6	7
		歴史資料	0	歴史資料	1	歴史資料	6	7
	登録有形文化財（建造物）	12					12	
無形文化財	重要無形文化財	0	無形文化財	0	無形文化財	0	0	
民俗文化財	重要有形民俗文化財	0	有形民俗文化財	1	有形民俗文化財	20	21	
	重要無形民俗文化財	1	無形民俗文化財	6	無形民俗文化財	12	19	
記念物	史跡	2	史跡	3	史跡	31	36	
	名勝	0	名勝	0	名勝	0	0	
	天然記念物	0	天然記念物	1	天然記念物	8	9	
			旧跡	4			4	
	登録記念物	1				1		
文化的景観	重要文化的景観	0					0	
伝統的建造物群	重要伝統的建造物群保存地区	1					1	
国 合計		28	県 合計	42	市 合計	193	263	
合計 263 件								

\*重要美術品2点を追加する場合は、合計265件

### (2) 未指定文化財の概要

本市で現在把握している未指定文化財は計1,889件です。市内に所在する未指定文化財は下記の表の通りです。なお、各未指定文化財の詳細については、資料編に記載します。

#### 未指定文化財の把握状況

地区名	件数	有形文化財			無形文化財	民俗文化財		記念物	文化的景観	埋蔵文化財	その他
		建造物	美術工芸品		食文化	有形	無形	遺跡	景観	包蔵地	伝説
			古文書	歴史資料							
①本庁	382	158	23	1	0	91	4	0	0	64	41
②芳野	120	13	1	1	0	61	2	1	1	34	6
③古谷	101	4	3	1	0	66	1	1	1	15	9
④南古谷	136	5	1	2	0	30	82	1	1	9	5
⑤高階	54	1	1	1	0	33	0	3	0	8	7
⑥福原	51	12	2	1	1	12	4	3	1	11	4
⑦大東	302	16	1	1	0	51	165	2	0	58	8
⑧霞ヶ関	215	10			0			3	0	78	
⑨霞ヶ関北	9	0	5	1	0	106	0	1	0	8	12
⑩川鶴	2	0			0			0	0	2	
⑪名細	382	14	1	1	1	200	86	1	0	65	13
⑫山田	139	9	3	1	0	83	34	1	1	2	5
その他	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,889	242	46	11	2	733	378	17	5	345	110

註 「その他」は市外のもの。「包蔵地」は、地区をまたがる分があり、市内の包蔵地の合計345件を超える。「件数」を合計すると1,898になるが、「包蔵地」の地区またぎ分の重複があるためである。

## 2. 歴史遺産の特徴と類型

### (1) 有形文化財（建造物）

建造物の指定等文化財は、国指定5件、国登録12件、県指定9件、市指定51件です。

喜多院6棟（国指定）は、寛永15年（1638）の大火の後、江戸城紅葉山から移築された客殿・書院・庫裡と新設された慈眼堂・鐘楼門、大火を免れた寛永9年（1632）建築の山門があります。喜多院の境内には、重要文化財の他、慈恵堂（県指定）と多宝塔（県指定）、番所（県指定）もあります。



東照宮（本殿）

喜多院の南に位置する東照宮6棟（国指定）は、同じく寛永15年（1638）の大火後に建築されたもので、三間社流造の本殿・唐門・瑞垣・拝殿及び幣殿は、朱塗りで極彩色の装飾が施されています。その他、隨身門と石鳥居も重要文化財となっています。

また、喜多院の創建時に近江国坂本の日吉社を勧請したと言われる日枝神社本殿（国指定）は朱塗りの三間社流造で、近世以前の古い技法が用いられていることが特徴です。

城下町旧十ヶ町にある大沢家住宅（国指定）は、寛政4年（1792）に呉服太物商によって建てられた蔵造りの店で、明治26年（1893）の川越大火に残り、その後の蔵造りの町並みが形成されるきっかけになった建造物です。旧山崎家別邸（国指定）は、大正14年（1925）に、川越経済界の実力者山崎嘉七が日本で最初の住宅作家と評される保岡勝也に依頼して建てた和洋館並列住宅です。



大沢家住宅

また、県指定文化財として川越城内の三芳野神社社殿及び末社である蛭子社・大黒社（県指定）、古尾谷八幡神社社殿（県指定）、古尾谷八幡神社旧本殿（県指定）、氷川神社本殿（県指定）、八坂神社本殿（県指定）などの神社建築が多く指定されています。その他、川越城本丸御殿及び家老詰所（県指定）は、御殿建築として貴重な建造物です。

市指定文化財は51件あり、そのうち時の鐘や土蔵造り町家などの18件は川越市川越伝統建造物群保存地区内にあります。その他、町家10件は地区外にあります。また、地域で大切に守られてきた薬師神社他、神社建築13件及び寺院建築2件が市指定となっています。その他旧川越織物市場（市指定）、旧栄養食配給所（市指定）、笹原門樋（市指定）、沼口門樋（市指定）、三軒家樋管（市



指定) という近代産業遺産と埼玉県立川越女子高等学校明治記念館(市指定)の学校建築があります。

登録有形文化財は、12件登録されており、旧八十五銀行本店本館、旧六軒町郵便局、旧武州銀行川越支店、日本聖公会川越キリスト教会礼拝堂、太陽軒など近代化を象徴する建築物があります。また、佐久間旅館奥の間や旧鏡山酒造蔵、三重家住宅主屋及び門のような近代和風建築、そして看板建築の旧湯宮釣具店があります。また、伝統的建造物群保存地区には、伝統的建造物136件が所在し、現在も暮らしが営まれているものも多くあります。

未指定文化財は、旧川越市都市景観条例に基づく都市景観重要建造物、景観法に基づく景観重要建造物が79件、近代和風建築が76件、などがあります。

### (2) 有形文化財(絵画)

絵画の指定等文化財は、国指定2件、県指定2件、市指定1件、重要美術品が1件です。

三十六歌仙額(岩佐勝以筆)(国指定)は、寛永17年(1640)に東照宮に奉納された36面で、後に鷹絵額(県指定)12面も奉納されています。紙本著色職人尽絵(国指定)は、喜多院が所蔵する屏風で、近世初頭の様々な職人の姿が描かれており、風俗史や職能民を研究する上で重要な絵画資料です。

三芳野天神縁起(県指定)は、慶安2年(1649)に松平信綱が三芳野神社に奉納したもので、本格的な社寺縁起絵巻です。その他、堀河夜討図(市指定)は、酒井忠勝が養寿院に奉納したと伝わる屏風です。重要美術品に認定された絹本著色東照権現像は、茨城県守谷市西林寺に伝えられた東照権現像です。以上の絵画は、すべて寺社への奉納物であることが特徴と言えます。



三十六歌仙額

### (3) 有形文化財(彫刻)

彫刻の指定文化財は、県指定2件、市指定12件です。

木造天海僧正坐像(県指定)は、寛永20年(1643)天海が亡くなる2か月前に造られた寿像で、天海の人となりを見せる貴重な資料です。灌頂院の木造薬師如来坐像(県指定)は、古谷地区の古仏群を代表する作品です。市指定の彫刻は、8件が平安時代から鎌倉時代にかけて造立された仏像で、養寿院・蓮馨寺・天然寺・灌頂院・天岑寺阿弥陀堂・蓮光寺に遺されています。その他、養寿院には円空仏(市指定)、東照宮には木造隨身像(市指定)及び木造獅子狛犬(市指定)があります。



木造天海僧正坐像

#### (4) 有形文化財（工芸品）

工芸品の指定等文化財は、国指定3件、県指定5件、市指定18件、重要美術品1件です。



養寿院銅鐘

重要文化財に指定されている銅鐘は2件で、ひとつは正安2年（1300）筥崎山地蔵院（川口市）にもともと奉納されたもので、現在喜多院に伝来しています。もうひとつは養寿院の銅鐘で、文応元年（1260）河越経重が河越荘内の新日吉山王社に奉納したもので、鑄造した丹治久友は当時一流の鑄物師で、優れた作品であるとともに、河越荘の名が金石文に見える最初の資料として、歴史的にも貴重な銅鐘です。

重要文化財の太刀は、鎌倉初期の友成作であり、東照宮に奉納された7口の太刀の一つで、徳川家康の指料との伝承です。他の6口は県指定文化財に指定されています。

県指定の工芸品は、拵え付太刀長吉作と地元の刀鍛冶が鍛えた武州河越住新儀惣兵衛允則重作太刀で、いずれも三芳野神社に奉納されたものです。また、古尾谷八幡神社の神宝として伝来した銅造阿弥陀三尊懸仏（県指定）

は、径77.4cmで鎌倉時代後期の大型懸仏です。

喜多院に伝来した黒地小花模様小紋帷子（県指定）と白綾地松竹鶴亀宝尺模様産着（県指定）は、江戸時代初期の武家の衣料であり、いずれも徳川家ゆかりの所用品として貴重な存在です。

市指定の工芸品は、藤枝英義・正木英辰・則重・吉英などが鍛えた郷土刀の作品11口と川越藩郡奉行安井政章が江戸の名工大慶直胤に発注した十文字槍があります。また、鐺は川越在住恒忠の作品です。その他上戸日枝神社や、尾崎神社などの懸仏が市指定文化財となっています。

#### (5) 有形文化財（書跡・典籍・古文書）

書跡・典籍・古文書の指定文化財は、国指定1件、県指定7件、市指定28件です。

宋版一切経（国指定）は、中国の宋時代に印刷された貴重な經典であり、徳川家康から喜多院に寄進



宋版一切経

されたと伝わります。また喜多院住職の天海は、徳川家光の後援を受けて、日本初の一一切経の印刷を試みました。喜多院には、天海版一切経（市指定）が残されています。この他、寺社文書として天海関係文書（県指定）、喜多院日



鑑（県指定）、蓮馨寺日鑑（県指定）、川越氷川神社文書及び三芳野神社文書（市指定）、中院文書（市指定）、古尾谷八幡神社所蔵徳川歴代將軍朱印状（市指定）があります。

戦国時代にこの地域を支配した北条氏から在地の有力者に出された朱印状や書出が、大野家文書（県指定）、大袋大河原家文書（市指定）、菅間竹ノ谷文書（市指定）、谷中大野家文書（市指定）など旧家に遺されています。光西寺松井家文書（県指定）は、川越最後の藩主を務めた松平周防守家伝来の文書で、鎌倉時代の將軍家政所下文や徳川家康文書などがあります。

江戸時代の町方文書として、城下町の一つ本町の名主であった弥左衛門が、子孫に教訓として残した榎本弥左衛門覚書（県指定）があり、江戸時代初期の世情を記録したのものとして貴重です。その他、町方文書8件、地方文書3件、新河岸川舟運の船問屋の文書3件が市指定文化財に指定されています。

その他、頼山陽著の「日本外史」を川越藩が出版した川越版日本外史（市指定）、鍛冶町の名主であった中島孝昌が執筆した地誌である武蔵三芳野名勝図会（市指定）、明治から昭和にかけて、地域の古文書を収集した小杉権次郎氏収集文書（市指定）があります。



榎本弥左衛門覚書

江戸時代後期、農村を中心に<sup>せきりゅう</sup>関流や最上流の

算術を学び、地元の神社に問題と述（解き方）を算額に記して奉納することが流行しました。久下戸氷川神社・古尾谷八幡神社・山田八幡神社・石田藤宮神社に、市指定の算額が残されています。

未指定の古文書として、町方や地方文書、川越藩の旧藩士の文書など多岐にわたります。また、郷土史家の岸伝平氏や岡村一郎氏による川越町を中心にした収集文書や、川越藩松平大和守家の歴史資料を収集した渡辺刀水の収集文書なども見られます。

### (6) 有形文化財（考古資料）

考古資料の指定文化財は、県指定1件、市指定6件です。

県指定の丸木舟は、旧入間川の自然堤防から発見された全長5.4mの<sup>かや</sup>榿製で、縄文時代のものと考えられています。市指定の下小坂古墳群出土品・三変稻荷神社古墳出土品・牛塚古墳出土品・山王塚西古墳出土品は、いずれも古墳からの出土品です。喜多院歴代住職の墓地内に立つ延文の板碑（市指定）は、<sup>りょくでいへんがん</sup>緑泥片岩製の武蔵型板碑で、南北朝時代の人々が死後の安穩を願って造立したものです。また、<sup>がきょう</sup>瓦経（市指定）は、喜多院東方で発見されたと伝わるもので、法華経の一部が<sup>へらが</sup>篋書きされています。



## (7) 有形文化財（歴史資料）

歴史資料の指定文化財は、県指定1件、市指定6件です。

県指定文化財の徳川将軍献上太刀6口は、徳川将軍家から元は東照宮に奉納されたものですが、現在は喜多院にあります。松井松平家伝来葵紋大旗（市指定）は、松平周防守家ゆかりの光西寺に伝来したもので、徳川家康から下賜された旗とその写しです。牛頭天王縁起絵巻（市指定）は、寛保2年（1742）の洪水の後、再建に至る経緯を記録したもので、地誌「多濃武の雁」の著者の関与が窺われます。湯花



「川越の四季」屏風

よう大釜（市指定）は、古尾谷八幡神社の湯立神事に用いられた大釜で、奉納した地元の人々の名が記されています。金山神社保管資料（市指定）は、鍛冶町に住んだ鍛冶職人たちの信仰に関する資料です。「川越の四季」屏風（市指定）は、高沢町の名主を務めた梅曉堂盤雨の作品で、春夏秋冬の人々の生活が

描かれています。徴発物件書類家屋取調書は、明治26年（1893）に発生した川越大火以前の川越町の住居プランがわかるもので、往時の都市住居の実態を知ることができる資料です。

未指定の歴史資料として、昭和30年（1955）の大合併以前の、芳野村や古谷村など全ての村の行政文書があります。また、中央図書館で整理され目録化された霞ヶ関村役場文書や川越市役所文書、博物館で所蔵する川越商工会議所関係文書など、明治から昭和における川越の歴史を紐解くためには必須の資料です。

## (8) 無形文化財

本市には指定等されている無形文化財はありません。未指定文化財の食文化として福原地区のサツマイモ、名細地区が発祥の河越茶があります。江戸時代後期から川越藩領だった三富地区（三芳町・所沢市）やその周辺で生産されたサツマイモは、「名所江戸百景 びくにはし雪中」の浮世絵に描かれた「○やき 十三里」のように、川越の特産として著名でした。また、河越茶は、鎌倉時代に日本の銘茶の生産地として「武蔵河越」と記され、その後明治期に狭山茶の名称で親しまれています。



びくにはし雪中

### (9) 民俗文化財（有形の民俗文化財）

有形の民俗文化財の指定文化財は、県指定1件、市指定20件です。

県指定文化財の川越氷川祭山車は、川越氷川神社の氏子である旧十ヶ町のうち、喜多町・幸町（2台）・志多町・元町2丁目・松江町2丁目・仲町・大手町に六軒町・今成の2町を加えた9町10台です。これらは、国の重要無形民俗文化財「川越氷川祭の山車行事」に出される山車の一部で、江戸時代から大正時代にかけて造られました。山車の他、文政9年（1826）の川越氷川祭礼を描いた絵巻と天保15年（1844）に奉納された当時の山車を描いた大絵馬が、指定の一部となっています。



川越氷川祭礼絵馬

市指定文化財では、川越祭り山車1台と踊り屋台2台が指定されています。その他、祭礼に関する道具として、中福の根岸家神楽用具一式と大山講神酒棗及び関係用具があります。絵馬は10件が指定されていますが、馬が描かれた大絵馬（2件）や鷹の木彫を貼り付けた絵馬は本物の代わりとして奉納したものとイえるでしょう。

本行院本堂造営図大絵馬や寛保の水害てつだいふしん手伝普請図大絵馬は、大工事を無事終えることができた感謝の意味をこめての奉納でしょう。鉄砲台を打つ鍛冶職人図大絵馬や荷馬車馬子まご拌み図絵馬は稼業繁栄を祈願して奉納された考えられます。高島流砲術額は、砲術の上達を願って奉納されたと思われる。三国志図大絵馬や朝鮮通信使図大絵馬のような巧みな絵師が描いた絵馬も注目されます。



五百羅漢

その他、2件の町方民具は、江戸時代から明治時代の商家の生活を知ることができる資料です。また、川越唐とうざん棧着物と小布帖こぬのちょうは、川越特産の織物として有名だった川越唐棧を偲ぶ資料です。喜多院内にある五百羅漢しじょうは、志誠の発願で天明2年（1782）から建立が始まり、たくさんの人々の寄進により完成したもので、さまざまな表情の羅漢を見ることができます。

また、未指定文化財としては、多くの石造物の存在が『川越の石佛』（1973）などで明らかにされています。本計画の作成過程で、その所在確認をしたところ、新たな石造物の存在も確認することができました。



## (10) 民俗文化財（無形の民俗文化財）

無形の民俗文化財の指定文化財は、国指定1件、県指定6件、市指定12件です。

重要無形民俗文化財に指定されている川越氷川祭の山車行事は、慶安元年（1648）に川越城主松平信綱が神輿渡御の祭りを奨励したことにより始まった祭礼です。町人町十ヶ町の氏神である川越氷川神社の秋の例大祭であり、神輿に続く十ヶ町の山車をはじめとする付け祭りの変遷が、江戸の天下祭と呼ばれた山王祭・神田祭の影響をて発展しました。平成28年（2016）には、「山・鉦・屋台行事」33件の一つとして、ユネスコ無形文化遺産に登録されました。



川越祭りばやし（中台）

芸能では、川越で広く伝承されてきた三匹獅子舞が石原の獅子舞（県指定）ほか市指定の獅子舞が4件あります。万作は万作芝居と手踊りを継承する老袋の万作（県指定）と、手踊りを継承する鯨井の万作（市指定）があります。川越氷川祭の山車行事の山車の上でも演奏される祭りばやしは市内各地に伝わっていますが、特に中台と今福の祭りばやしは県指定文化財となっています。

仰向けになって足先に面をつけて両足を上げながら躍る南田島の足踊り（市指定）も、祭りばやしにのせて踊られます。

川越鳶組合で伝承されている川越の木遣り（市指定）は元来は仕事歌ですが、川越氷川祭の山車行事でも欠かせない芸能です。また、中福の根岸家が元締めとして継承する中福の神楽（市指定）は、相模流の里神楽です。南大塚の餅つき踊り（県指定）は祝い事に複数の人が踊りながら餅をつきます。

行事では、その年の天候や作柄を占う年占の行事である老袋の弓取式（県指定）と石田藤宮神社の筒粥神事（市指定）や、厄払いの行事である芳地戸のフセギ（市指定）と上寺山のマングリ（市指定）、富士山信仰に基づく火祭りである新宿雀ノ森のお焚き上げ（市指定）があります。

また、男の子が大きなホロを担ぐほろ祭（県指定）は、元服式の意味合いがあるといわれる行事です。

未指定文化財として、正月やお盆、彼岸、節句など多くの年中行事の存在が、『川越市の年中行事Ⅰ』（1998）、『川越市の年中行事Ⅱ』（2000）などの報告書から明らかにされています。



ほろ祭



### (1) 記念物（遺跡）

史跡の指定等文化財は、国指定2件、県指定3件、県指定旧跡4件、市指定31件、登録記念物1件です。国指定史跡として、7世紀後半に築造された日本最大の上円下方墳である山王塚古墳（国指定）、平安時代末から戦国時代に至る武士の居館跡である河越館跡（国指定）があります。



奥貫友山墓

貝塚や古墳等では、小仙波貝塚（市指定）、三変稻荷神社古墳（市指定）、舟塚古墳（市指定）があります。中世から近世にかけての寺社や城跡の史跡として、喜多院（市指定）、東照宮（市指定）、日枝神社（市指定）、上戸日枝神社境内（市指定）、中院（市指定）、三芳野神社（市指定）や、川越城跡（県指定）、大堀山館跡（県指定）があります。また、近世の武家屋敷である永島家住宅（市指定）

や、明治期の町人住宅である原田家住宅（市指定）があります。歴史的な痕跡を示すものとして、万葉遺跡占肩の鹿見塚（県指定）、烏頭坂（市指定）、川越夜戦跡（市指定）、砂久保陣屋跡（市指定）、新河岸川河岸場跡（市指定）、水戸藩十九烈士埋葬の地（市指定）があります。

次に歴史的に価値がある墓として、奥貫友山墓（県指定）、中島孝昌墓（県指定）、高山繁文墓（県指定）、岩田彦助の墓（市指定）、安井政章の墓（市指定）、西川練造の墓（市指定）、高林謙三の墓（市指定）、赤沢仁兵衛の墓（市指定）などがあります。

また、川越藩主の廟所として、喜多院に松平大和守家廟所（市指定）、光西寺に松平周防守家廟所（市指定）があります。

また、登録記念物では、重要文化財旧山崎家別邸の庭として旧山崎氏別邸庭園があります。未指定文化財では、東山道武蔵路や川越街道など道に関わるもの、江戸時代の畑作新田を開発した際の地割遺構や、水塚や堤防など、台地や低地にくらす人々にとって、必要不可欠なものがあります。

また、登録記念物では、重要文化財旧山崎家別邸の庭として旧山崎氏別邸庭園があります。未指定文化財では、東山道武蔵路や川越街道など道に関わるもの、江戸時代の畑作新田を開発した際の地割遺構や、水塚や堤防など、台地や低地にくらす人々にとって、必要不可欠なものがあります。



下小坂の大ケヤキ

### (2) 記念物（動物・植物・地質鉱物）

天然記念物の指定文化財は、県指定1件、市指定8件です。

天然記念物は、すべて樹木で、県指定文化財は、もと農家の庭木であったクスノキで、現在は公園となっています。個人宅の庭にあるツゲ以外は、全て神社等の境内にあるもので、いずれも巨木であり地域のランドマークとなっているものもあります。

### (13) 文化的景観

本市には選定された文化的景観はありません。未指定文化財として、芳野・古谷・南古谷・山田地区の低地に広がる水田景観があります。そのほとんどは耕地整理によって区画されたものですが、川越の低地を示す景観です。また福原地区における武蔵野は、コナラやクヌギなどの雑木林の繁茂する景観です。武蔵野とは本来は薄野のような草地を意味する言葉ですが、17世紀前期の開発によって広葉樹が植林され、現在のような景観となりました。

### (14) 伝統的建造物群

埼玉県内で、唯一の重要伝統的建造物群保存地区として、川越市川越伝統的建造物群保存地区の7.8haが選定されています。明治26年（1893）の大火の後、明治末期にかけて建設された防火性能の高い重厚な蔵造りの町家を中心に、近代洋風建築なども含めた伝統的建造物が建ち並び、特色ある歴史的景観を形成しています。

### (15) 埋蔵文化財

旧石器時代から近世にかけての遺跡が市内各所に345か所ありますが、古墳時代から中世にかけての遺跡が特に多い点が川越市の特色となっています。

こうした特色が生まれた背景には、古墳時代から中世にかけて大きな政治勢力が川越市域で継起し、入間地域の中心地として栄えたためです。たとえば、7世紀後半～8世紀初頭に築かれた山王塚古墳は、全国的にも稀少な上円下方墳という墳形をしており、その規模も大変大きいため、入間地域の地域政治に大きな影響力を行使した人物が葬られたものと考えられます。また、霞ヶ関遺跡には古代入間郡の中心だった入間郡家があり、その周辺にあたる河越館跡は、平安時代から室町時代にかけての有力武士であった河越氏の拠点が築かれました。

### (16) その他

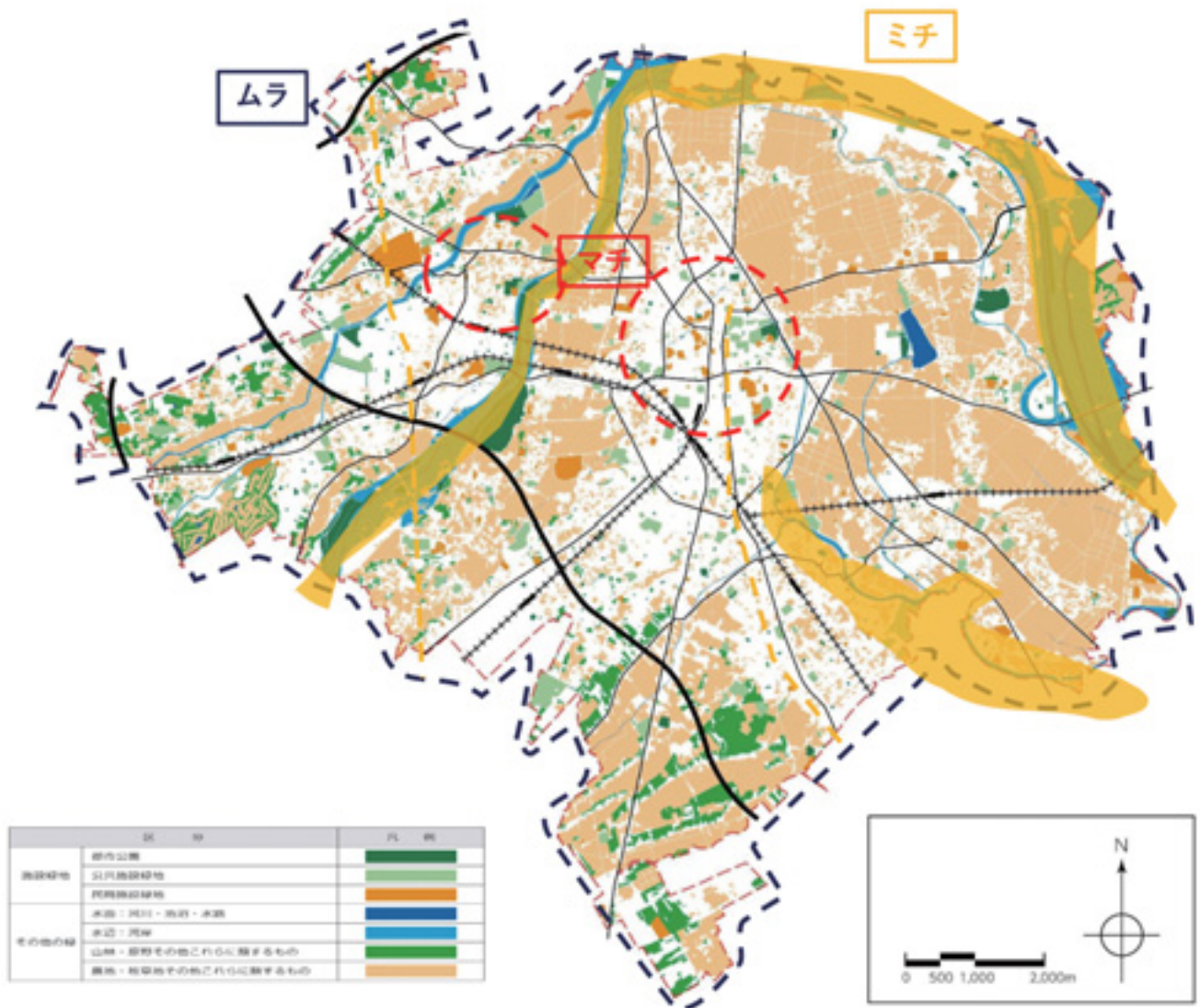
本市教育委員会では、急激な都市化により言い伝えなどが消滅しつつあったために、明治30～40年代（1897～1912）生まれの各地区の古老から収集した伝説について、『川越の伝説』（1981年）、『続川越の伝説』（1984年）を発刊しました。今となっては聞くことの叶わない言い伝えが多く採集されており、市内の地区を特徴づける内容となっています。

## 第3章 川越市の歴史文化の特徴

本市は、高い山もなく海もなく、概ね平坦な台地と低地からなるという自然条件に大きく影響を受けてきました。

これらの風土、地形、人の営みを、古代から近代までの時代を貫き、加えてそのような条件のもとで育まれた歴史遺産の特徴をあわせてみると、本市の歴史文化の特徴は、(1)マチ、(2)ムラ、(3)ミチという、大きく三つの構造に分類することができます。

ここでいう歴史文化とは、多様な文化財とそれらを生み育んだ自然環境、人的環境、歴史的背景などの総体を指します。その特徴は、市町村に固有の歴史や文化にまつわる地域的な特徴とされ、その地域の独自性やその「らしさ」を示すものです。



川越の歴史文化の構成イメージ図



## (1) マチの歴史文化

鎌倉時代の河越氏の居館である河越館跡<sup>やかたあと</sup>、戦国から江戸時代にかけての川越城とその城下町など、川越には古くから多くの人々が集住した場所が見られます。江戸時代の川越城があった範囲には、明治時代から現在にいたるまで、市庁舎を始めとする役所が置かれ、また旧城下町の蔵造り町家など、今も川越を語るうえで欠かせない多くの歴史遺産がマチに見られます。

市内には、古来より人々が集まる場として機能してきた場所があります。霞ヶ関遺跡には、古代入間郡の役所である郡家<sup>ぐうけ</sup>があったとされます。その近辺にある河越館跡は、中世に武蔵国内の在庁官人を統括する武蔵国留守所惣検校職を相伝した河越氏の館です。このように、現在の霞ヶ関・名細地区には、多くの人々が住むマチとも呼べる場があったと考えられます。

その後、室町時代に太田道真<sup>どうしん</sup>・道灌<sup>どうかん</sup>によって河越城が築かれると、賑わいの中心が現在の本庁地区に移りました。江戸時代には、江戸に近い城下町の一つとして、將軍の信頼の厚い親藩・譜代の大名が川越藩主となりました。江戸時代前期の川越藩主松平信綱は城下町を整備しました。また、城下町の鎮守である氷川神社の祭礼として、江戸の天下祭と呼ばれた山王祭や神田祭の影響を強く受けた川越氷川祭は、華やかな都市祭礼として現在まで引き継がれています。

旧城下町を中心に明治22年（1889）に成立した川越町は、明治時代もなお商業で繁栄しました。その後、同26年（1893）に、川越町の全戸数の3分の1以上を焼失する川越大火が発生し、大きな打撃を受けました。そのような困難にもかかわらず、川越商人は防火建築として蔵造り町家の店舗を次々に建造し、これが現在の蔵造りの街並みとして受け継がれてきました。



河越館跡イメージ図



昭和30年代の鍛冶町通り

## (2) ムラの歴史文化

縄文時代から平安時代にかけて、ムラの生活の痕跡が見られます。再び人々の動きが確認できるのは、主に戦国から江戸時代にかけてです。江戸時代、現在の市域には1つの町と92の村があり、ムラの時代といっても過言ではありません。明治時代には、これらの村が合併して川越町や芳野村などが生まれました。これらのムラが、川越の生産や工業を支えました。

現在の本市は、江戸時代の1町92村で構成されています。92の村には、それぞれ特色がありますが、大きく二つの地形上の特徴があります。

川越市域の北から東にかけては、荒川と入間川による沖積低地が広がり、南から西に武蔵野台地や入間台地が広がっています。沖積低地は、入間川・荒川と武蔵野台地に挟まれた水田地帯であり、洪水に苦しみながらも、自然堤防上の微高地に早くからムラが形成されました。一方で、南西の方には武蔵野台地が広がり、土地がやせ、水利が悪く、原野として残されていました。

江戸時代になると、沖積低地の穀倉地帯を守るために、大規模な治水工事が何度も行われました。また、川越城主松平信綱は武蔵野台地の開発を推し進め、さらに柳沢吉保の時代には三富新田が開かれるなど、この原野に多くの村々が生まれ、広大な畑作地帯が形成されました。これらの農地から生まれる産物は、川越藩だけでなく、江戸という大消費地も支えました。

また、地元では、水田地帯を「タバシヨ」「サト」と呼び、畑作地帯を「ノガタ」と呼んでいます。このような生業の違いは、衣食住や年中行事を行う時期の違いなど、生活様式にも大きな影響を与え、それぞれに異なる歴史と民俗を生み出してきました。

明治時代になると、村の名主は戸長こちやうとなり引き続き村を治め、明治22年（1889）に近隣の村が合併し、川越町、芳野村などの町村が生まれました。これらの町村は、昭和30年（1955）に合併し、現在は本市に含まれています。江戸時代の村の枠組みは、その大部分が大字おおあざとして今も残されています。



北田島村絵図



落葉かき

### (3) ミチの歴史文化

古代の駅路である東山道武蔵路に面した入間郡家、それを抑えるように設置された河越館跡等、マチとミチとは密接な関係があります。江戸時代の川越街道や新河岸川等は、川越や江戸のようなマチを結ぶとともに、周辺のムラとも密接につながっています。流通や交通の結節点である川越の特徴について、マチとムラのそれぞれが有機的に結ばれるミチの要素は不可欠です。

霞ヶ関遺跡には、古代の入間郡家が存在したと想定され、その近くを東山道武蔵路とうさんどう むさしみちが通っていたとされています。この駅路こそ、山王塚古墳を代表とするような中央の文化が入るミチでした。

鎌倉時代には、川越の西側に鎌倉街道上道かみつみちがありますが、「鎌倉道」と呼ばれた枝道によって川越と鎌倉街道がつながりました。その後、太田道真どうしん・道灌どうかんが長祿元年（1457）河越城と江戸城を築き、北条氏が小田原を本拠として武蔵国を掌握しましたが、いずれも河越城と江戸城を兵站地として重視しており、川越と江戸との交通が頻繁だったと考えられます。



新河岸川早船引札（毛呂山町歴史民俗資料館蔵）

江戸時代、川越と江戸をつないだ川越街道を整備した松平信綱は、同様に川越と江戸を結ぶ新河岸川の舟運を開き、新河岸と呼ばれた新規の河岸場を設置しました。川越街道は中山道の脇往還として栄え、川越城主の参勤交代にも使用されました。物資の集散地として栄えた川越城下町の有力商人たちは、江戸の文化人などと活発に交流し、学

問や文芸を身に着けていきました。

明治28年（1895）川越・国分寺間の川越鉄道を皮切りに、川越電気鉄道、東上鉄道が整備され、昭和15年（1940）には、国鉄川越線も開通しました。一方、明治期に最盛期を迎えた新河岸川舟運は、明治43年（1910）の大水害の後、新河岸川の改修工事が実施されたため、水量が減少、昭和6年（1931）に埼玉県が通船停止令を出したことにより、終焉を迎えました。



烏頭坂（川越街道）



## 第4章 歴史遺産の調査と課題

### 1. 既存の歴史遺産の調査の概要

川越藩の城下町であった本市は、地域の記録として『川越索麵』(1749)、『多濃武の雁』(1753)、『川越地理略』(1767)、『川越年代記』(1781)などが江戸時代より版行されています。これらは武士や僧侶により書かれた地誌ですが、江戸時代の後期に入ると、これまでの地誌の集大成ともいえる『武蔵三芳野名勝図会』(1801)が、町人である中島孝昌により作成されました。

明治時代以後は行政主導の地誌編さんが多くなり、もとは江戸時代に幕府により編さんされた『新編武蔵風土記稿』が、明治17年(1884)に出版されました。また、大正2年(1913)には、川越の郷土史家である安部立郎が『入間郡誌』を編さんしました。

大正4年(1915)に安部立郎らが設立した私立川越図書館は、後に町立の図書館となり、現在の川越市立図書館の礎となりました。図書館では、長らく郷土資料の収集と研究を行ってきましたが、特に昭和11年(1936)に図書館内に設置された「川越史料調査研究会」は、市内の史跡名勝の調査や伝説の採集、郷土人についての伝記編集を行い、『川越の史跡名勝案内』や『川越の伝説』などを出版しました。

また、各地域の自治会や公民館などが中心となって郷土史を研究しようとする動きもあり、『川越の地誌』(1952)、『仙波の郷土史』(1955)、『大東の歴史』(1956)、『高階村史』(1958)、『霞ヶ関の歴史』(1962)などが次々と刊行されました。

昭和29年(1954)から昭和33年(1958)にかけて、岸伝平を始めとする郷土史家が「川越叢書刊行会」を結成し、『川越閑話』(1954)、『川越夜船—新河岸川舟運史』(1954)など全10巻を刊行しました。川越叢書の刊行は、当時の郷土研究の集大成であり、また将来の『川越市史』の編さんに備えることも目的にしていました。これらの成果を受けて、昭和37年(1962)より『川越市史』の編さん事業が開始され、昭和61年(1986)までの間に、通史5巻7冊、資料集17点が刊行されました。

## 川越市史関連刊行物一覧

書名	編者	刊行年
川越市立小学校沿革誌写 (第1分冊・第2分冊)	川越市役所総務部 市史編纂室	昭和40年(1965)
川越市合併史稿		昭和41年(1966)
川越町役場職員名簿1・2・3		
川越市・村合併聞き書(川越市史資料集 第2集)		
川越市特別職並びに議員名簿(川越市史資料集 第3集)		
川越・狭山工業住宅団地造成聞き書(川越市史資料集 第4集)		
川越市史 民俗編		昭和43年(1968)
川越の政治と生活の聞き書(川越市史資料集 第5集)		昭和44年(1969)
明治から大正へ 聞き書1(川越市史資料集 第6集)		昭和45年(1970)
川越市史 第1巻 原始古代編		昭和47年(1972)
川越市史 第5巻 現代編Ⅱ		
川越市史 史料編 近世Ⅲ		
明治から大正へ 聞き書2(川越市史資料集 第7集)		昭和48年(1973)
川越の石佛		昭和50年(1975)
川越市史 史料編 中世Ⅱ		
川越市史 史料編 近世Ⅱ		
川越市史 第4巻 近代編		
川越市史 史料編 近世Ⅰ		
川越市史 第5巻 現代Ⅰ		
川越市史 第3巻 近世編		
川越市史研究	川越市庶務課 市史編纂室	昭和59年(1984)
川越市史 第2巻 中世編		昭和60年(1985)
川越市史年表		昭和61年(1986)
川越市史写真集		
川越市史研究 第2号		川越市立図書館
川越市史研究 第3号	昭和63年(1988)	
川越市史文書複製集	平成4年(1992)	
川越市史研究 第4号	平成5年(1993)	

このほか、埼玉県や川越市など、行政によって年代ごとや文化財種別ごとの調査を行っています。その内容は次の通りです。

埼玉県文化財把握調査報告書一覧

文化財の種類		タイトル	発刊	刊行年
有形文化財	建造物	埼玉県の民家	埼玉県教育委員会	昭和47年 (1972)
		埼玉県明治建造物緊急調査報告書	埼玉県教育委員会	昭和54年 (1979)
		埼玉の近世社寺建築 (埼玉県有形文化財調査報告書1)	埼玉県教育委員会	昭和59年 (1984)
		埼玉県大正建造物緊急調査報告書 (埼玉県有形文化財調査報告書2)	埼玉県教育委員会	昭和60年 (1985)
		埼玉県の近代化遺産	埼玉県教育委員会	平成8年 (1996)
		埼玉県の近代和風建築	埼玉県教育委員会	平成29年 (2017)
	絵画・工芸品	金工品所在緊急調査報告書1	埼玉県教育委員会	平成3年 (1991)
		埼玉県仏教絵画調査報告書	埼玉県教育委員会	平成5年 (1993)
	彫刻	美術工芸品 (彫刻) 所在緊急調査報告書1	埼玉県立博物館	昭和60年 (1985)
		美術工芸品 (彫刻) 所在緊急調査報告書2	埼玉県立博物館	昭和61年 (1986)
		美術工芸品 (彫刻) 所在緊急調査報告書3	埼玉県立博物館	昭和62年 (1987)
	古文書	埼玉県古文書所在目録	埼玉県教育委員会	昭和35年 (1960)
		埼玉県寺院聖教文書遺品調査報告書1目録編	埼玉県立博物館	昭和59年 (1984)
		埼玉県寺院聖教文書遺品調査報告書2解説・史料編	埼玉県立博物館	昭和59年 (1984)
		明星院・奥貫家・井上家文書目録 (埼玉県立文書館収蔵文書目録 第28集)	埼玉県立文書館	平成元年 (1989)
	歴史資料	埼玉県板石塔婆所在地目録	歴史資料館	昭和56年 (1981)
		埼玉県板石塔婆調査報告書1本文・図版編	歴史資料館	昭和56年 (1981)
		埼玉県板石塔婆調査報告書2資料編	歴史資料館	昭和56年 (1981)
		埼玉の算額 (埼玉県史料集 第2集)	埼玉県立図書館	昭和44年 (1969)
	民俗文化財	埼玉の民俗	埼玉県教育委員会	昭和41年 (1966)
埼玉の万作 (埼玉県民俗芸能緊急調査報告書 第1集)		埼玉県教育委員会	昭和53年 (1978)	
埼玉県民俗地図		埼玉県教育委員会	昭和54年 (1979)	
埼玉県史民俗調査報告書		埼玉県史編さん室	昭和55年 (1980)	
埼玉の神楽 (埼玉県民俗芸能緊急調査報告書 第2集)		埼玉県教育委員会	昭和55年 (1980)	
埼玉の地芝居 (埼玉県民俗芸能緊急調査報告書 第3集)		埼玉県教育委員会	昭和56年 (1981)	
埼玉の民謡		埼玉県教育委員会	昭和56年 (1981)	
獅子舞の分布と伝承 (埼玉県民俗芸能緊急調査報告書 第4集)		埼玉県教育委員会	昭和57年 (1982)	
埼玉県民俗工芸緊急調査報告書 第1集 唐臼		民俗文化センター	昭和59年 (1984)	
埼玉県民俗工芸緊急調査報告書 第2集 曲物		民俗文化センター	昭和60年 (1985)	
埼玉県民俗工芸調査報告書 第3集 埼玉の鍛冶		民俗文化センター	昭和60年 (1985)	
川越の職人昭和59年度		民俗文化センター	昭和60年 (1985)	
埼玉の祭り (埼玉県祭礼基本資料収集調査報告書)		埼玉県教育委員会	昭和60年 (1985)	
埼玉県民俗工芸調査報告書 第4集 埼玉のかわら		民俗文化センター	昭和61年 (1986)	
埼玉県民俗工芸調査報告書 第5集 埼玉の桐細工		民俗文化センター	昭和62年 (1987)	
埼玉の餅搗き踊り (埼玉県民俗芸能調査報告書第6集)		民俗文化センター	昭和62年 (1987)	
埼玉県の諸職		民俗文化センター	昭和63年 (1988)	
埼玉の祭り囃子3 (埼玉県民俗芸能調査報告書 第9集) 比企・入間地方編		民俗文化センター	平成2年 (1990)	
埼玉の和菓子 (埼玉県民俗工芸調査報告書 第13集)		民俗文化センター	平成11年 (1999)	
記念物		遺跡	古墳調査報告書 第5編 入間地区	埼玉県教育委員会
	埼玉県遺跡発掘調査報告書 第3集 南大塚・中組・上組・鶴ヶ丘・花影		埼玉県教育委員会	昭和49年 (1974)
	埼玉県遺跡地図		埼玉県教育委員会	昭和50年 (1975)
	埼玉県遺跡発掘調査報告書 第8集 鶴ヶ丘		埼玉県教育委員会	昭和51年 (1976)
	動物	埼玉県動物誌仮目録 第1集	埼玉県教育委員会	昭和47年 (1972)
		埼玉県動物誌仮目録 第2集	埼玉県教育委員会	昭和47年 (1972)
		埼玉県動物誌仮目録 第3集	埼玉県教育委員会	昭和48年 (1973)
	植物	県指定天然記念物<植物>緊急現状調査報告書 平成10年度	埼玉県教育委員会	平成11年 (1999)
	鉱物	埼玉県の地質鉱物	自然史博物館	平成13年 (2001)
	歴史の道	歴史の道調査参考資料 昭和57年度	埼玉県教育委員会	昭和58年 (1983)
		新河岸川の水運 (歴史の道調査報告書 第8集)	さきたま資料館編	昭和62年 (1987)
		入間川の水運 (歴史の道調査報告書 第9集)	さきたま資料館編	昭和63年 (1988)
		川越街道 (歴史の道調査報告書 第12集)	埼玉県立博物館	平成2年 (1990)
		歴史の道調査報告書 第17集 川越・児玉往還	歴史資料館	平成6年 (1994)



川越市文化財把握調査報告書一覧①（発掘調査報告書・古文書目録・史料集類は除く）

類型	タイトル	発行者	刊行年
有形文化財	建造物	川越の文化財 建造物編	川越市教育委員会 昭和42年（1967）
		川越城本丸御殿修理報告書	川越市教育委員会 昭和45年（1970）
		蔵造りの町並ー川越市伝統的建造物群に関する調査報告書ー	川越市教育委員会 昭和51年（1976）
		川越の蔵造り	川越市教育委員会 昭和58年（1983）
		菓子屋横町の今と昔	川越市教育委員会 昭和60年（1985）
		奥貫家住宅調査報告書	川越市教育委員会 昭和63年（1988）
		都市景観重要建築物等保存計画調査	川越市 平成7年（1995）
		川越市伝統的建造物群保存地区策定調査	川越市教育委員会 平成8年（1996）
		川越の神社建築	川越市教育委員会 平成16年（2004）
		旧川越織物市場修復調査報告書	川越市 平成16年（2004）
		旧川越織物市場保存計画報告書	川越市 平成17年（2005）
		旧山崎家別邸調査報告書	川越市 平成19年（2007）
		川越の寺院建築	川越市教育委員会 平成20年（2008）
		川越城本丸御殿保存修理工事報告書	川越市教育委員会 平成24年（2012）
		旧栄養食配給所等修復調査報告書	川越市 平成27年（2015）
		旧山崎家別邸保存修復・活用整備報告書	川越市 平成29年（2017）
		時の鐘耐震化工事報告書	川越市教育委員会 平成30年（2018）
		古文書	旧南町保有文書調査報告書
歴史資料	川越の板碑調査報告書		川越市教育委員会 昭和54年（1979）
	川越の金石文 1		川越市教育委員会 昭和57年（1982）
	川越の金石文 2	川越市教育委員会 昭和58年（1983）	
	川越の金石文 3	川越市教育委員会 昭和59年（1984）	
民俗文化財	川越の山車	川越市教育委員会 昭和31年（1956）	
	川越のいしぼとけ	川越市教育委員会 昭和47年（1972）	
	有形民俗文化財調査報告書 第1集	川越市教育委員会 昭和53年（1978）	
	有形民俗文化財調査報告書 第2集	川越市教育委員会 昭和57年（1982）	
	川越市の年中行事 1	川越市教育委員会 平成11年（1999）	
	川越市の年中行事 2	川越市教育委員会 平成13年（2001）	
	川越氷川祭りの山車行事 本文編	川越市教育委員会 平成15年（2003）	
	川越氷川祭りの山車行事 音声・映像資料	川越市教育委員会 平成15年（2003）	
	川越氷川祭りの山車行事 資料編	川越市教育委員会 平成15年（2003）	
	福原・南古谷地区の民俗	川越市教育委員会 平成17年（2005）	
	鹿倉家の民具	川越市教育委員会 平成19年（2007）	
山田地区の民俗	川越市教育委員会 平成25年（2013）		
記念物	史跡河越館跡保存管理計画策定報告書	川越市教育委員会 昭和61年（1986）	
	川越市歴史の道調査報告書	川越市教育委員会 平成4年（1992）	
	史跡河越館跡整備基本計画	川越市教育委員会 平成13年（2001）	
	河越館跡史跡整備基本設計報告書	川越市教育委員会 平成18年（2006）	
	国指定史跡 河越館跡 第1期整備事業発掘調査報告書	川越市教育委員会 平成22年（2010）	
	国指定史跡 河越館跡 第1期整備事業報告書	川越市教育委員会 平成22年（2010）	
その他	川越市の文化財（初版）	川越市教育委員会 昭和44年（1969）	
	川越の伝説	川越市教育委員会 昭和56年（1981）	
	川越の人物誌 第1集	川越市教育委員会 昭和58年（1983）	
	川越の伝説 続	川越市教育委員会 昭和59年（1984）	
	ハンドブック 川越の歴史（初版）	川越市教育委員会 昭和60年（1985）	
	川越の人物誌 第2集	川越市教育委員会 昭和61年（1986）	
	川越の地名調査報告書	川越市教育委員会 昭和63年（1988）	
	川越の人物誌 第3集 女性編	川越市教育委員会 平成6年（1994）	
	川越市文化財案内マップ（初版）	川越市教育委員会 平成16年（2004）	
	川越市の文化財（第7版改訂）	川越市教育委員会 令和5年（2023）	

## 川越市文化財把握調査報告書一覧②（発掘調査報告書類）

番号	報告書名	シリーズ番号	発行者	刊行年
1	川越市仙波古代集落跡発掘報告書		川越市教育委員会	昭和31年（1956）
2	河越館址遺跡－発掘調査概報－	教1	川越市教育委員会	昭和47年（1972）
3	河越館跡遺跡－第3次発掘調査概報－	教2	川越市教育委員会	昭和48年（1973）
4	河越氏館跡領域確認調査報告書－1973年調査概報－	教3	川越市教育委員会	昭和49年（1974）
5	河越氏館跡遺跡確認発掘調査報告書	教4	川越市教育委員会	昭和50年（1975）
6	河越氏館跡発掘調査報告書		川越市教育委員会	昭和52年（1977）
7	河越館跡発掘調査報告書	教5	川越市教育委員会	昭和53年（1978）
8	登野山遺跡（埼玉県立川越西高等学校建設に伴う発掘調査）		川越市教育委員会	昭和55年（1980）
9	喜多院多宝塔古墳		川越市教育委員会	昭和58年（1983）
10	岸町横穴群－発掘調査概報－	教6	川越市教育委員会	昭和62年（1987）
11	西中原古墳調査報告書	遺1	川越市教育委員会・遺跡調査会	昭和63年（1988）
12	第3浅間下・会下遺跡調査報告書	遺2	川越市教育委員会・遺跡調査会	
13	登戸南・会下・浅間下遺跡調査報告書	遺3	川越市教育委員会・遺跡調査会	
14	南大塚古墳群	遺4	川越市教育委員会・遺跡調査会	
15	川越市埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅶ－第2浅間下・旭野・新田屋敷－	教7	川越市教育委員会	
16	河越館跡－下水道工事に伴う調査－	遺5	川越市教育委員会・遺跡調査会	
17	河越館跡Ⅷ－龍光第3遺跡・天王第2遺跡・天王第3遺跡	教8	川越市教育委員会	
18	川越市埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅸ－龍光第4・天王第5・天王第6－	教9	川越市教育委員会	
19	愛宕神社古墳北遺跡	遺6	川越市教育委員会・遺跡調査会	平成元年（1989）
20	河越館跡Ⅸ－古屋敷A・B区調査報告書－	遺7	川越市教育委員会・遺跡調査会	平成2年（1990）
21	小仙波2A－1・2遺跡発掘調査報告書	遺8	川越市教育委員会・遺跡調査会	
22	前谷遺跡・大道端遺跡発掘調査報告書	遺9	川越市教育委員会・遺跡調査会	
23	川越城本丸西遺跡家老詰所移築に伴う発掘調査報告書（1）	遺10	川越市教育委員会・遺跡調査会	平成3年（1991）
24	五畑東遺跡（第1次）調査報告書	遺11	川越市教育委員会・遺跡調査会	
25	川越市埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅹ－龍光第5遺跡・花見堂遺跡（第2次調査）・天王遺跡（第7次調査）	教10	川越市教育委員会	平成4年（1992）
26	一番街トランス設置工事に伴う立会調査報告書		川越市教育委員会	平成5年（1993）
27	小仙波四丁目遺跡（第5次）発掘調査報告書	遺12	川越市教育委員会・遺跡調査会	
28	熊野神社西遺跡－一次～三次調査報告書－	遺13	川越市教育委員会・遺跡調査会	
29	岸町横穴群調査報告書－1987年調査－	遺14	川越市教育委員会・遺跡調査会	
30	西河原遺跡－第1次調査－	遺15	川越市教育委員会・遺跡調査会	
31	龍光・新田屋敷遺跡－第2次調査－	遺16	川越市教育委員会・遺跡調査会	
32	五畑東遺跡（第二次・三次）調査報告書	遺17	川越市教育委員会・遺跡調査会	
33	川越市東下川原遺跡発掘調査報告書		川越市教育委員会	
34	弁天西遺跡（第4次調査）	遺18	川越市教育委員会・遺跡調査会	平成7年（1995）
35	川越市埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅺ－花見堂遺跡（第1次・第3次・第4次）－	教11	川越市教育委員会	
36	藤原町遺跡調査報告書（142－1次）	遺19	川越市教育委員会・遺跡調査会	
37	山王脇遺跡－第一次～第三次発掘調査報告書－	遺20	川越市教育委員会・遺跡調査会	平成9年（1997）
38	小仙波四丁目遺跡（第6次）発掘調査報告書	遺21	川越市教育委員会・遺跡調査会	平成10年（1998）
39	天王・山王久保遺跡（第2次調査）龍光・新田屋敷遺跡（第5次調査）	遺22	川越市教育委員会・遺跡調査会	平成11年（1999）
40	川越城二の丸跡発掘調査報告書		川越市教育委員会	平成12年（2000）
41	河越館跡史跡整備に伴う発掘調査（第1次～4次）	河1	川越市教育委員会	
42	川越城二の丸発掘調査報告書		川越市立博物館	
43	川越市埋蔵文化財発掘調査報告書ⅩⅡ－新田屋敷遺跡（第9次～12次）－	教12	川越市教育委員会	平成13年（2001）
44	弁天西遺跡（第15次調査）	遺23	川越市教育委員会・遺跡調査会	平成14年（2002）
45	八幡前・若宮遺跡（第2次調査）	遺24	川越市教育委員会・遺跡調査会	
46	宮廻館跡（第2次）	遺25	川越市教育委員会・遺跡調査会	
47	戸宮前館跡（第1次調査）	遺26	川越市教育委員会・遺跡調査会	
48	霞ヶ関遺跡（第17次・第18次）	教13	川越市教育委員会	
49	県指定史跡 川越城跡（第11次調査）	遺27	川越市教育委員会・遺跡調査会	平成15年（2003）
50	愛宕神社古墳遺跡（第2次調査）新宿2丁目遺跡（第1次調査）	遺28	川越市教育委員会・遺跡調査会	
51	川越城跡（第15次発掘調査報告書）	遺29	川越市教育委員会・遺跡調査会	

（凡例）…シリーズ番号の「教○」は「教育委員会第○集」、「遺○」は「遺跡調査会第○集」、「河○」は「河越館跡調査第○集」の略とする。

## 川越市文化財把握調査報告書一覧②（発掘調査報告書類）

番号	報告書名	シリーズ番号	発行者	刊行年
52	山王脇遺跡（第8次調査）山王脇遺跡（第9次調査）	教14	川越市教育委員会	平成16年（2004）
53	川越市埋蔵文化財発掘調査報告書（15） 弁天西遺跡（第11次調査）	教15	川越市教育委員会	
54	玉落塚2号墳・山城上遺跡（第1・2）発掘調査報告書	遺30	川越市教育委員会・遺跡調査会	
55	川越城跡第4次調査発掘調査報告書		川越市立博物館	
56	八幡前・若宮遺跡（第1次調査）	遺31	川越市教育委員会・遺跡調査会	平成17年（2005）
57	天王遺跡（15次）発掘調査報告書	遺32	川越市教育委員会・遺跡調査会	平成18年（2006）
58	山王脇遺跡（10次）発掘調査報告書	遺33	川越市教育委員会・遺跡調査会	
59	川越市埋蔵文化財発掘調査報告書－弁天南第8次・大塚第2・3次・山王久保第7次－	教16	川越市教育委員会	
60	川越城跡第2次調査発掘調査報告書		川越市立博物館	
61	川越城跡－第22・23・24次発掘調査報告書－	教17	川越市教育委員会	平成19年（2007）
62	川越城跡－第25次発掘調査報告書－	教18	川越市教育委員会	
63	会下遺跡第3次調査	教19	川越市教育委員会	
64	河越館跡史跡整備に伴う発掘調査	河2	川越市教育委員会	
65	熊野神社西遺跡－第4次発掘調査・第5次発掘調査－	教20	川越市教育委員会	平成20年（2008）
66	牛塚北遺跡－第1次発掘調査報告書－	教21	川越市教育委員会	
67	川越城跡（第18次調査）	教22	川越市教育委員会	
68	寿町東遺跡（第3次調査）	遺34	川越市教育委員会・遺跡調査会	
69	山王久保遺跡（第6次調査）	遺35	川越市教育委員会・遺跡調査会	平成21年（2009）
70	霞ヶ関遺跡（第19次調査）	遺36	川越市教育委員会・遺跡調査会	
71	古海道東遺跡（第1次・第2次）	遺37	川越市教育委員会・遺跡調査会	
72	東明寺南遺跡発掘調査報告書	遺38	川越市教育委員会	
73	花見堂遺跡（第9・10次発掘調査報告書）	教23	川越市教育委員会・遺跡調査会	平成23年（2011）
74	霞ヶ関遺跡（第4次調査）	遺39	川越市教育委員会・遺跡調査会	
75	霞ヶ関遺跡（第6・10次調査）	遺40	川越市教育委員会・遺跡調査会	
76	県指定史跡 川越城跡 中ノ門堀跡史跡整備事業報告書		川越市教育委員会	
77	寿町東遺跡（第1次調査）	遺41	川越市教育委員会・遺跡調査会	平成24年（2012）
78	弁天西遺跡（第2・5・6・7・9・10次）弁天南遺跡（第1次）浅間神社南遺跡（第1・2次）浅間下遺跡（第4次）新田屋敷遺跡（第4・8・13次）天王遺跡（第10・13次）会下遺跡（第5次）寿町東遺跡（第2次）山王脇遺跡（第7次）南女堀遺跡（第1次）大塚遺跡（第1次）	遺42	川越市教育委員会・遺跡調査会	平成25年（2013）
79	堂山遺跡－第1次発掘調査報告書－	教24	川越市教育委員会	
80	三変稲荷神社古墳 第2次発掘調査報告書	遺43	川越市教育委員会・遺跡調査会	
81	小仙波4丁目遺跡（第9・12・13・14次）弁天西遺跡（第8・12・13次）弁天南遺跡（第3・4・6次）喜多院境内遺跡（第1次）霞ヶ関遺跡（第7・8・9・11・12・13・14・15・16次）天王遺跡（第11・14次）龍光・新田屋敷遺跡（第6次）南紫野遺跡（第1次）東下川原遺跡（第2次）山王脇遺跡（第5次）愛宕側遺跡（第1次）	遺44	川越市教育委員会・遺跡調査会	
82	山王脇遺跡（第12次調査）	遺45	川越市教育委員会・遺跡調査会	平成26年（2014）
83	浅間下遺跡－第5・6・8次発掘調査報告書－	教25	川越市教育委員会	平成27年（2015）
84	河越館跡史跡整備に伴う発掘調査	河3	川越市教育委員会	
85	古海道東遺跡（第3次）豊後山遺跡（第1次）南久我原遺跡（第3次）発掘調査報告書	教26	川越市教育委員会	平成28年（2016）
86	天王遺跡（第16次調査）	遺46	川越市教育委員会・遺跡調査会	平成29年（2017）
87	川越城跡 第30・31・33次発掘調査報告書	教27	川越市教育委員会	
88	山王塚古墳 総括報告書		川越市教育委員会	
89	川越市指定史跡 松平大和守家廟所保存整備工事に伴う発掘調査－喜多院境内遺跡（第3次・第4次・第5次調査）－	教28	川越市教育委員会	
90	山王脇遺跡 第4次・6次発掘調査報告書	教29	川越市教育委員会	令和2年（2020）
91	弁天南遺跡（第7次調査）	教30	川越市教育委員会	令和3年（2021）
92	新田屋敷遺跡（第14次調査）	教31	川越市教育委員会	
93	天屋坂遺跡（第1次調査）	教32	川越市教育委員会	
94	川越城跡（第8次調査）	教33	川越市教育委員会	令和4年（2022）

（凡例）…シリーズ番号の「教〇」は「教育委員会第〇集」、「遺〇」は「遺跡調査会第〇集」、「河〇」は「河越館跡調査第〇集」の略とする。



## 川越市文化財把握調査報告書一覧③（古文書目録・史料集一覧）

番号	報告書名	シリーズ番号	編集	刊行年
川越市立博物館発行／文書目録（収蔵文書）				
1	伊藤禎二氏寄贈文書	博1	川越市立博物館	平成2年（1990）
2	灌頂院寄託文書	博2	川越市立博物館	平成3年（1991）
3	入間郡打越村文書、岸伝平氏収集文書	博3	川越市立博物館	平成4年（1992）
4	上寺山時田家文書、三芳野神社近代史料	博4	川越市立博物館	平成5年（1993）
5	比企郡上熊井村文書	博5	川越市立博物館	平成7年（1995）
6	香取家文書	博6	川越市立博物館	平成9年（1997）
7	山畠家文書	博7	川越市立博物館	平成10年（1998）
8	諸家文書（栗原家、森脇家、小杉家、旧松本家、後藤家）	博8	川越市立博物館	平成11年（1999）
9	山畠家文書追加 小高亨氏寄贈山畠家文書	博9	川越市立博物館	平成12年（2000）
10	元町戸田家文書	博10	川越市立博物館	平成20年（2008）
11	諸家文書（木村家、山崎家、矢島家、松岡家）	博11	川越市立博物館	平成22年（2010）
12	喜多町染谷家文書、六軒町中澤家文書	博12	川越市立博物館	平成23年（2011）
13	細田源吉文書	博13	川越市立博物館	平成27年（2015）
14	大谷家文書、梅田家文書、光西寺松井家文書	博14	川越市立博物館	平成28年（2016）
川越市立博物館発行／文書目録（収蔵文書以外）				
1	光西寺松井家文書目録		川越市立博物館	平成3年（1991）
2	「中福阿弥陀堂文書目録」並びに「中福村生国並宗門改帳」		川越市立博物館	平成4年（1992）
3	今福山口家文書目録		川越市立博物館	平成6年（1994）
4	豊田本自治会保管文書目録		川越市立博物館	
5	上新河岸遠藤家文書目録		川越市立博物館	平成7年（1995）
6	古谷上松本家文書目録 1		川越市立博物館	平成13年（2001）
7	古谷上松本家文書目録 2		川越市立博物館	平成14年（2002）
8	南田島自治会保管文書目録・連雀町自治会保管文書目録		川越市立博物館	平成15年（2003）
9	渡辺刀水収集文書目録		川越市立博物館	平成19年（2007）
10	太田家文書目録		川越市立博物館	平成21年（2009）
11	大中居長嶋家・仙波原家文書目録		川越市立博物館	平成24年（2012）
12	菅間竹ノ谷家文書目録		川越市立博物館	平成25年（2013）
13	上寺山帯津家文書目録		川越市立博物館	平成26年（2014）
14	下広谷自治会保有文書目録		川越市立博物館	平成29年（2017）
15	小杉権次郎氏収集文書・旧鍛冶町名主北野家文書目録		川越市立博物館	平成30年（2018）
16	旧鏡山酒造竹内家文書目録		川越市立博物館	令和元年（2019）
17	笠幡発智家文書目録		川越市立博物館	令和2年（2020）
川越市立博物館発行／史料集				
1	川越喜多町名主御用日記 1		川越市立博物館	平成28年（2016）
2	川越藩松平大和守家記録 1		川越市立博物館	
3	川越喜多町名主御用日記 2		川越市立博物館	平成29年（2017）
4	川越藩松平大和守家記録 2		川越市立博物館	
5	川越喜多町名主御用日記 3		川越市立博物館	平成30年（2018）
6	川越藩松平大和守家記録 3		川越市立博物館	
7	川越喜多町名主御用日記 4		川越市立博物館	令和元年（2019）
8	川越藩松平大和守家記録 4		川越市立博物館	
9	川越喜多町名主御用日記 5		川越市立博物館	令和2年（2020）
10	川越藩松平大和守家記録 5		川越市立博物館	
11	川越藩松平大和守家記録 6		川越市立博物館	令和5年（2023）
川越市立図書館発行／文書目録				
1	岡村一郎氏収集文書、梅田正武家文書	図1	川越市立中央図書館	平成13年（2001）
2	安比奈新田文書	図2	川越市立中央図書館	平成17年（2005）
3	霞ヶ関村役場文書	図3	川越市立中央図書館	平成24年（2012）
4	川越市役所文書	図4	川越市立中央図書館	平成29年（2017）
川越市教育委員会発行／文書目録				
1	旧南町保有文書、幸町服部家文書、幸町宮岡家文書、武蔵三芳野名勝図会	指1	川越市教育委員会	昭和59年（1984）
2	成田家文書	指2	川越市教育委員会	昭和60年（1985）
3	水村家・小川家・矢沢家文書	指3	川越市教育委員会	昭和61年（1986）
4	水川神社文書、郭町北野家文書	指4	川越市教育委員会	昭和63年（1988）
5	川越市古文書目録（下小坂平野家文書）		川越市教育委員会	昭和62年（1987）
6	元町二丁目井上家文書目録		川越市教育委員会	平成19年（2007）
7	山田八幡神社所蔵（岩澤家）文書目録		川越市教育委員会	平成21年（2009）
8	下新河岸齋藤家文書目録		川越市教育委員会	平成22年（2010）
9	行傳寺蔵書・文書目録		川越市教育委員会	平成22年（2010）
10	川越商工会議所関係文書目録 1		立教大学経済研究所	平成23年（2011）
11	川越商工会議所関係文書目録（DVD-ROM）		立教大学経済研究所	平成24年（2012）
12	下小坂平野家文書目録		川越市教育委員会	令和2年（2020）

（凡例）…シリーズ番号の「博○」は「川越市立博物館収蔵文書目録第○集」、「図○」は「川越市立図書館収蔵文書目録第○集」、「指○」は「川越市指定文化財古文書目録第○集」の略とする。

## ① 有形文化財

### I 建造物

民家の調査として、埼玉県教育委員会が『埼玉県の民家』(1972)により、蔵造り町家と武家屋敷についての調査を行い、その後川越市が、本市の特徴ともいえる蔵造り町家について『蔵造りの町並み—川越市伝統的建造物群に関する調査報告書』(1976)、『川越の蔵造り—川越市指定文化財調査報告書』(1983)を刊行しました。蔵造り町家以外の調査としては、市内の寺社建築の悉皆調査である『川越の神社建築』(2004)と『川越の寺院建築』(2008)が、近代建築についての調査では『埼玉県の近代化遺産』(埼玉県教育委員会、1996)『埼玉県の近代和風建築』(埼玉県教育委員会、2017)があります。

### II 古文書

古文書の調査は、中世から近世初期の寺社所蔵文書を紹介した、『埼玉県古文書所在目録』(埼玉県、1960)があります。市内にある古文書は、古くから市立中央図書館が、平成以降は市立博物館が収集し、それぞれが収蔵する資料の目録を刊行してきました。また、博物館と文化財保護課は、市内在住の個人が所蔵する文書についても目録を作成しています。また、古文書の翻刻作業も博物館において進められ、『川越喜多町名主御用日記』(2016～2020)、『川越藩松平大和守家記録』(2016～)の翻刻による史料集の作成が、博物館ボランティアによって進められています。

### III 歴史資料

古文書目録として発刊されたものの中には、市立中央図書館の『霞ヶ関村役場文書』『川越市役所文書』のように、近代以降の自治体や団体などで作成された歴史資料があります。地域計画作成にともなう調査で、名細地区の名細村行政文書(文書箱73箱・点数2701点)と、大東地区の大東村行政文書(文書箱27箱・点数827点)の整理・目録化の調査作業を行いました。

## ② 民俗文化財

### I 有形の民俗文化財

川越では特に関心が高い川越氷川祭の山車等について調査した『川越の山車』(1956)や石仏などの石造物に関する『川越の石佛』(1973)が刊行されました。地域計画作成にともなう調査では、まず石造物について、高階地区(36件)では現状確認を、霞ヶ関・霞ヶ関北・川鶴地区(106件)、名細地区(200件)、山田地区(82件)では、現状確認と新規の調査を実施しました。その結果、『川越の石佛』(1973)において確認されたもの以外の石造物も多く確認できました。

また、民具については、町方民具の調査報告書である『有形民俗文化財調査報告書』第1集(1978)、第2集(1982)が、農村部の生産・生業に関する民具調査である『川越山田地区民具調査報告書 鹿倉家の民具』(2007)があります。市立博物館では、昭和50年代から農機具等の民具収集を行っており、収蔵品展などで紹介しています。

### II 無形の民俗文化財

昭和12年（1937）に川越高等女学校郷土研究室が整理した『川越地方郷土研究』『川越地方昔話集』など、古くから調査が行われています。埼玉県は『埼玉の民俗』（1966）で川越市内の平地水田地帯の民俗について調査しており、続いて『埼玉の万作』（1978）、『埼玉の神楽』（1980）、『埼玉の地芝居』（1981）、『埼玉の民謡』（1981）などの民俗芸能調査や、『埼玉県民俗工芸緊急調査報告書』（1984～）などの報告書を刊行しています。本市では、『川越の伝説』（1981）、『続川越の伝説』（1984）、『川越市の年中行事（Ⅰ）』（1999）、『川越市の年中行事（Ⅱ）』（2001）、『川越氷川祭りの山車行事調査報告書』（2003）、『川越の民俗調査報告書福原南古谷の民俗』（2005）、『川越の民俗調査報告書山田地区の民俗』（2013）などを発刊しています。

#### ③ 記念物

##### I 遺跡

川越市上戸にある河越氏の居館跡は、昭和46年（1971）から確認調査が始まり、『河越館址遺跡』（1972）を発刊以降、順次範囲確認の調査を報告書にまとめ、昭和59年（1984）に「河越館跡」として国指定史跡となった後は、史跡整備に伴う発掘調査を実施しています。

#### ④ 伝統的建造物群

昭和50年（1975）の文化財保護法改正により伝統的建造物群保存地区制度が創設される以前から、本市では町並み保存についての運動が起こり、昭和48年（1973）に川越青年会議所から『川越の蔵造りを中心とした歴史的景観保存運動経過報告書』が発行されました。昭和56年（1981）には『川越の町並みとデザインコード』で蔵造りの町並みを残すためのルール作りが試みられ、昭和61年（1986）の『川越一番街商店街活性化モデル事業報告書』等の調査を経て町並み委員会が発足しました。昭和63年（1988）には『川越一番街町づくり規範』が制定され（令和5年改訂）、後の川越市都市景観条例に繋がっていきました。

その後、伝建地区の検討が始まり、平成11年（1999）に「川越市川越伝統的建造物群保存地区」が重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。令和元年（2019）には重伝建選定20周年シンポジウムを開催し、20周年記念誌「でんけん川越ーまちづくりのあゆみー」を刊行しました。

#### ⑤ 埋蔵文化財

市内における組織的な埋蔵文化財調査のさきがけは、昭和28～29年（1953～54）の仙波町に所在する古代の集落跡の発掘調査でした。この調査により『川越市仙波古代集落跡発掘報告書』（1956）が刊行されました。行政による発掘調査の成果は、昭和47年（1972）『川越市埋蔵文化財発掘調査報告書第1集』が出版されて以来、逐次刊行されています。



## 2. 歴史遺産の調査の課題

### 歴史遺産の調査の状況

地区名	有形文化財					無形文化財	民俗文化財		記念物			文化的景観	伝統的建造物群	その他 伝説地名等
	建造物	美術工芸品					有形	無形	遺跡	名勝地	動物、植物 地質鉱物			
		絵画、彫刻 工芸品	書跡・典籍 古文書	歴史資料	考古資料									
①本庁	○	○	○	○	○	未	△	△	○	未	未	未	△	○
②芳野	○	○	△	△	○	未	△	△	○	未	未	未	未	○
③古谷	○	○	△	△	○	未	△	△	○	未	未	未	未	○
④南古谷	○	○	△	△	○	未	△	○	○	未	未	未	未	○
⑤高階	○	○	△	△	○	未	△	△	○	未	未	未	未	○
⑥福原	○	○	△	△	○	未	△	○	○	未	未	未	未	○
⑦大東	○	○	△	○	○	未	△	△	○	未	未	未	未	○
⑧霞ヶ関	○	○	△	○	○	未	○	△	○	未	未	未	未	○
⑨霞ヶ関北	○	○	△	△	○	未	△	△	○	未	未	未	未	○
⑩川鶴	○	○	△	△	○	未	△	△	○	未	未	未	未	○
⑪名細	○	○	△	○	○	未	○	△	○	未	未	未	未	○
⑫山田	○	○	△	△	○	未	○	○	○	未	未	未	未	○

註 ○：おおむね調査済、△：調査不足、×：該当なし、未：未調査

\*石造物については、有形の民俗文化財に含む。

### 川越市の調査の課題

- ・これまでの本市における歴史遺産に関する調査を整理した結果、分野別では、建造物、美術工芸品の古文書、考古資料、民俗文化財、遺跡については、調査が概ね実施されています。しかし、当市を代表する歴史遺産の建造物や祭礼山車の図面作成などの詳細調査は不十分です。
- ・美術工芸品の書跡・典籍や歴史資料は、指定文化財の歴史遺産は調査されていますが、全体的な把握調査は不十分です。また、伝統的建造物群は、既存の地区以外は未調査です。その他、無形文化財、動物・植物・地質鉱物、名勝地、文化的景観についての把握調査は未実施です。
- ・地区別では、旧城下町である本庁地区の調査が充実している一方、そのほかの地区は、建造物と遺跡の分野以外の調査が進んでいません。
- ・市史編纂事業は、昭和37年（1962）から開始し、昭和61年（1986）に大部分が終了しました。この事業に伴って把握した歴史遺産の現状確認が必要です。
- ・指定文化財等の現状については、市制施行100周年記念「川越市の文化財」改訂事業で確認しましたが、定期的な確認が必要です。

## 第5章 歴史遺産の保存と活用に関する方針と措置

### 1. 歴史遺産の保存と活用の将来像

これまで本市では、古くから研究者や地域の住民たちの地道な活動によって歴史遺産の調査・研究が行われ、そのたびに新たな発見がもたらされました。

特に、時の鐘を含む蔵造りの町並み、川越氷川祭の山車行事<sup>だし</sup>、川越城本丸御殿、喜多院、東照宮など、市の内外に周知されている代表的な歴史遺産は、旧城下町やその周辺の本庁地区に集中しています。

一方で、この地区以外の場所にも、市内には魅力的な歴史遺産が多くありますが、残念ながら旧城下町やその周辺の歴史遺産と比べて、そこに住む方々も含めて広く知られていないようです。

これまで、このような歴史遺産は、所有者や地域の人々を中心に守られてきましたが、今後も守り伝えて活用するために、地域の人を巻き込んだ新しい取組みを考え行う必要があります。

私たちは、本市における歴史遺産の保存・活用に関する取組みを進めるにあたり、目指すべき将来像として、

**歴史が人を結ぶまち 川越** を設定します。

この計画の目的は、私たちの住むまち川越に、どのような歴史があって、このようなまちになったのかを知ることで、その良さを再発見することにあります。それは、当市の総合計画「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」を実現するための一つの手段です。

具体的には、地域の人々とともに、本市に残された様々な歴史遺産の調査を行うこと、あわせてその成果を共有すること、それによって郷土川越に対する愛着が深くなると考えます。加えて、市外から来訪される方には、本市を訪れたいという気持ちを、さらに強く持っていただけるよう、その魅力の向上を目指します。

本市のさまざまな歴史遺産に対する働きかけが、人と人とを結びつける絆となって、まちづくり・ひとづくりの一翼をになう。そのような歴史遺産を活かしたまちづくりを目指します。

## 2. 歴史遺産の保存と活用に関する方向性

本計画では、将来像のもと、①歴史遺産を知り、掘り起こす、②歴史遺産を守り伝える、③歴史遺産の価値を広める、④歴史遺産とともに歩むの四つの方向性を打ち出し、歴史遺産の保存・活用を効果的に進めます。

### 方向性① 歴史遺産を知り、掘り起こす

歴史遺産を保存・活用するためには、まずそれぞれの地域にどのような歴史遺産があるか把握する必要があります。そのためには歴史遺産についての調査が不可欠です。指定文化財はもちろん、これまで余り知られていない歴史遺産の掘り起こしに努めます。

### 方向性② 歴史遺産を守り伝える

先人から受け継がれた歴史遺産を後世に伝えていくために、その管理や保存修理などを計画的に行っていくことが必要です。管理者を支援するほか、市が所有する歴史遺産についての保存修理を計画的に行います。

### 方向性③ 歴史遺産の価値を広める

歴史遺産の重要性を理解してもらうためには、歴史遺産が持つ価値や魅力について伝える必要があります。歴史遺産に関わる講座や公開事業などを通じて、市の内外や国の内外を問わず、あらゆる人が歴史遺産に親しむ機会を提供します。

### 方向性④ 歴史遺産とともに歩む

歴史遺産の保存・活用のためには「地域総がかり」の言葉で示されるように地域が一丸となり推進することが特に重要と考えられます。そのためには、地域住民や諸団体と協同しながら、調査・保存・活用の流れが円滑に行われるよう、仕組みを整えていく必要があります。

これら四つの方向性に沿って、課題—方針—措置を列記します。

## 3. 歴史遺産の保存と活用に関する課題

### 方向性① 歴史遺産を知り、掘り起こす の課題

#### 歴史遺産に対する現況把握・調査する必要があります

- ・指定等文化財については、『川越市の文化財』改訂作業（令和4年度）など刊行物の改訂等で調査や現況確認を行いました。今後も定期的な現況把握が必要です。
- ・コロナ禍や少子高齢化などにより存続の危機に面している無形の民俗文化財（民俗芸能・祭礼行事等）について現況調査が必要です。民俗芸能の分野では、特に若い世代への伝承に課題があります。また、市内に多数存在する祭礼山車については、保存・活用に必要な図面等を作成する必要があります。



- ・歴史的建造物は、基礎的な資料（図面など）がないものが多く、詳細な把握が不十分であることから、知見を持つ民間団体と共に長期的な計画に基づいた修理や保存・活用の必要があります。
- ・埋蔵文化財については、以前から開発行為に伴う調査を実施し、その成果を調査報告書などにまとめてきましたが、今後もこれを継続していくことが必要です。また、現行調査の内容を踏まえて周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に反映させる必要があります。
- ・古文書や行政文書などの歴史資料について、未整理のものが多く、どのような資料があるのか内容の把握が不十分です。また、これらの古文書は分散して保管されており、一元的に管理する機関・施設がありません。
- ・市史編さん事業や博物館・美術館などの展示事業などにより明らかになった歴史遺産について、調査が必要です。また、調査結果により新規に文化財指定等する必要があります。

### 方向性② 歴史遺産を守り伝える の課題

#### 歴史遺産の管理・保存修理を強化する必要があります

- ・指定等文化財の歴史遺産を継続的に管理するため、その情報を整理するとともに、所有者・管理者への支援を行う必要があります。
- ・歴史遺産は適切に収集・保存・管理を行う必要があります。特に埋蔵文化財の発掘調査により得られた出土遺物は、主に小学校や埋蔵文化財の関連施設で分散保管しており、良好な状況下にあるとは言えません。また、埋蔵文化財包蔵地内で行われる土木工事等の開発行為により、保存に影響を及ぼすことがあります。
- ・市が管理する歴史的建造物について、計画的に修理工事等を実施する必要があります。また、個別の歴史遺産の保存活用計画が未策定のものも多く、長期的な視野に立った修理計画等が必要です。
- ・市が管理する史跡は、保存活用計画が未策定のものも多く、整備についても計画的に行う必要があります。
- ・数多くの歴史的建造物がある本市では、特に防火・防災についての意識を高める必要があり、適切な設備配置、防災マニュアル等の整備が必要です。また、随時防火訓練の内容を見直すとともに、計画的に新規設備の設置を実施する必要があります。

### 方向性③ 歴史遺産の価値を広める の課題

#### 歴史遺産の魅力発信を強化する必要があります

- ・誰もが歴史遺産の価値や魅力に触れ、理解を深められる機会を更に提供していく必要があります。
- ・著名な歴史遺産が本市の中心部に偏りがちであり、周辺地域の歴史遺産が余り知られていない現状を改善する必要があります。
- ・市が管理する歴史的建造物のうち、既に活用が行われているものや、今後活用が予定されているものについて、更なる活用と魅力の発信が必要です。
- ・来訪者が本市の歴史遺産についてよく知ることができるよう、手軽に情報を収集できる環境が必要です。
- ・歴史遺産の未来の担い手である子どもたちに歴史遺産の価値を知ってもらう機会を増やす必要があります。
- ・歴史遺産の情報発信を行うため、既存の施設を更に活用する必要があります。
- ・歴史遺産のうち食文化について、更なる活用を図る必要があります。

### 方向性④ 歴史遺産とともに歩む の課題

#### 歴史遺産の保存・活用体制を強化する必要があります

- ・長期的な視野で歴史遺産の保存・活用を進めるため、文化財担当部署に専門職員（学芸員など）を配置する必要があります、現在の職員数や体制の一層の充実が必要です。
- ・歴史遺産に関する市民協働やボランティア等の事例が少なく、地域住民や団体との連携が不足しています。
- ・歴史遺産の保存・活用を進めるために、専門的な助言を得る機会が必要です。
- ・歴史的建造物について、その修理や維持が、所有者や管理者にとって経済的な負担になっています。
- ・地域住民が本当に守りたい歴史遺産は何なのか、意向を把握できる体制作りが必要です。

## 4. 歴史遺産の保存と活用に関する方針と措置

本市における歴史遺産の保存・活用に関する課題を解決するため、先の方針に則り、本計画の計画期間において実施する措置を列記しました。措置の実施にあたり、事業に応じた事業主体が、文化庁の文化財保存事業費補助金や文化資源活用事業費補助金等、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金をはじめとした国、県、市の支援メニューを活用して行います。

また、措置事業ごとに想定される事業主体や担当課・協力課を記載し、事業時期の目途として、計画期間を前期（R6～8年度）・中期（R9～11年度）・後期（R12～15年度）に分けて計画しました。このうち、特に実施すべき重点措置については、事業名の前に「★」印をつけて表記しています。

方向性① 歴史遺産を知り、掘り起こす の方針

歴史遺産の現状を把握する調査を行います

- ・指定等文化財は、定期的に現況把握を行います。
- ・無形の民俗文化財などの歴史遺産の現状を把握する調査を行います。
- ・民俗芸能の現況調査及び映像による記録保存を行います。また、民俗芸能以外の無形の民俗文化財の調査を実施します。有形の民俗文化財のうち祭礼山車の構造について未指定のものも含めて調査し、実測図面を作成します。
- ・歴史的建造物は、指定等文化財や伝建地区内の歴史的建造物の図面作成のため調査や耐震診断調査を行います。また、歴史的建造物に対して知見を持つ民間団体等と連携して調査を行います。
- ・埋蔵文化財は、適切に試掘・確認・記録保存等の調査を実施し、その成果について調査報告書などを刊行します。また、現行調査を踏まえて、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲の見直しを行います。
- ・古文書や行政文書などの歴史資料は、目録作成等の調査を実施します。また、公文書館の設立を見据えた検討を行います。
- ・市史編さん事業や博物館・美術館などの展示事業などを元に、従来文化財指定の対象となっていなかった歴史遺産についても調査を行い、文化財指定等を進めます。

\*取組主体  
 市民 … 市民や他地域の住民も含む  
 団体 … 関係団体  
 専門家 … 研究者など  
 行政 … 川越市

方向性① 歴史遺産を知り、掘り起こす の措置

番号	措置の名称	措置の内容	取組主体				担当課・協力課	実施	前期	中期	後期	主な財源
			市民	団体	専門家	行政						
1	指定等文化財の現況確認	指定等文化財の状況について、5年に1度全ての指定等文化財の現況を確認します。			○	◎	文化財保護課 博物館	新規			→	市費
2	無形の民俗文化財の調査と記録	過去に報告された民俗芸能の現況調査及び映像記録を行い、また民俗芸能以外の無形の民俗文化財の調査をします。		○		◎	文化財保護課	現行			→	市費
3	祭礼山車などの調査	未指定も含めて、山車の図面作成を中心とする詳細な調査を実施します。		○	○	◎	文化財保護課 観光課	現行			→	市費
★ 4	市指定文化財建造物の調査	市指定文化財建造物の調査を行い、図面のないものは作成します。場合によって耐震診断を行い、計画的な保存修理工事につなげます。	○	○	○	◎	文化財保護課 都市景観課	新規			→	市費
5	伝建地区における歴史的建造物の調査	伝建地区内の歴史的建造物の調査について、民間団体の協力を得ながら実施します。		○		◎	都市景観課	現行			→	市費
6	埋蔵文化財の調査や報告書の刊行と包蔵地の見直し	開発行為にともなう埋蔵文化財の試掘・確認・記録保存調査をし、調査報告書を刊行します。				◎	文化財保護課	現行			→	国費 市費
7	古文書や行政文書の整理と業務の役割分担	市に寄贈・寄託の古文書・行政文書などの歴史遺産について、記録作成等の調査を行います。また将来の公文書館の設立を見据えて、業務のすりあわせなどを行います。			○	◎	文化財保護課 中央図書館 博物館	現行			→	市費
8	指定等文化財以外の歴史遺産の調査と文化財指定の推進	指定等文化財以外の歴史遺産（近現代美術資料含む）を調査し、新規の文化財指定を進めます。			○	◎	文化財保護課 博物館 美術館	現行			→	市費



方向性② 歴史遺産を守り伝える の方針

歴史遺産を適切に管理・保存します

- ・指定等文化財の歴史遺産は、これまで得られた情報を一元的に管理します。また、保存修理に対して補助金を支出する等、所有者・管理者へ支援を行います。
- ・将来的な利活用を見据え、歴史遺産を博物館等で適切に収集・保存・管理します。特に埋蔵文化財は、出土遺物を適切に管理するとともに、埋蔵文化財包蔵地の開発と保護の調和を図ります。
- ・市が管理する歴史遺産のうち歴史的建造物は、適切な保存修理を進めます。また、保存・活用についての協議や個別の文化財の保存活用計画の策定を進めます。
- ・市が管理する歴史遺産のうち史跡は、適切な整備を進めます。また、保存・活用についての協議や個別の文化財の保存活用計画の策定を進めます。
- ・防火訓練の実施や防災マニュアルの整備により、歴史遺産に対する防災意識を高めます。また、防火・防災設備について、定期的な点検や、設備の更新・新設等を計画的に実施します。

方向性② 歴史遺産を守り伝える の措置

番号	措置の名称	措置の内容	取組主体				担当課・協力課	実施	前期	中期	後期	主な財源
			市民	団体	専業	行政						
9	指定等文化財カルテの作成と更新	指定等文化財を一元的に管理するカルテを作成し、日常的な維持管理や修理履歴の情報等を記入し更新します。			○	◎	文化財保護課	現行				市費
10	指定等文化財の管理の報償と修理の補助	指定等文化財の管理者による日常管理に対して、指定文化財管理報償金を支給し、保存修理の場合は補助金を支出します。				◎	文化財保護課	現行				国費 県費 市費
11	伝統的建造物群保存地区の保存整備	保存団体である「川越町並み委員会」との事前協議と運動しながら、修理基準を運用して保存事業を計画的に行い、伝建地区内の伝統的建造物などの修理や修景に対して補助金を支出します。		○	○	◎	都市景観課	現行				国費 市費
12	歴史遺産の収集・保存と活用	川越の歴史や文化に関する資料を博物館で収集・保存し、展示や研究等へ活用します。				◎	博物館 美術館	現行				市費
13	埋蔵文化財センター設置の検討	埋蔵文化財の調査から整理・保管までを一元管理する「埋蔵文化財センター」の設置を検討します。				◎	文化財保護課	新規				市費
14	出土遺物の基礎整理、保存処理の推進	市内遺跡から出土した遺物について、恒久的な保存管理を行うとともに、社会教育に資するために、適切な洗浄、注記、復元、保存処理、図化、写真撮影を実施し、利活用を見据えた作業を進めます。				◎	文化財保護課	現行				市費
15	開発と文化財保護の調整	周知の埋蔵文化財包蔵地内における建築・開発行為について、事業者と協議を行い、できる限りの現状保存につなげます。				◎	文化財保護課	現行				市費
★ 16	川越市蔵造り資料館の整備・公開	伝建地区内にある市指定文化財の蔵造り資料館(旧小山家住宅)の耐震工事を進め、整備・公開を実施します。				◎	博物館	現行				国費 市費
★ 17	原田家住宅の保存修理と活用の検討	市指定文化財原田家住宅について、調査を踏まえた適切な保存修理を行い、活用に向けて検討します。		○	○	◎	文化財保護課 政策企画課	新規				市費
★ 18	永島家住宅の保存活用計画の策定と保存修理の実施	川越唯一の武家屋敷である市指定文化財永島家住宅について、保存活用計画を策定し、保存修理を実施します。			○	◎	文化財保護課	新規				市費
19	川越城跡整備の推進	県指定史跡川越城跡の整備を計画的に実行し、計画に沿って今後の公開・活用を進めます。			○	◎	公園整備課 文化財保護課	現行				市費
★ 20	河越館跡・山王塚古墳の保存活用計画の策定	古史跡河越館跡と山王塚古墳について、その保存と活用を計画的に実行するため、保存活用計画を策定します。			○	◎	文化財保護課	新規				国費 市費
21	文化財防火訓練の実施	文化財防火デーに合わせ、文化財所有者と共に、防火訓練を実施します。	○	○		◎	文化財保護課 川越地区消防局	現行				市費
★ 22	文化財防火・防災設備の計画的な設置・点検	文化財防火・防災設備の更新についての計画及び新規整備の計画を推進します(補助制度との調整も含む)。また、定期的な設備点検を行います。	○			◎	文化財保護課 都市景観課 川越地区消防局	現行				国費 県費 市費
23	伝建地区内における防災・防犯体制の構築	川越市伝建地区防災計画に基づき、消防設備の設置・点検や、伝建地区内で自治会・商店街等と防災訓練を実施し、定期的に防災計画を見直します。	○	○	○	◎	都市景観課	現行				国費 市費
24	防火・防災・防犯対策のマニュアル作成	防火・防災・防犯対策についてのマニュアル等を作成し、所有者や市民と情報を共有します。				◎	文化財保護課	新規				市費

方向性③ 歴史遺産の価値を広める の方針

歴史遺産の魅力について発信し、情報提供します

- ・ 歴史遺産の情報提供や、歴史講座や歴史遺産巡りなどの事業を実施し、歴史遺産に対する理解を深めます。また、IT等を活用して、歴史遺産に興味を持った方が簡単に情報を得ることができるようにします。
- ・ 複数の歴史遺産を巡ることができる周遊ルートを検討します。また、市中心部以外の地区にある歴史遺産の周知を図るイベントを実施します。
- ・ 公開等の事業により魅力を発信するほか、更に有効な活用方法を検討します。
- ・ 川越に訪れようとしている人、訪れた人が歴史遺産についての情報を得ることができるよう、環境を整備します。
- ・ 市内の小中学校の児童・生徒が歴史遺産に対する理解を深め、郷土に対する愛着・誇りを育むことができる機会を創出します。
- ・ 歴史遺産情報の発信のため、博物館、川越まつり会館などの展示内容を見直すなど、充実を図ります。
- ・ サツマイモや茶葉などの伝統的な農産物に関するイベントの際に、歴史遺産としての情報も併せて周知します。

方向性③ 歴史遺産の価値を広める の措置

番号	措置の名称	措置の内容	取組主体				担当課・協力課	実施	前期	中期	後期	主な財源
			市民	団体	専業	行政						
25	歴史講座の開催	文化財や伝統芸能等に対する理解・関心を深め、郷土愛を育てるため、川越市の歴史について学ぶ歴史講座を実施します。				◎	中央公民館 中央図書館 文化財保護課	現行				市費
26	埋蔵文化財調査成果の公開	埋蔵文化財等の発掘調査について、現地説明会や遺跡発表会を実施し、博物館で展示し、広く市民に公開します。				◎	文化財保護課 博物館	現行				市費
★ 27	「歴史遺産めぐり」の実施	関係課の協力を得ながら、伝建地区を始めとする市内の歴史遺産を巡り歩くイベントを実施し、市民の関心を高めます。		○		◎	文化財保護課 都市景観課	新規				市費
28	歴史的建造物の有効活用	歴史的建造物について、所有者と利用者とのマッチングを推進するなど、新しい活用を模索します。		○		◎	文化財保護課 都市景観課	現行				市費
29	旧山崎家別邸・同庭園の公開と活用の検討	国指定重要文化財旧山崎家別邸と国登録記念物の同庭園を公開し、有効的な活用を検討します。				◎	観光課	現行				国費 市費
30	時の鐘活用事業の検討	川越市のシンボルである市指定文化財時の鐘について、有効的な活用を検討します。		○		◎	文化財保護課	新規				市費
31	旧川越織物市場・旧栄養食配給所の公開と活用	復原整備した旧川越織物市場・旧栄養食配給所を、川越市文化創造インキュベーション施設として活用します。				◎	都市景観課	現行				国費 市費
32	文化財説明板の設置と更新	指定等文化財の説明板を新設し、更新計画に基づき、現在の研究成果に基づいた内容に既存の説明板を更新します。				◎	文化財保護課	現行				市費
33	博物館施設等における展示会の開催	博物館や美術館、まつり会館等で、川越の歴史文化を発信するために、歴史遺産に関わる展示会などを開催します。				◎	博物館 美術館 観光課 中央図書館	現行				国費 市費
34	歴史遺産の資料貸出による公開	他地域の博物館施設等の展示会へ、歴史遺産を資料として貸し出して公開します。				◎	文化財保護課 博物館 美術館	現行				市費
35	観光PR等との連携	国内外から観光客を誘致するため、観光PR事業やシティセールス事業の機会に、歴史遺産についても積極的に周知します。				◎	広報室 観光課 文化財保護課	現行				市費
36	ITを活用した文化財情報発信の強化	川越市公式ホームページやSNSなどを活用し、歴史遺産や伝建地区の情報を発信します。また、指定文化財を解説した「川越市の文化財」の内容をHPへ掲載し、その周知を図ります。				◎	文化財保護課 都市景観課	現行				市費
37	来訪者に向けた情報発信の充実	観光案内所などの各施設において、歴史遺産についての情報発信を強化します。				◎	観光課 文化財保護課	現行				市費
38	博物館の改修と情報発信施設の整備	博物館施設の改修を行い、歴史遺産の情報発信拠点とします。				◎	博物館	新規				国費 市費
39	公衆無線LANの整備	歴史遺産を巡る来訪者のために無料アクセスポイントの維持・管理を行います。				◎	観光課	現行				市費
40	新たな歴史遺産周遊ルートの検討	現行の周遊ルートを示した観光マップや、「川越百景」などの既存の散策ルートを参考に新たな周遊ルートを検討し、観光客の中心部以外への回遊を促します。				◎	観光課 都市景観課 文化財保護課	新規				市費
41	農産物イベントとのコラボ事業の検討	伝統的農産物の収穫イベントや直売イベント時など、農産物の歴史的背景や食文化などの歴史遺産を周知する事業の実施を検討します。	○	○		◎	産業振興課 農政課 文化財保護課	新規				市費
42	出前授業の実施	郷土に対する理解を深めるため、歴史遺産を用いた出前授業を実施する。また、授業に活用できる学習素材の提供や資料の貸出しなどを行います。				◎	文化財保護課 博物館 教育指導課	現行				市費
60 43	市内小学校の博物館・美術館見学の実施	市内の小学校を対象とした博物館・美術館見学を実施します。				◎	博物館 美術館	現行				市費

方向性④ 歴史遺産とともに歩む の方針

歴史遺産を保存・活用する体制を強化します

- ・ 専門職員を継続的に採用し、歴史遺産の継続的な保存・活用に努めます。また、職員以外にも歴史遺産の調査活動を行う人員を確保します。
- ・ 市民、諸団体と連携し、歴史遺産の保存・活用を行います。
- ・ 文化財保護審議会や文化財保存活用地域計画協議会など、歴史遺産に関する機関を設置し審議することにより、専門的な知見に基づいた歴史遺産の保存・活用を行います。
- ・ 指定等文化財以外への補助金制度やふるさと納税など、新たな資金を歴史遺産の保存・活用に活かす工夫を検討します。

方向性④ 歴史遺産とともに歩む の措置

番号	措置の名称	措置の内容	取組主体				担当課・協力課	実施	前期	中期	後期	主な財源
			市民	団体	専業	行政						
44	職員体制の充実	歴史遺産を継続して調査するために、専門職員（学芸員）の補充と新規採用を定期的に行います。				◎	文化財保護課 博物館 美術館	現行			→	市費
45	関係機関での審議	文化財保護審議会など文化財関連の機関における審議により、歴史遺産の保存と活用を適正に進めていきます。			○	◎	文化財保護課 都市景観課	現行			→	市費
46	国の登録有形建造物に対する補助制度の検討	国の登録有形建造物を対象とした保存修理について、補助制度を検討します。			○	◎	文化財保護課	新規			→	市費
47	ふるさと納税の活用の検討	ふるさと納税の対象事業として歴史遺産に関する項目立てなど、活用を検討します。				◎	政策企画課 財政課 文化財保護課	新規			→	民間
★ 48	文化財調査指導員の設置	市民に対する歴史遺産保護意識の向上と、地域文化財の調査を指導するため、文化財調査指導員を設置します。	○	○	○	◎	文化財保護課	新規			→	市費
★ 49	「文化財探検隊」の育成と歴史遺産の調査	市内の地区ごとに、市民の活動団体「文化財探検隊」（仮称）を育成し、歴史遺産の把握調査を行います。	○	○		◎	文化財保護課 地域づくり推進課	新規			→	市費
50	ボランティアの育成と活動支援	史跡などの歴史遺産について管理や活用を推進するボランティアを育成し、その活動の人的支援をします。	○			◎	文化財保護課	新規			→	市費
51	市民が残したい歴史遺産の把握調査	「市民が残したい川越の唄30」を把握するための調査やアンケートを実施します。	○		○	◎	文化芸術振興課	新規			→	市費
52	地域における歴史サークルへの支援	公民館等で現在活動している歴史や文化財に関するサークル・団体へ、講座の講師として職員を派遣などの支援をします。	○	○		◎	文化財保護課 博物館	新規			→	市費
53	民間団体との協同	建造物や山車の調査や保存修理で既に協力関係のあるNPO法人川越蔵の会や、伝建地区の住民等による保存団体である川越町並み委員会など、市民団体との協同による歴史遺産の保存・活用を進めます。		○		◎	文化財保護課 都市景観課	新規			→	市費
54	小江戸川越観光協会やDMO川越との連携	小江戸川越観光協会やDMO川越と連携し、来訪者に対する歴史遺産への周知を図ります。		○		◎	観光課 文化財保護課	現行			→	市費



## 第6章 関連文化財群による保存と活用

### 1. 関連文化財群の設定の目的

関連文化財群（以下、群）とは、これまで個々の歴史遺産だけで語られてきた地域の歴史を、いくつかの歴史遺産を結びつけて一つの物語としてまとめたものです。川越の歴史を語る一つの手法として提示します。

例えば、川越の蔵造りの町並みの歴史を語る時に、明治26年（1893）の川越大火の後に、火事で焼け残った大沢家住宅（寛政4年・1792）を見た川越の人々が、同じような蔵造りの建物を建設した、という話があります（関連文化財群E参照）。複数の歴史遺産を説明するストーリーとして、川越の人には既になじみのあるものです。このように、ストーリーにより個々の歴史遺産を結びつけることで、多くの人々にとってより歴史遺産に対する親しみやすさが増すのではないかと考えます。

第7章で設定する文化財保存活用区域が主に市民を対象とするのに対し、関連文化財は主に市外から本市に訪れる方を対象としています。第1期の計画では、まずは群を構成する歴史遺産の調査や、群そのものの周知を図ることを設定の目的とします。

### 2. 関連文化財群の設定

ここではA～Eの5つの群を示しました。しかし、これはあくまでも現時点での設定であり、今後行われる調査により川越の新たな魅力が発見されることで、関連文化財群の種類は増えていくと考えます。

	関連文化財群	歴史文化
A	ヒト・モノ・コトの集散地	①、③
B	「小江戸」文化	①、③
C	新しもの好き	①、③
D	台地のくらし 低地のくらし	②
E	災害と復興のあゆみ	①、②、③

### 3. 関連文化財群における保存と活用

#### A ヒト・モノ・コトの集散地

川越にヒト・モノ・コトが行き交うようになったのは7世紀後半、東山道武蔵路が敷設された時代まで遡ると考えられます。官道である東山道武蔵路に面して、当時の役所である入間郡家が設置され、平安時代末期には河越氏の居館が造られました。15世紀に入ると、現在の本市の中心部に河越城が築かれ、江戸時代には川越城となり城下町が形成されました。また、城下の発展に伴い川越街道や新河岸川舟運なども整備され、人流・物流の中心地としての役割を果たしました。

#### (1) 概要と歴史遺産一覧

##### ① 概要

川越は、道や川の流通の結節点として、古代よりヒト・モノ・コトが行き交う場所でした。山王塚古墳に埋葬された在地首長の支配地域に近接して、東山道武蔵路が造られ、入間郡の役所である郡家などが設置され、律令国家の影響が及びました。このような交通の要衝に、鎌倉幕府の有力な御家人となる河越氏の居館が、平安時代の末期にこの地へ置かれた理由の一つと考えられています。

室町時代のはじめに、河越氏が歴史の舞台から姿を消し、15世紀中頃に太田道灌らが河越城（現在の川越城跡）を築城すると、その周辺が交通の結節点となり繁栄しました。江戸時代に、川越城が武蔵国西部の要の地として機能することは、江戸幕府からも期待されたことで、そのために川越街道や新河岸川舟運等が整備されました。江戸と直接つながる街道や舟運を抱える川越藩が、周辺地域のヒトやモノの集散地として果たした役割の大きさがうかがわれます。

##### ② 歴史遺産一覧 \* 順番は時代順を基本に示しています。

番号	指定等	種別	名称	地区
1	国	遺跡	山王塚古墳	大東
2	未	遺跡	東山道武蔵路	大東・霞ヶ関・名細
3	未	遺跡	入間郡家（霞ヶ関遺跡）	霞ヶ関北・名細
4	未	考古資料	霞ヶ関遺跡出土土器（畿内産土師器等）	霞ヶ関北・名細
5	国	遺跡	河越館跡	名細
6	県	遺跡	川越城跡	本庁
7	県	建造物	川越城本丸御殿及び家老詰所	本庁
8	未	遺跡	川越街道	本庁・高階
9	市	遺跡	烏頭坂（うとうざか）	本庁
10	市	遺跡	新河岸川河岸場跡	高階
11	市	建造物	斉藤家住宅	高階

## (2) 課題と方針

### ① 課題

- ・ 関連文化財群の歴史遺産について、川越街道などミチに関わる調査が必要です。
- ・ 関連文化財群の周知が必要です。

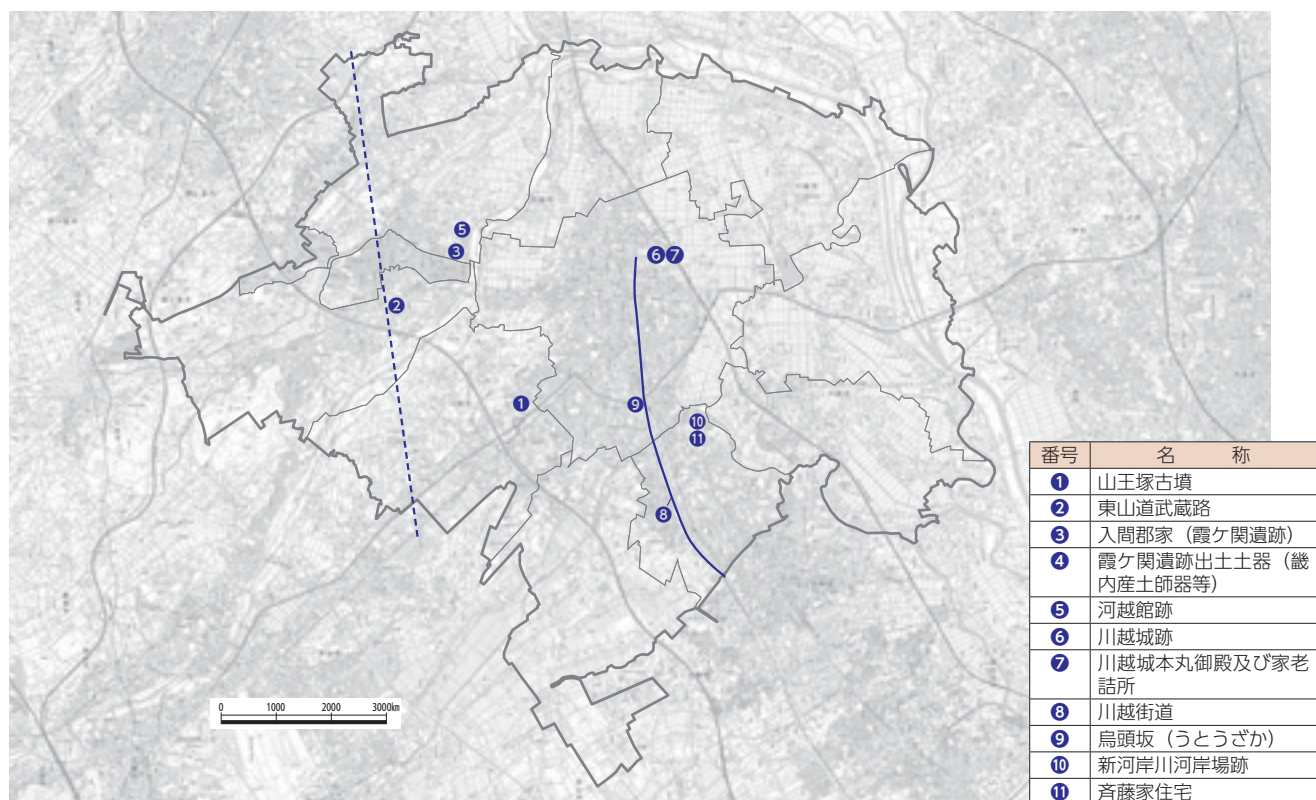
### ② 方針

- ・ 関連文化財群の調査として、川越街道などミチに関わる調査を実施します。
- ・ 関連文化財群の周知のため、歴史講座や「歴史遺産めぐり」のような町歩きの講座などを実施します。また、その情報発信について、展示会の実施や周遊ルートを検討し、周知に努めます。

## (3) 措置 \*末尾の「5章措置表」は、ここでの措置と関連する5章の措置の番号を指します。

番号	措置の名称	措置の内容	取組主体				担当課・協力課	実施	前期	中期	後期	主な財源	5章措置表
			市民	団体	専門家	行政							
A-1	歴史遺産の調査	関連文化財群Aの歴史遺産について、川越街道などの道に関する調査を行います。			○	◎	文化財保護課	新規	→			市費	8
A-2	歴史講座の開催	川越市の歴史について、関連文化財群Aから学ぶ歴史講座を実施します。				◎	文化財保護課	新規	→			市費	25
A-3	「歴史遺産めぐり」の実施	関係課の協力を得ながら、市内の歴史遺産を、関連文化財群Aをもとに巡り歩くイベントを実施します。			○	◎	文化財保護課	新規		→		市費	27
A-4	博物館施設等における展示会の検討	川越の歴史を関連文化財群Aを通して発信するために、歴史遺産に関する展示会などの開催を検討します。				◎	博物館	新規		→		市費	33
A-5	新たな歴史遺産周遊ルートの検討	現行の周遊ルートを示した観光マップを、関連文化財群Aを踏まえ、新たな周遊ルートを検討します。	○	○		◎	観光課 文化財保護課	新規		→		市費	40
A-6	来訪者に向けた情報発信の充実	観光案内所などの各施設において、関連文化財群Aを通じた歴史遺産についての情報を発信します。				◎	観光課 文化財保護課	新規		→		市費	37

## (4) 歴史遺産の分布図





## B 「小江戸」文化

「小江戸」という言葉は川越と江戸・東京の密接なつながりを示すキーワード、かつ川越の代名詞として広く定着していますが、川越での初出は大正時代であり比較的新しい呼び名です。しかし、それ以前から川越と江戸・東京の結びつきは強く、例えば17世紀前期に三代将軍の徳川家光はたびたび川越城を訪問しました。また、江戸の天下祭の様式に影響を受けた川越氷川祭の山車行事や、東京の商家に似せた蔵造り町家など、江戸・東京から多くの文化が川越にもたらされました。

### (1) 概要と歴史遺産一覧

#### ① 概要

##### i 徳川三代の縁 ―近世初期の「小江戸」文化―

慶長8年（1603）、のちに二代将軍となる徳川秀忠が、放鷹のため川越を訪れています。その後、将軍職を退いた徳川家康が慶長10年（1605）、そして三代将軍家光が元和4年（1618）鷹狩に川越へ来るなど、家康以降の将軍がたびたび川越を訪れています。

とりわけて顕著なのは3代将軍家光です。元和8年（1622）江戸城西ノ丸の工事中に、およそ1か月も川越城の本丸に滞在するなど、その川越愛は抽<sup>ぬき</sup>んでています。寛永年間（1624～44）家光の命により、喜多院や東照宮、三芳野神社などが整備されていきます。その後、寛永15年（1638）に起きた大火で喜多院・東照宮のほとんどが焼失しましたが、すみやかにその再建が命じられました。その資材として、江戸城にあった建造物が、江戸と直接つながる新河岸川の舟運を利用して運ばれました。それらは喜多院客殿上段の間の「家光誕生の間」、同書院の「春日局化粧の間」として伝わり、ひとかたならぬ家光の川越愛が偲べれます。

##### ii 川越と江戸 ―近世の「小江戸」文化―

4代家綱以降は将軍が川越に来訪することはなくなりましたが、江戸と川越を結ぶ新河岸川舟運によりそのつながりはますます強くなっていきました。それは単なる物資の往返にとどまらず、江戸の文化が川越へ取り入れられた様子が人々の暮らしからうかがえます。その後、天保年間（1830～44）には人を運搬する舟が仕立てられ、さらにその交流に拍車をかけたと考えられます。

江戸との関わりを顕著に示すものは川越氷川祭です。松平信綱の命をうけて慶安年間に始まったこの祭礼は、江戸の神田祭・山王祭の影響が継承されており、その様子は幕末から明治にかけて製作された山車や山車人形の形に、その痕跡をとどめています。

## iii 川越と東京 一近代の「小江戸」文化一

明治時代に入り東京では山車が姿を消していきますが、川越氷川祭では江戸時代末期に江戸で完成した江戸型山車が、引き続き旧城下町の町内などに導入されていきました。川越と東京のつながりを特に示すものは川越の代名詞でもある蔵造り町家です。明治26年（1893）の大火では、大沢家住宅（寛政4年・1792建築）が焼け残り、また江戸・東京にも蔵造り町家が多く見られたため、蔵造りの町家が川越で相次ぎ建造されました。

その後、明治の末期から大正年間にかけて、さまざまな西洋風の建築が作られていきましたが、特に代表的なものは、大正7年（1918）建造の埼玉りそな銀行旧川越支店（第八十五銀行本店本館）です。この建物の設計者は、東京で活躍していた保岡勝也という建築家で、同銀行頭取の山崎嘉七に彼を紹介したのは、東京日本橋の細田氏（榮太樓總本舗創業者）と言われています。その後、山崎嘉七は、自身の邸宅（旧山崎家別邸）も保岡に依頼し、大正13年（1924）に完成しました。

### ② 歴史遺産一覧 \* 順番は時代順を基本に示しています。

番号	指定等	種別	名称	地区
1	県	遺跡	川越城跡	本庁
2	国	建造物	喜多院	本庁
3	国	絵画	三十六歌仙額	本庁
4	県	彫刻	木造天海僧正坐像	本庁
5	国	建造物	東照宮	本庁
6	県	絵画	鷹絵額	本庁
7	県	建造物	三芳野神社	本庁
8	県	絵画	三芳野天神縁起	本庁
9	県	建造物	氷川神社本殿、八坂神社社殿	本庁
10	県	古文書	榎本弥左衛門覚書	本庁
11	市	古文書	上新河岸遠藤家文書	高階
12	市	古文書	牛子河岸嶋村家文書	南古谷
13	市	古文書	元町二丁目井上家文書	本庁
14	市	古文書	喜多町水村家文書	本庁
15	市	遺跡	新河岸川河岸場跡	高階
16	未	遺跡	斎藤家住宅	高階
17	国	建造物	大沢家住宅	本庁
18	市	遺跡	永島家住宅	本庁
19	国	伝建	川越市川越伝統的建造物群保存地区	本庁
20	市	建造物	旧小山家住宅（蔵造り資料館）	本庁
21	市	建造物	原田家住宅	本庁
22	市	建造物	時の鐘	本庁
23	国登録	建造物	埼玉りそな銀行旧川越支店（第八十五銀行本店本館）	本庁
24	国	建造物	旧山崎家別邸	本庁
25	国登録	名勝地	旧山崎氏別邸庭園	本庁
26	国	無形民俗	川越氷川祭の山車行事	本庁
27	県	有形民俗	川越氷川祭山車	本庁

(2) 課題と方針

① 課題

- ・ 関連文化財群の歴史遺産について、新河岸川舟運に関する調査が必要です。
- ・ 関連文化財群の周知が必要です。

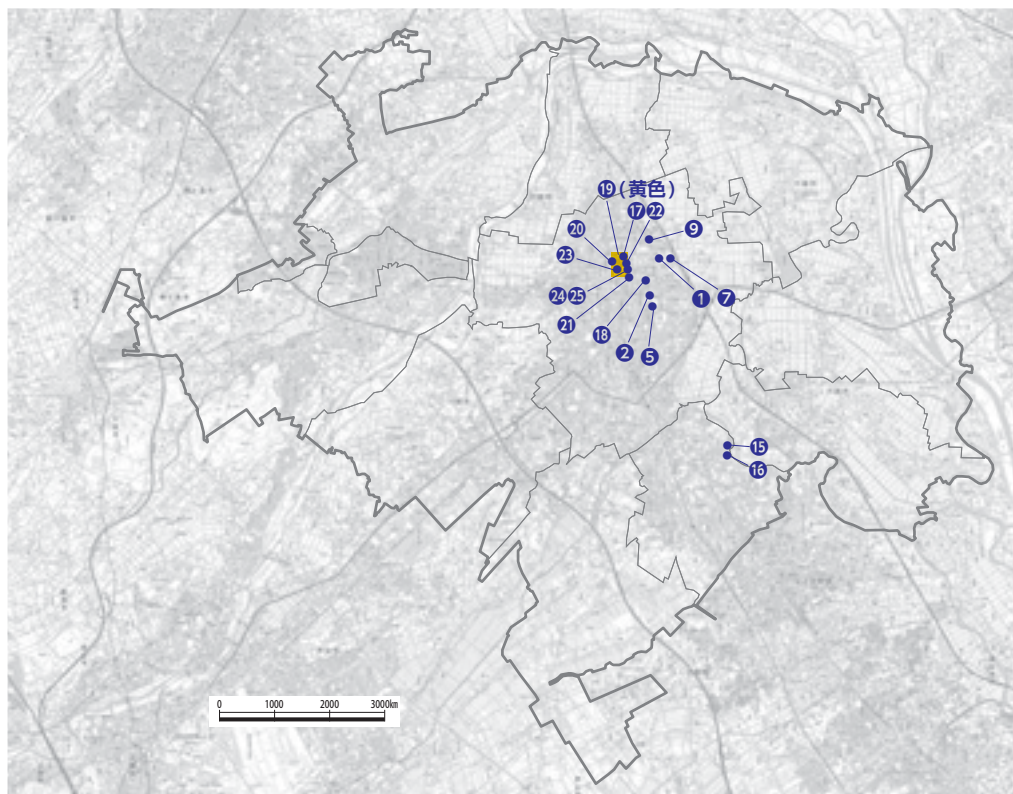
② 方針

- ・ 関連文化財群の調査として、新河岸川舟運に関する調査を実施します。
- ・ 関連文化財群の周知のため、歴史講座や「歴史遺産めぐり」のような町歩き講座などを実施します。また、その情報発信について、展示会の実施や周遊ルートを検討し、周知に努めます。

(3) 措置 \*末尾の「5章措置表」は、ここでの措置と関連する5章の措置の番号を指します。

番号	措置の名称	措置の内容	取組主体				担当課・協力課	実施	前期	中期	後期	主な財源	5章措置表
			市民	団体	専業	行政							
B-1	歴史遺産の調査	関連文化財群Bの歴史遺産について、新河岸川舟運に関する調査を行います。			○	◎	文化財保護課	新規	→			市費	8
B-2	歴史講座の開催	川越市の歴史について、関連文化財群Bから学ぶ歴史講座を実施します。				◎	文化財保護課	新規	→			市費	25
B-3	「歴史遺産めぐり」の実施	関係課の協力を得ながら、伝建地区を始めとする市内の歴史遺産を、関連文化財群Bをもとに巡り歩くイベントを実施します。		○		◎	文化財保護課 都市景観課	新規		→		市費	27
B-4	博物館施設等における展示会の検討	川越の歴史を関連文化財群Bを通して発信するために、歴史遺産に関わる展示会などの開催を検討します。				◎	博物館	新規		→		市費	33
B-5	新たな歴史遺産周遊ルートの検討	現行の周遊ルートを示した観光マップを、関連文化財群Bを踏まえ、新たな周遊ルートを検討します。	○	○		◎	観光課 文化財保護課	新規	→			市費	40
B-6	来訪者に向けた情報発信の充実	観光案内所などの各施設において、関連文化財群Bを通じた歴史遺産についての情報を発信します。				◎	観光課 文化財保護課	新規		→		市費	37

(4) 歴史遺産の分布図



番号	名称
①	川越城跡
②	喜多院
③	三十六歌仙額
④	木造天海僧正坐像
⑤	東照宮
⑥	鷹絵額
⑦	三芳野神社
⑧	三芳野天神縁起
⑨	氷川神社本殿、八坂神社社殿
⑩	榎本弥左衛門覚書
⑪	上新河岸遠藤家文書
⑫	牛子河岸嶋村家文書
⑬	元町二丁目井上家文書
⑭	喜多町水村家文書
⑮	新河岸川河岸場跡
⑯	斎藤家住宅
⑰	大沢家住宅
⑱	永島家住宅
⑲	川越市川越伝統的建造物群保存地区
⑳	旧小山家住宅（蔵造り資料館）
㉑	原田家住宅
㉒	時の鐘
㉓	埼玉りそな銀行旧川越支店
㉔	旧山崎家別邸
㉕	旧山崎氏別邸庭園
㉖	川越氷川祭の山車行事
㉗	川越氷川祭山車



## C 新しいもの好き

川越の人々は、最先端の流行や文化、技術を積極的に取り入れる「新しいもの好き」の一面を持っていました。また、取り入れたものを川越独自の形に発展させる工夫、挑戦もみられました。古代には国内最大級の上円下方墳を築き、中世には名茶の産地として知られました。近世には畑作新田を切り開き、幕末には輸入綿糸を用いた国産織物を製造しました。新しいモノを取り入れ、また新たなモノや技術を生み出した熱意は、様々な歴史遺産として残されています。

### (1) 概要と歴史遺産一覧

#### ① 概要

7世紀後半に築造された山王塚古墳は、上円下方墳という墳形や、版築工法による墳丘盛土などの特徴から、畿内や東アジアとの関係性がうかがえます。下って14世紀後半、日本における著名な茶の生産地として「武蔵河越茶」が知られており、平一揆の乱後に河越氏の居館の跡に建立された禅宗系寺院が窓口となって、禅宗文化とともに河越茶が伝えられたと考えられます。また、江戸時代初期から前期における現在の福原・大東地区での畑作新田の開発は、その後の新田開発にとってモデルケースとなるものでした。

幕末に輸入された綿糸を使用した唐棧織や、明治11年（1878）県下初の国立銀行、明治30年代（1897～1906）の発電所の建設とそれとともに電車の運行など、幕末から明治にかけて新しい文化や技術が川越へ伝わります。明治43年（1910）川越織物市場の建設はすでに時期を逸したものでしたが、その敷地の一部を昭和9年（1934）栄養食配給所として開業しました。ちょうど同時期に全国的に設立された栄養食配給所の歴史を伝える遺構が現存しており貴重です。これら新しい文化や技術の習得には、進取の気性に富む川越の人々の熱意や苦労があったことがうかがえます。

#### ② 歴史遺産一覧 \* 順番は時代順を基本に示しています。

番号	指定等	種別	名称	地区
1	国	遺跡	山王塚古墳	大東
2	国	遺跡	河越館跡	名細
3	未	食文化	河越茶	名細
4	未	遺跡	新田開発地割遺構	大東・福原
5	市	有形民俗	川越唐棧着物	本庁
6	未	遺跡	川越電気鉄道	本庁・芳野・古谷
7	市	建造物	田中家住宅	本庁
8	市	建造物	旧川越織物市場	本庁
9	市	建造物	旧栄養食配給所	本庁
10	未	建造物	旧山吉デパート	本庁

(2) 課題と方針

① 課題

- ・ 関連文化財群の歴史遺産について、近代の建造物に関する調査が必要です。
- ・ 関連文化財群の周知が必要です。

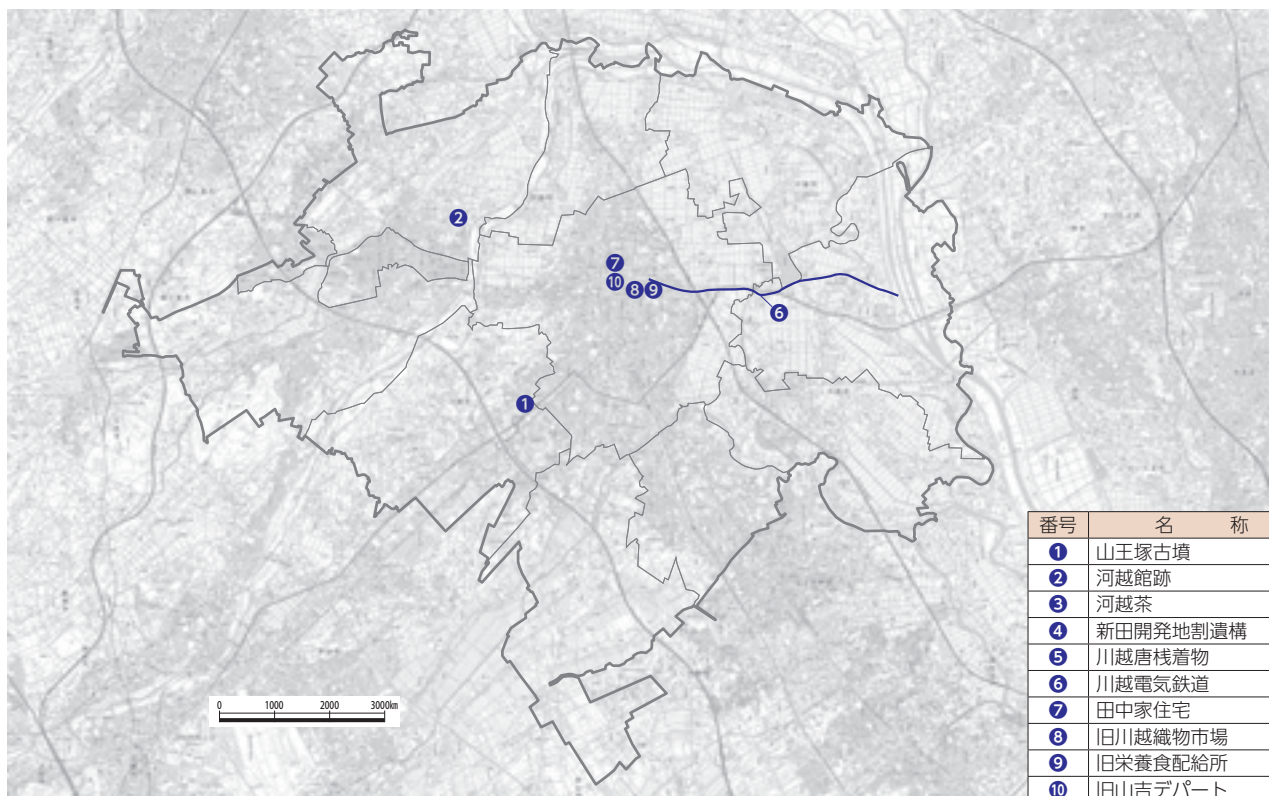
② 方針

- ・ 関連文化財群の調査として、近代の建造物に関わる調査を実施します。
- ・ 関連文化財群の周知のため、歴史講座や「歴史遺産めぐり」のような町歩き講座などを実施します。また、その情報発信について、展示会の実施や周遊ルートを検討し、周知に努めます。

(3) 措置 \*末尾の「5章措置表」は、ここでの措置と関連する5章の措置の番号を指します。

番号	措置の名称	措置の内容	取組主体				担当課・協力課	実施	前期	中期	後期	主な財源	5章措置表
			市民	団体	専門家	行政							
C-1	歴史遺産の調査	関連文化財群Cの歴史遺産について、近代の建造物などに関する調査を行います。			○	◎	文化財保護課	新規	→			市費	8
C-2	歴史講座の開催	川越市の歴史について、関連文化財群Cから学ぶ歴史講座を実施します。				◎	文化財保護課	新規	→			市費	25
C-3	「歴史遺産めぐり」の実施	関係課の協力を得ながら、市内の歴史遺産を、関連文化財群Cをもとに巡り歩くイベントを実施します。		○		◎	文化財保護課	新規		→		市費	27
C-4	博物館施設等における展示会の検討	川越の歴史を関連文化財群Cを通して発信するために、歴史遺産に関わる展示会などの開催を検討します。				◎	博物館	新規		→		市費	33
C-5	新たな歴史遺産周遊ルートの検討	現行の周遊ルートを示した観光マップを、関連文化財群Cを踏まえ、新たな周遊ルートを検討します。	○	○		◎	観光課 文化財保護課	新規		→		市費	40
C-6	来訪者に向けた情報発信の充実	観光案内所などの各施設において、関連文化財群Cを通じた歴史遺産についての情報を発信します。				◎	観光課 文化財保護課	新規		→		市費	37

(4) 歴史遺産の分布図



D 台地のくらし 低地のくらし

生活を営む上で最も重要な課題は、水源の確保でした。川越では、縄文時代から人々が台地の縁辺で暮らしていた痕跡が残っています。江戸時代には水はけの悪い低地や水源の乏しい台地も開発が進みましたが、その道のりは並大抵のことではありませんでした。低地に生きる人々は、洪水に備えて避難用設備である水塚を築き、台地に生きる人々は、保水性が低い土地でも栽培可能なサツマイモを生産するなど、生きるための試行錯誤を繰り返しました。

(1) 概要と歴史遺産一覧

① 概要

川越における人が定住した痕跡は、縄文時代前期の低地を臨む台地の縁にある小仙波貝塚がその始まりです。古墳時代から平安時代の集落があった弁天西遺跡もこの近くにありました。台地の端は湧水に恵まれ、このような水を得やすい場所は、人が生活を営む上で必須でした。鎌倉時代の御家人仙波氏を生み出したのもこの地でした。また同じころ、河越館跡や鎌倉期の御家人の居館だった古尾谷氏館跡（善仲寺館跡）のような低地の微高地にも人の開発が及びました。

江戸時代になると、治水技術等の向上によって台地上の耕地開発や低地での新田開発が進められました。開発された耕地では、雨が多く水はけのよい武蔵野台地に適した作物が選ばれ、中にはサツマイモや素麺、茶のように地域の名産物となるものもありました。明治期に製茶機械の発明で知られる高林謙三の尽力は、全国の茶業発展に多大な影響を与えました。

② 歴史遺産一覧 \* 順番は時代順を基本に示しています。

番号	指定等	種別	名称	地区
1	市	遺跡	小仙波貝塚<縄文前期>	本庁
2	未	埋蔵文化財	藤原町遺跡<縄文中期>	高階
3	未	埋蔵文化財	弁天西遺跡<縄文前期・古墳時代>	本庁
4	市	遺跡	仙波氏館跡	本庁
5	未	埋蔵文化財	古尾谷氏館跡（善仲寺遺跡）	古谷
6	未	遺跡	新田開発地割遺構	福原・大東
7	未	遺跡	中福の井戸	福原
8	未	食文化	サツマイモ	福原
9	市	遺跡	赤沢仁兵衛の墓	福原
10	未	景観	水田景観	芳野・古谷 南古谷・山田など
11	未	食文化	河越茶	霞ヶ関・名細など
12	市	遺跡	高林謙三の墓	本庁



(2) 課題と方針

① 課題

- ・関連文化財群の歴史遺産について、茶など生業に関する民俗調査が必要です。
- ・関連文化財群の周知が必要です。

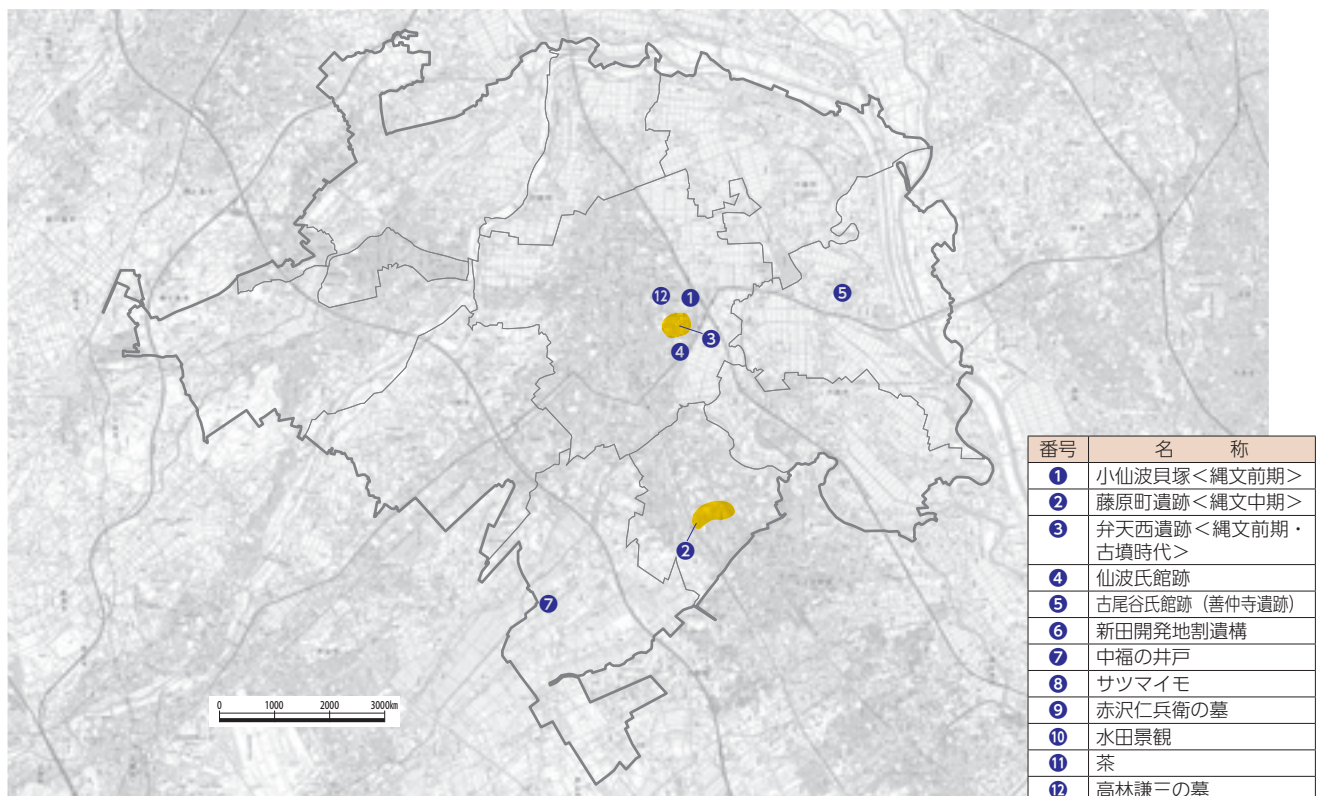
② 方針

- ・関連文化財群の調査として、茶など生業に関する民俗調査を実施します。
- ・関連文化財群の周知のため、歴史講座や「歴史遺産めぐり」のような町歩き講座などを実施します。また、その情報発信について、展示会の実施や周遊ルートを検討し、周知に努めます。

(3) 措置 \*末尾の「5章措置表」は、ここでの措置と関連する5章の措置の番号を指します。

番号	措置の名称	措置の内容	取組主体				担当課・協力課	実施	前期	中期	後期	主な財源	5章措置表
			市民	団体	専門家	行政							
D-1	歴史遺産の調査	関連文化財群Dの歴史遺産について、茶など生業などに関わる民俗調査を行います。			○	◎	文化財保護課	新規	→			市費	8
D-2	歴史講座の開催	川越市の歴史について、関連文化財群Dから学ぶ歴史講座を実施します。				◎	文化財保護課	新規	→			市費	25
D-3	「歴史遺産めぐり」の実施	関係課の協力を得ながら、市内の歴史遺産を、関連文化財群Dをもとに巡り歩くイベントを実施します。		○		◎	文化財保護課	新規		→		市費	27
D-4	博物館施設等における展示会の検討	川越の歴史を関連文化財群Dを通して発信するために、歴史遺産に関わる展示会などの開催を検討します。				◎	博物館	新規		→		市費	33
D-5	新たな歴史遺産周遊ルートの検討	現行の周遊ルートを示した観光マップを、関連文化財群Dを踏まえ、新たな周遊ルートを検討します。	○	○		◎	観光課 文化財保護課	新規		→		市費	40
D-6	来訪者に向けた情報発信の充実	観光案内所などの各施設において、関連文化財群Dを通じた歴史遺産についての情報を発信します。				◎	観光課 文化財保護課	新規		→		市費	37

(4) 歴史遺産の分布図



## E 災害と復興のあゆみ

風水害や地震、火災などの避けがたい災害に、川越の人々はどのように対処してきたのでしょうか。18世紀の大水害では多くの地域が被害に襲われましたが、久下戸村の奥貫友山は、私財を投げ打ち多くの人々を救いました。明治時代の川越大火では、多くの建物が灰燼に帰しましたが、川越商人たちはすぐさま耐火建築である蔵造り町家を競うように建て、今につながる町並みを作り出しました。川越には災害に挫けず復興を進めた人々の歴史が残っています。

### (1) 概要と歴史遺産一覧

#### ① 概要

13世紀初頭、河越館跡の東側を流れる入間川洪水の様子が鴨長明『菟心集』に記されています。住民たちが登った屋根のうえで洪水の被害に呆然とするさまは、寛保2年（1742）の寛保の大洪水を記した久下戸村奥貫友山の記録と、驚くほど符合します。奥貫友山は私費を投じて、48か村ののべ10万人以上の窮民を救ったと言われ、明治期の修身の教科書に記されるほどでした。その後、次第に日常が戻りつつあるなかで、災害の歴史の記憶を留めようとする当時の人々は、洪水から20年後にその水位を記した灯籠を久下戸氷川神社に奉納しました。

町場にとって火事は避けがたい災害です。川越は常に火事に悩まされ続けました。特に寛永15年（1638）の大火は、創建間もない東照宮や喜多院の建物も焼失させました。その後、何度も火事が城下町を襲ったことが時の鐘再建記録から知ることができます。なかでも明治26年（1893）の大火は、蔵造り町家が建造された契機となるものでした。人々は火事後に焼け残った大沢家住宅などを見て、同様の建物をこぞって建てたと言われています。これは、耐火建築の素材としてレンガでなく、東京でよく目にしたなじみのある土壁を選んだ結果と言われています。

#### ② 歴史遺産一覧 \* 順番は時代順を基本に示しています。

番号	指定等	種別	名称	地区
1	国	遺跡	河越館跡<入間川洪水>	名細
2	国	建造物	東照宮	本庁
3	国	建造物	喜多院	本庁
4	県	遺跡	奥貫友山墓	南古谷
5	未	石造物	久下戸氷川神社灯籠	南古谷
6	未	古文書	奥貫家文書<大水記>	南古谷
7	市	有形民俗	寛保の水害手伝普請図大絵馬	南古谷
8	未	遺跡	旧入間川堤防	霞ヶ関
9	国	建造物	大沢家住宅	本庁
10	国	伝建	川越市川越伝統的建造物群地区	本庁
11	市	建造物	時の鐘	本庁
12	未	建造物	看板建築	本庁
13	市	遺跡	愛宕神社<関東大震災慰霊碑>	本庁

(2) 課題と方針

① 課題

- ・ 関連文化財群の歴史遺産について、近代以降の水害に関する調査が必要です。
- ・ 関連文化財群の周知が必要です。

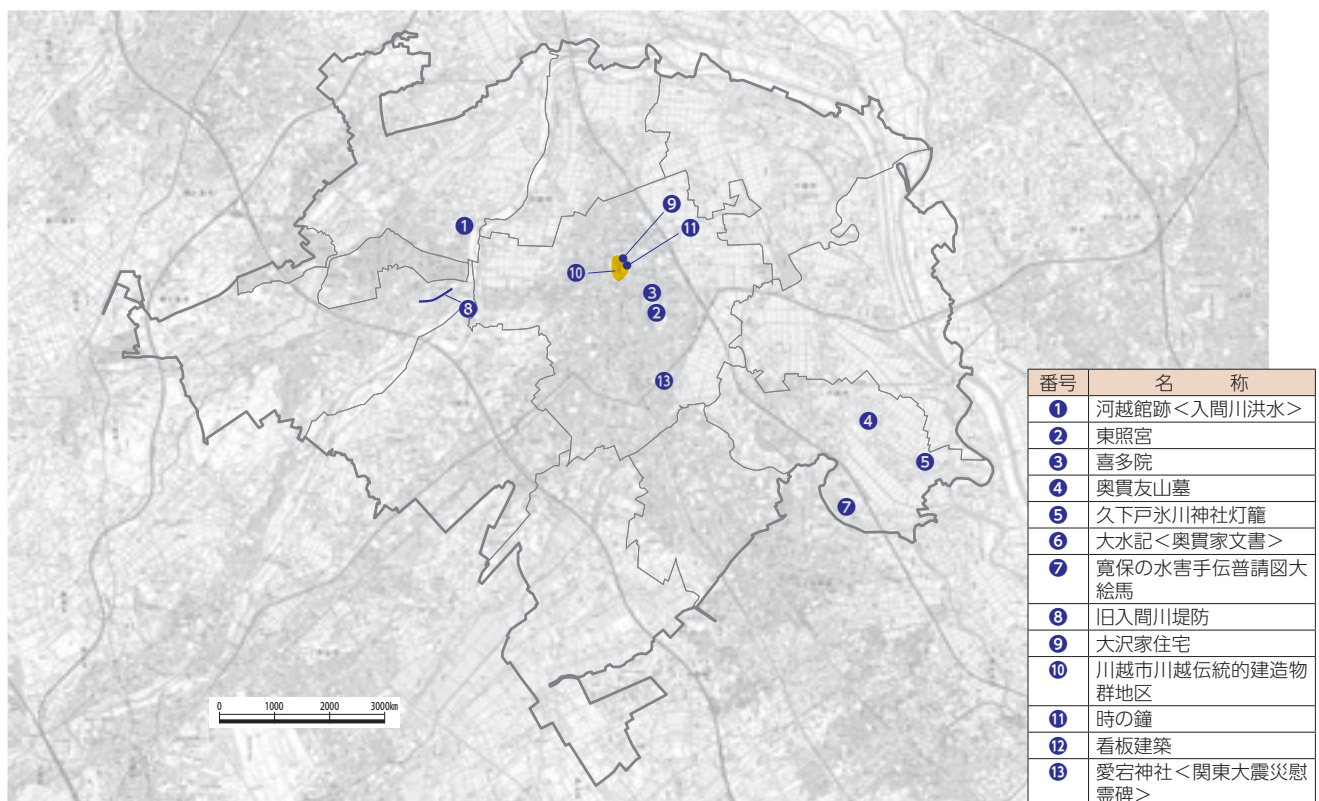
② 方針

- ・ 関連文化財群の調査として、近代以降の水害に関する調査を実施します。
- ・ 関連文化財群の周知のため、歴史講座や「歴史遺産めぐり」のような町歩きなどの講座を実施します。また、その情報発信について、展示会の実施や周遊ルートを検討し、周知に努めます。

(3) 措置 \*末尾の「5章措置表」は、ここでの措置と関連する5章の措置の番号を指します。

番号	措置の名称	措置の内容	取組主体				担当課・協力課	実施	前期	中期	後期	主な財源	5章措置表
			市民	団体	専門家	行政							
E-1	歴史遺産の調査	関連文化財群Eの歴史遺産について、近代以降の水害に関わる調査を行います。			○	◎	文化財保護課	新規	→			市費	8
E-2	歴史講座の開催	川越市の歴史について、関連文化財群Eから学ぶ歴史講座を実施します。				◎	文化財保護課	新規	→			市費	25
E-3	「歴史遺産めぐり」の実施	関係課の協力を得ながら、市内の歴史遺産を、関連文化財群Eをもとに巡り歩くイベントを実施します。		○		◎	文化財保護課	新規		→		市費	27
E-4	博物館施設等における展示会の検討	川越の歴史を関連文化財群Eを通して発信するために、歴史遺産に関わる展示会などの開催を検討します。				◎	博物館	新規		→		市費	33
E-5	新たな歴史遺産周遊ルートの検討	現行の周遊ルートを示した観光マップを、関連文化財群Eを踏まえ、新たな周遊ルートを検討します。	○	○		◎	観光課 文化財保護課	新規		→		市費	40
E-6	来訪者に向けた情報発信の充実	観光案内所などの各施設において、関連文化財群Eを通じた歴史遺産についての情報を発信します。				◎	観光課 文化財保護課	新規		→		市費	37

(4) 歴史遺産の分布図





# 第7章 文化財保存活用区域による保存と活用

## 1. 文化財保存活用区域の設定の目的

本市には、さまざまな時代にわたる多様な歴史遺産が分布しており、それらはそれぞれの地区を特徴づけるとともに、現在のすがたを形成する基礎となってきました。その歴史遺産の種類や時代性などは、地区によって異なります。

現在、市内には①本庁・②芳野<sup>よしの</sup>・③古谷<sup>ふるや</sup>・④南古谷<sup>ななこや</sup>・⑤高階<sup>たかしな</sup>・⑥福原・⑦大東・⑧霞ヶ関・⑨霞ヶ関北・⑩川鶴・⑪名細<sup>なぐわし</sup>・⑫山田の12地区があり、昭和30年（1955）まで市や村だった区域が、今も地区という行政の区域の一つとして用いられているところが多くあります。

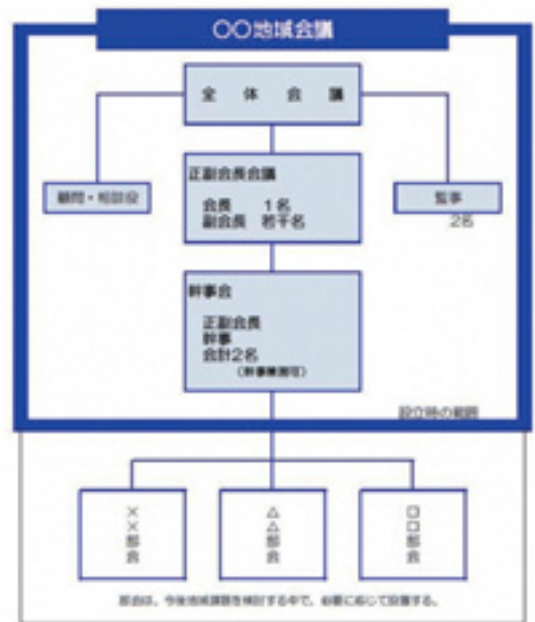
これらの地区では、『高階村史』（1958年）のように川越市との合併直後に編さんされた自治体史があります。その後、明治22年から開村100周年を記念して、平成元年（1989）以降、それぞれの公民館を中心に、村の歴史をまとめたものが多く作られました。

例えば、高階地区『高階の歴史』（1990年）、霞ヶ関地区『霞ヶ関の地誌』（1990年）、福原地区『ふくはら』（1993年）、大東地区『大東百年のあゆみ』（1993年）があります。また、当市で作成した民俗の調査報告書でも、『福原・南古谷地区の民俗』（2005年）、『山田地区の民俗』（2013年）と、このように「地区」という枠組みを活用しています。

本市には、現在この地区ごとに、地域の人たちとともにより良い地域づくりに向けた話し合いを行う場として、地域会議の設置が進んでいます。地域会議では、防犯・防災・福祉・環境・教育・子育てなど、地域が抱えるさまざまな課題に対処するため、その下に部会などを設けて課題の解決に向けた取り組みを行っています。

本市の地区という枠組みを、そのまま文化財保存活用区域（以下区域）として、地域会議の枠組みを参考に、部会等による歴史遺産の調査を通して、地域総がかりで文化財を守る体制を目指します。

●地域会議組織図(イメージ図)



## 2. 文化財保存活用区域の設定

本計画では、前項で掲げた12地区を、文化財保存活用区域として設定します。この区域のうち、本計画の期間内に重点的に事業を行う地区として、①本庁地区、⑤高階地区、⑦大東地区、⑪名細地区の4地区を重点地区として、地区ごとに個別の措置を設けています。\*黄色は重点区域

### ① 本庁地区

小仙波貝塚、弁天西遺跡、川越城跡、城下町、喜多院、東照宮、  
川越氷川祭の山車行事、蔵造り（伝統的建造物群保存地区）、烏頭坂

### ② 芳野地区

舟塚古墳、水田、水塚、鴨田八幡神社本殿

### ③ 古谷地区

古尾谷氏館跡（善仲寺遺跡）、古尾谷八幡神社、仏教文化（鎌倉期）、水田、水塚、  
ほろ祭、老袋の万作、老袋の弓取式

### ④ 南古谷地区

水田、水塚、寛保水害と奥貫友山きゅうじゆうつによる救恤、南田島の足踊り、並木の大クス

### ⑤ 高階地区

藤原町遺跡、寺尾貝塚、新河岸川河岸場跡、船問屋、川越街道、東上鉄道

### ⑥ 福原地区

畑作、新田開発<松平信綱>、川越祭りばやし（中台・今福）、中福の神楽

### ⑦ 大東地区

山王塚古墳、東山道武蔵路、新田開発、南大塚の餅つき踊り、川越鉄道

### ⑧ 霞ヶ関地区

東山道武蔵路、駅家、牛塚古墳、芳地戸のフセギ

### ⑨ 霞ヶ関北地区

霞ヶ関遺跡<入間郡家>

### ⑩ 川鶴地区

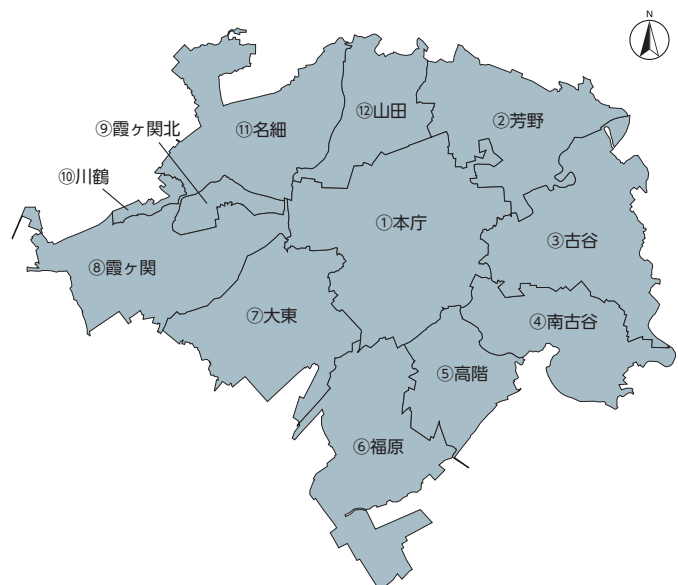
鶴ヶ丘遺跡

### ⑪ 名細地区

霞ヶ関遺跡<入間郡家>、  
河越館跡、大堀山館跡、鯨井の万作

### ⑫ 山田地区

水田、水塚、福田の獅子舞  
石田藤宮神社の筒粥神事、上寺山のマングリ



### 3. 文化財保存活用区域における保存と活用

#### (1) 本庁地区

##### ① 地区の概要

本庁地区は、市の中心部に位置し、昭和30年（1955）に周辺の9か村と合併するまで、元の川越市だったところです。

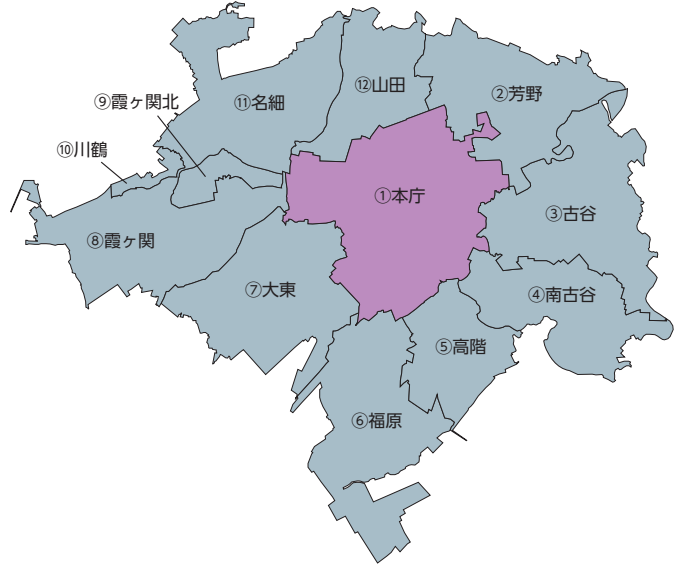
この地区では、弁天南遺跡で旧石器時代のナイフ形石器が出土しています。小仙波貝塚や弁天西遺跡などでは、縄文時代以降の人々の定住の痕跡がうかがえます。また、平安末期から鎌倉時代にかけて、御家人の仙波氏が居館を構えました。

この地区の歴史が大きく変化するのは、河越城が出来てからです。長禄元年（1457）、扇谷

上杉氏の家臣の太田道真・道灌により河越城と江戸城が造られました。その後、武蔵国への侵攻をうかがう北条氏は、天文6年（1537）ついに河越城をその手中に収めます。河越城の奪還を試みる扇谷上杉朝定でしたが、天文15年（1546）かえって寡兵の北条氏康に敗れ、北条氏による武蔵国支配が本格化します。その後、天正18年（1590）豊臣秀吉との戦いに敗れた北条氏のあと、関東の支配にあたったのは徳川家康でした。家康は有力な家臣を各地に配置し、以後江戸幕府が開かれたのちも、老中などの幕府の要職の歴任者を川越藩主にあたらせるなど、川越の地を重視しました。

江戸時代は、川越城の城下町である十ヶ町・四門前を中心に、城周辺の村々が川越藩領となりました。明治22年（1889）に川越町、松郷、東明寺村、寺井村、小久保村、脇田村、小仙波村、野田村の一部が合併して川越町に、そして、大正11年（1922）に川越町と仙波村（大仙波村、大仙波新田、岸村、新宿村が合併し明治22年成立）が合併し川越市が成立し、埼玉県下初の市制施行となりました。

その後、川越市は昭和14年（1939）に田面沢村（小室村、今成村、小ヶ谷村、野田村の一部、野田新田が合併し明治22年成立）と合併し、昭和30年に芳野村や古谷村など周辺の村々と合併し、現在の本市の範囲となりました。





## ② 地区の歴史遺産 \* 順番は時代別を基本に示しています。以下同。

番号	指定等	種別	名称	所在
1	市	遺跡	小仙波貝塚<縄文前期>	小仙波町
2	未	埋蔵文化財	弁天西、弁天南、小仙波四丁目遺跡 <旧石器、縄文前期、古墳時代・古代>	小仙波町
3	市	遺跡	仙波氏館跡	仙波町
4	県	遺跡	川越城跡	郭町
5	国	建造物	日枝神社本殿	小仙波町
6	国	建造物	喜多院 (客殿・書院・庫裡・山門など)	小仙波町
7	国	絵画	三十六歌仙額	(県立博物館)
8	県	彫刻	木造天海僧正坐像	小仙波町
9	国	建造物	東照宮 (本殿・拜殿・幣殿など)	小仙波町
10	県	絵画	鷹絵額	(博物館)
11	県	建造物	三芳野神社	郭町
12	県	絵画	三芳野神社縁起	(博物館)
13	県	建造物	氷川神社本殿、八坂神社社殿	宮下町
14	県	古文書	榎本弥左衛門覚書	(博物館)
15	市	古文書	元町二丁目井上家文書	(博物館)
16	市	古文書	喜多町水村家文書	(博物館)
17	市	歴史資料	「川越の四季」屏風	元町二丁目
18	国	建造物	大沢家住宅	元町一丁目
19	市	遺跡	永島家住宅	三久保町
20	国	伝建	川越市川越伝統的建造物群保存地区	幸町他
21	市	建造物	旧小山家住宅 (蔵造り資料館)	幸町
22	市	建造物	原田家住宅	松江町二丁目
23	市	建造物	時の鐘	幸町
24	国登録	建造物	埼玉りそな銀行旧川越支店	幸町
25	国	建造物	旧山崎家別邸	松江町二丁目
26	国登録	名勝地	旧山崎氏別邸庭園	松江町二丁目
27	国	無形民俗	川越氷川祭の山車行事	
28	県	有形民俗	川越氷川祭山車	
29	県	無形民俗	石原の獅子舞	石原町

## ③ 地区の課題と方針

## i 課題

- ・地区内の歴史遺産について、周知と調査が必要です。
- ・特に、建造物の歴史遺産について、調査が必要です。

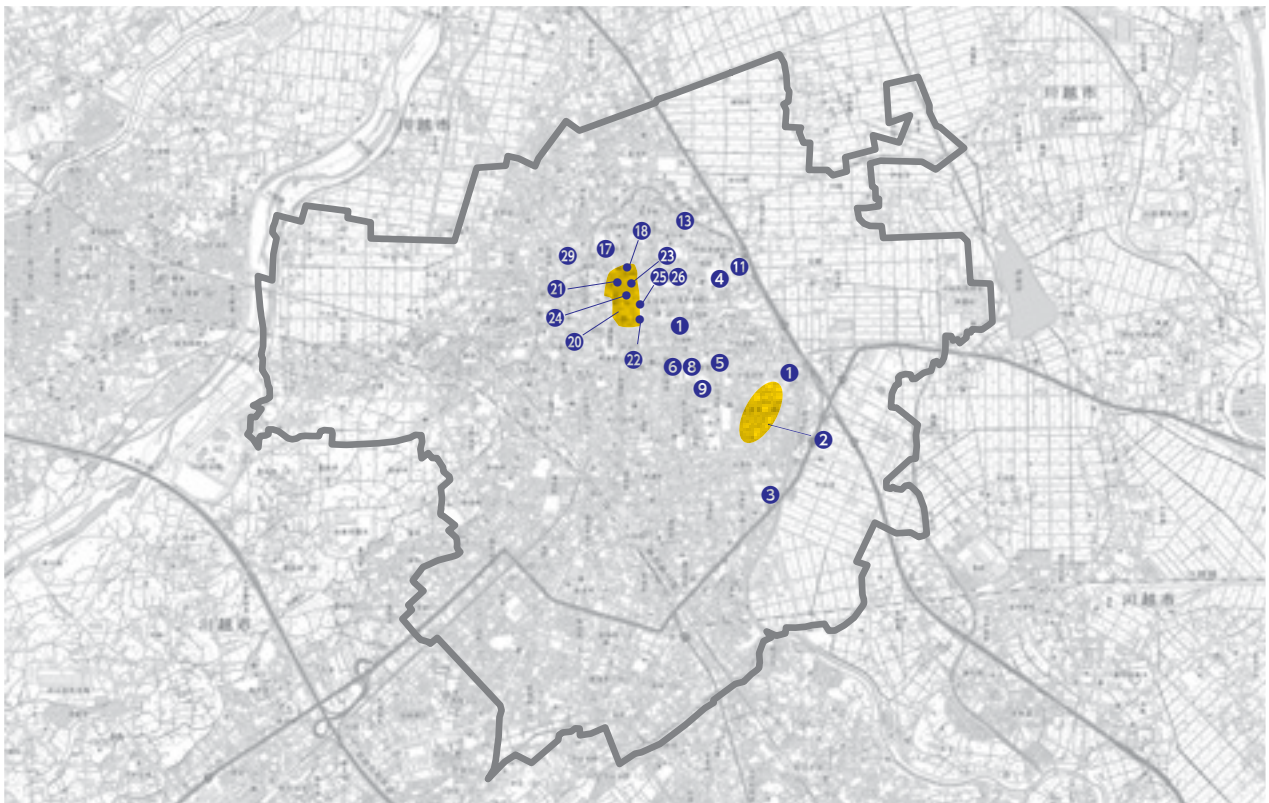
## ii 方針

- ・地区内の歴史遺産について、市民の方とともに地区の歴史を学び、未調査の歴史遺産を調査します。
- ・特に、建造物の歴史遺産について、調査します。

④ 地区の措置 \*末尾の「5章措置表」は、ここでの措置と関連する5章の措置の番号を指します。

番号	措置の名称	措置の内容	取組主体				担当課・協力課	実施	前期	中期	後期	主な財源	5章措置表
			市民	団体	専業	行政							
①-1	指定文化財建造物の調査	指定文化財建造物の調査を行い、図面のないものは作成します。場合によって耐震診断を行い、計画的な保存修理工事につなげます。	○	○	○	◎	文化財保護課	新規			→	市費	4
①-2	歴史講座の開催	文化財や伝統芸能等に対する理解・関心を深め、郷土愛を育てるため、川越市の歴史について学ぶ歴史講座を実施します。	○			◎	文化財保護課	現行			→	市費	25
①-3	「歴史遺産めぐり」の実施	関係課の協力を得ながら、伝建地区を始めとする市内の歴史遺産を、関連文化財群をもとに巡り歩くイベントを実施します。	○	○		◎	文化財保護課 都市景観課	新規			→	市費	27
①-4	「文化財探検隊」の育成と歴史遺産の調査	市内の地区ごとに、歴史遺産の把握調査を行う。市民の活動団体「文化財探検隊」(仮称)を育成し、歴史遺産の把握調査を行います。	○	○		◎	文化財保護課 地域づくり推進課	新規			→	市費	49

⑤ 地区の歴史遺産分布図



番号	名 称
①	小仙波貝塚<縄文前期>
②	弁天西、弁天南、小仙波四丁目遺跡<旧石器、縄文前期、古墳時代・古代>
③	仙波氏館跡
④	喜多院(客殿・書院・庫裡・山門など)
⑤	三十六歌仙額
⑥	木造天台僧正坐像
⑦	仙波東照宮(本殿・拝殿・幣殿など)
⑧	日枝神社本殿

番号	名 称
⑨	鷹絵額
⑩	三芳野神社
⑪	三芳野神社縁起
⑫	八坂神社社殿
⑬	川越城跡
⑭	永島家住宅
⑮	大沢家住宅
⑯	榎本弥左衛門覚書
⑰	元町二丁目井上家文書
⑱	喜多町水村家文書
⑲	「川越の四季」屏風
⑳	川越氷川祭の山車行事

番号	名 称
㉑	川越氷川祭山車
㉒	石原の獅子舞
㉓	川越市川越伝統的建造物群保存地区
㉔	旧小山家住宅(蔵造り資料館)
㉕	原田家住宅
㉖	時の鐘
㉗	埼玉りそな銀行旧川越支店
㉘	旧山崎家別邸
㉙	旧山崎氏別邸庭園

## (2) 芳野地区

### ① 地区の概要

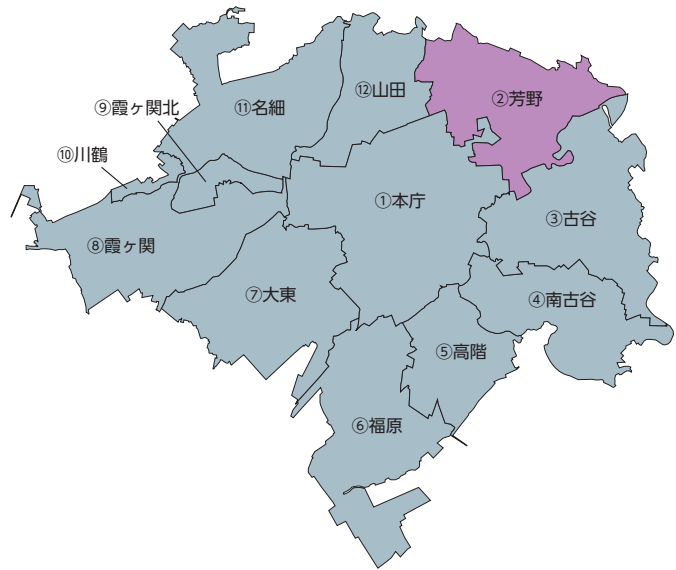
芳野地区は、市の北東部で、中心市街地から上尾市方面に向かう位置にあり、昭和30年(1955)に合併される以前は芳野村でした。村名は、川越周辺の地名である三芳野をもとに、「芳野」と名付けました。

この地区は、③古谷、④南古谷、⑫山田の地区と同様に、入間川沿いにある低地の地区です。微高地に古墳群が見られます。永禄2年(1559)ころ成立の、「小田原衆所領役帳」によれば、谷中、田島、鴨田などの村々の記載があり、少なくとも戦国時代の北条氏の時代から開けた土地

であることがわかります。また、同時期の古文書から、府川郷(山田地区府川)の検地に、谷中の大野氏や菅間の竹谷氏が代官として関わったことが明らかです。

江戸時代は城付地として本市の入間郡内の村がほぼ川越藩領でした。延宝8年(1680)川越藩主の松平信輝により、入間川の付け替え工事が行われ、もとは入間川の対岸にあった比企郡上老袋村などと地続きになりました。ちなみに、比企郡内の村(鹿飼、上老袋、中老袋)は幕府領でした。

明治22年(1889)に谷中村、北田島村、鴨田村、石田本郷、菅間村、伊佐沼村の6か村が合併して芳野村が誕生しました。昭和13年(1938)に植木村の分離消滅にともない、大字鹿飼、同上老袋、同中老袋が芳野村へ編入されました。昭和30年(1955)に芳野村は川越市へ編入されました。



### ② 地区の歴史遺産

番号	指定等	種別	名称	所在
1	市	遺跡	舟塚古墳	上老袋
2	県	考古資料	丸木舟	(博物館)
3	県	古文書	大野家文書	(博物館)
4	市	古文書	石田本郷大野家文書	(博物館)
5	市	古文書	菅間竹ノ谷家文書	(博物館)
6	市	古文書	谷中大野家文書	谷中
7	市	建造物	鴨田八幡神社本殿	鴨田
8	未	遺跡	水塚	
9	未	景観	水田景観	



③ 地区の課題と方針

i 課題

- ・地区内の歴史遺産について、周知と調査が必要です。

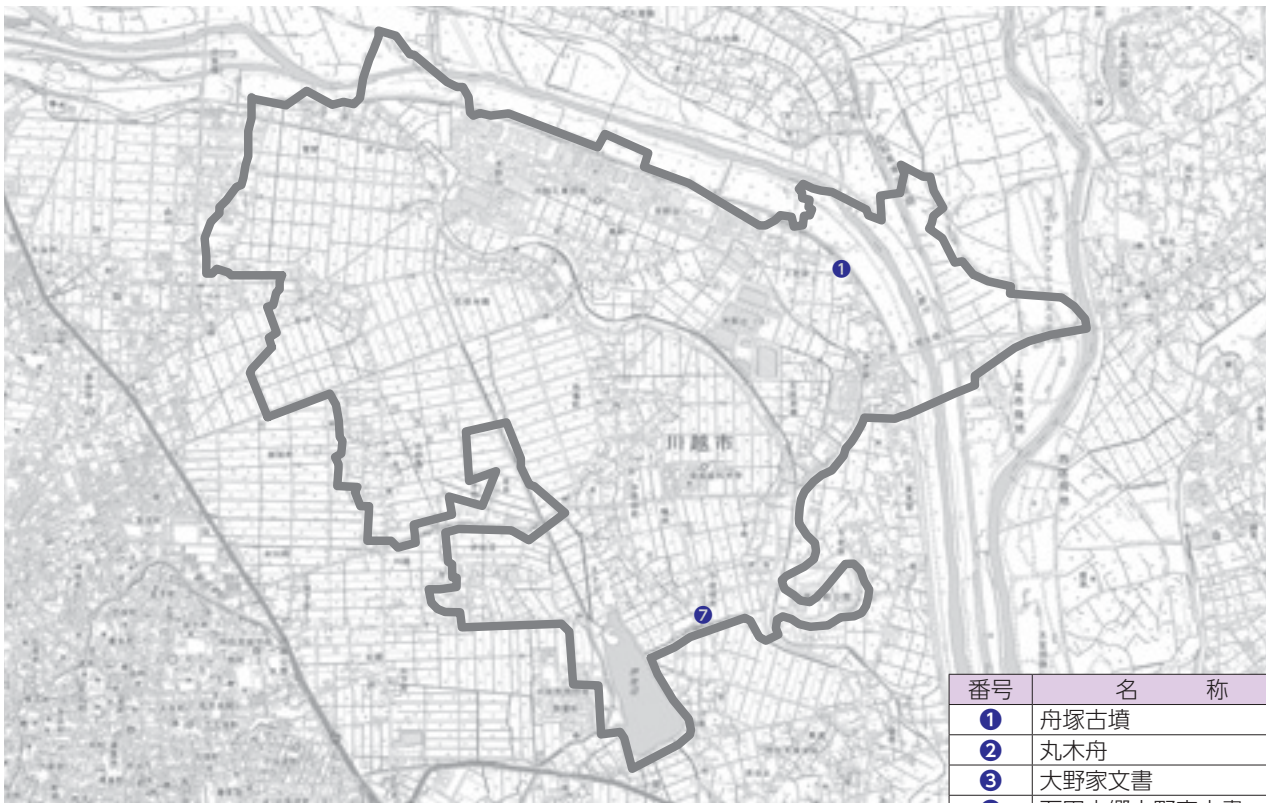
ii 方針

- ・地区内の歴史遺産について、市民の方とともに地区の歴史を学び、未調査の歴史遺産を調査します。

④ 地区の措置 \*末尾の「5章措置表」は、ここでの措置と関連する5章の措置の番号を指します。

番号	措置の名称	措置の内容	取組主体				担当課・協力課	実施	前期	中期	後期	主な財源	5章措置表
			市民	団体	専従	行政							
②-1	歴史講座の開催	文化財や伝統芸能等に対する理解・関心を深め、郷土愛を育てるため、川越市の歴史について学ぶ歴史講座を実施します。	○			◎	文化財保護課	現行	→			市費	25
②-2	「歴史遺産めぐり」の実施	関係課の協力を得ながら、市内の歴史遺産を、関連文化財群をもとに巡り歩くイベントを実施します。	○	○		◎	文化財保護課	新規		→		市費	27
②-3	「文化財探検隊」の育成と歴史遺産の調査	市内の地区ごとに、歴史遺産の把握調査を行う、市民の活動団体「文化財探検隊」(仮称)を育成し、歴史遺産の把握調査を行います。	○	○		◎	文化財保護課 地域づくり推進課	新規		→		市費	49

⑤ 地区の歴史遺産分布図



番号	名称
①	舟塚古墳
②	丸木舟
③	大野家文書
④	石田本郷大野家文書
⑤	菅間竹ノ谷家文書
⑥	谷中大野家文書
⑦	鴨田八幡神社本殿
⑧	水塚
⑨	水田景観

### (3) 古谷地区

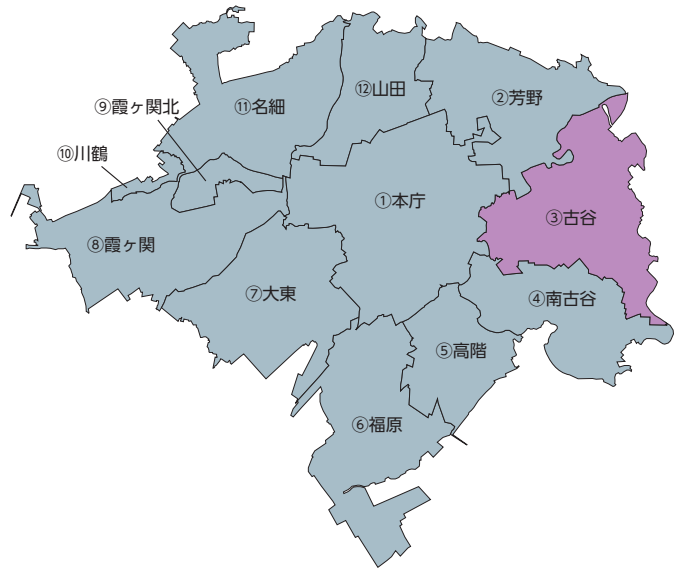
#### ① 地区の概要

古谷地区は、市の東部にあり、中心市街地とさいたま市方面の間に位置し、昭和30年（1955）に合併される以前は「古谷村」でした。村名は、江戸時代の「古谷上村」<sup>ふるやかみ</sup>「古谷本郷」<sup>ふるやほんごう</sup>の地名に由来します。

この地区にある古尾谷八幡神社は、元暦元年（1184）源頼朝が勧請したと伝わります。この地には、古谷地区から南古谷地区にかけて古尾谷荘という荘園があり、承元4年（1210）には立荘していたことが確認できます。古谷本郷の灌頂院に伝わる木造阿弥陀如来坐像のように、

平安末期から鎌倉初期にかけて造られた古仏が多く残され、在地領主古尾谷氏の篤い保護をうけた仏教文化が特徴的な地区です。

江戸時代は主に川越藩の領地で、現在の水田景観から、さも水田が多い地域と思いがちですが、明和4年（1776）「古谷上村諸色明細帳」（松本家文書）によれば、古谷上村では田は約99町・畑は約240町と、むしろ畑の方が多かったです。明治22年（1889）に古谷上村、古谷本郷、小中居村、大中居村、高島村、八ツ島村の6か村が合併して古谷村が誕生しました。昭和13年（1938）に植木村の分離消滅にともない、大字下老袋と同東本宿が編入されました。昭和30年に古谷村は川越市へ編入されました。



#### ② 地区の歴史遺産

番号	指定等	種別	名称	所在
1	市	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	古谷本郷
2	県	彫刻	木造薬師如来坐像	古谷本郷
3	市	彫刻	木造薬師如来坐像	小中居
4	県	工芸品	銅造阿弥陀三尊懸仏	(博物館)
5	県	建造物	古尾谷八幡神社旧本殿	古谷本郷
6	県	建造物	古尾谷八幡神社社殿	古谷本郷
7	未	埋蔵文化財	古尾谷氏館跡（善仲寺遺跡）	古谷本郷
8	未	古文書	古谷上松本家文書	(博物館)
9	市	建造物	笹原門樋	古谷上
10	未	史跡	水塚	
11	未	景観	水田景観	
12	県	無形民俗	ほろ祭	古谷本郷
13	県	無形民俗	老袋の万作	下老袋
14	県	無形民俗	老袋の弓取式	下老袋

③ 地区の課題と方針

i 課題

- ・地区内の歴史遺産について、周知と調査が必要です。

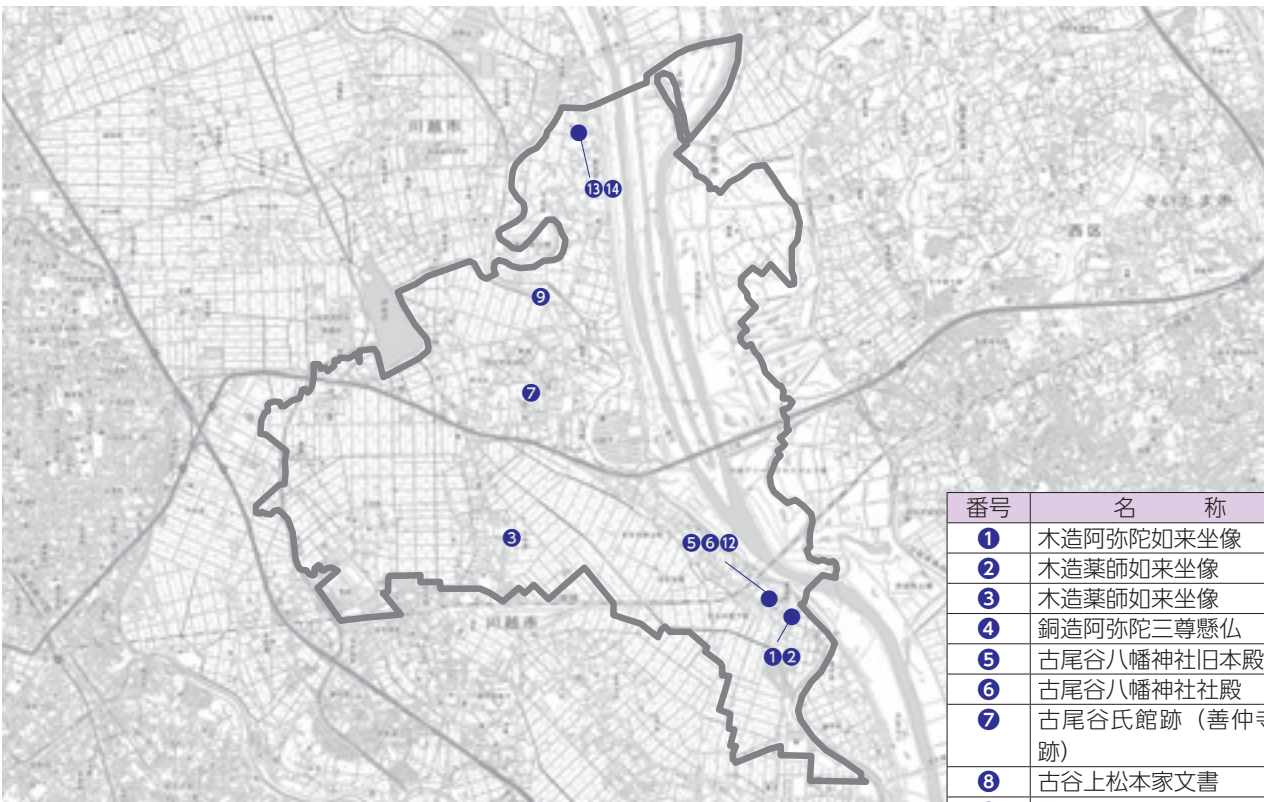
ii 方針

- ・地区内の歴史遺産について、市民の方とともに地区の歴史を学び、未調査の歴史遺産を調査します。

④ 地区の措置 \*末尾の「5章措置表」は、ここでの措置と関連する5章の措置の番号を指します。

番号	措置の名称	措置の内容	取組主体				担当課・協力課	実施	前期	中期	後期	主な財源	5章措置表
			市民	団体	専業	行政							
③-1	歴史講座の開催	文化財や伝統芸能等に対する理解・関心を深め、郷土愛を育てるため、川越市の歴史について学ぶ歴史講座を実施します。	○			◎	文化財保護課	現行	→			市費	25
③-2	「歴史遺産めぐり」の実施	関係課の協力を得ながら、市内の歴史遺産を、関連文化財群をもとに巡り歩くイベントを実施します。	○	○		◎	文化財保護課	新規		→		市費	27
③-3	「文化財探検隊」の育成と歴史遺産の調査	市内の地区ごとに、歴史遺産の把握調査を行う、市民の活動団体「文化財探検隊」(仮称)を育成し、歴史遺産の把握調査を行います。	○	○		◎	文化財保護課 地域づくり推進課	新規		→		市費	49

⑤ 地区の歴史遺産分布図



番号	名称
①	木造阿弥陀如来坐像
②	木造薬師如来坐像
③	木造薬師如来坐像
④	銅造阿弥陀三尊懸仏
⑤	古尾谷八幡神社日本殿
⑥	古尾谷八幡神社社殿
⑦	古尾谷氏館跡(善仲寺遺跡)
⑧	古谷上松本家文書
⑨	笹原門樋
⑩	水塚
⑪	水田景観
⑫	ほろ祭
⑬	老袋の万作
⑭	老袋の弓取式



#### (4) 南古谷地区

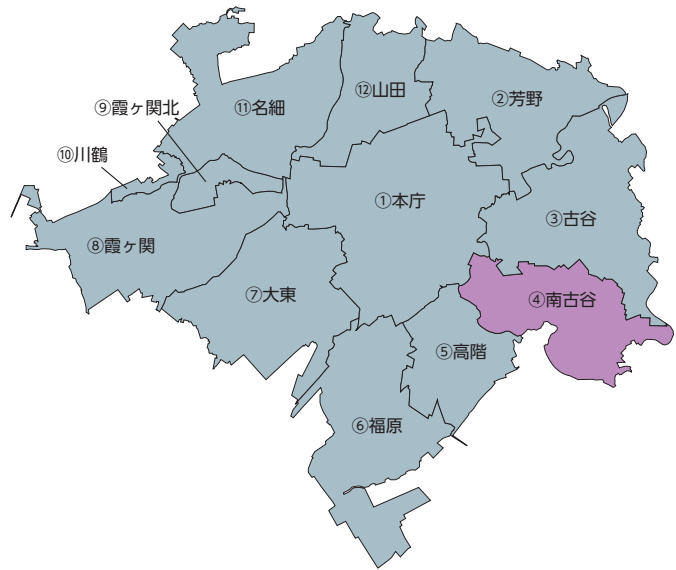
##### ① 地区の概要

南古谷地区は、市の東南部にあり、中心市街地と富士見市・さいたま市方面の間に位置し、昭和30年（1955）に合併される以前は「南古谷村」でした。村名は、近隣の名古谷村の名称が考慮されたようです。

この地区は古谷地区と同様に、平安末期から鎌倉時代にかけて古尾谷荘に含まれていました。また、荒川と入間川に挟まれた低地にあり、しばしば水害にも見舞われた地区です。特に、寛保2年（1742）の水害は大きな被害をもたらしました。久下戸村名主奥貫友山に

よる、自村だけでなく周辺地域の窮民も援助する活動は、明治期の修身の教科書に掲載されるほどで、後世の人にとってもなお誇るべき地域の偉人の歴史です。この他、この水害を示した灯笼や、災害後に幕府が諸大名に命じて行わせた堤防工事（御手伝普請）の様子を描いた絵馬などが残されています。

江戸時代は主に川越藩の領地で、明治22年（1889）に南田島村、久下戸村、並木村、今泉村、牛子村、古市場村、木野目村、渋井村の8か村が合併して南古谷村が誕生しました。昭和30年に南古谷村は川越市へ編入されました。



##### ② 地区の歴史遺産

番号	指定等	種別	名称	所在
1	市	彫刻	木造正観音菩薩立像	渋井
2	県	旧跡	奥貫友山墓	久下戸
3	未	歴史資料	大水記（奥貫家文書）	(県立文書館)
4	未	石造物	久下戸氷川神社灯笼	久下戸
5	市	有形民俗	寛保の水害手伝普請図大絵馬	渋井
6	市	建造物	連光寺総門	渋井
7	市	建造物	三軒家樋管	渋井
8	未	遺跡	水塚	
9	未	景観	水田景観	
10	市	無形民俗	南田島の足踊り	南田島
11	県	記念物	並木のクス	並木

③ 地区の課題と方針

i 課題

- ・地区内の歴史遺産について、周知と調査が必要です。

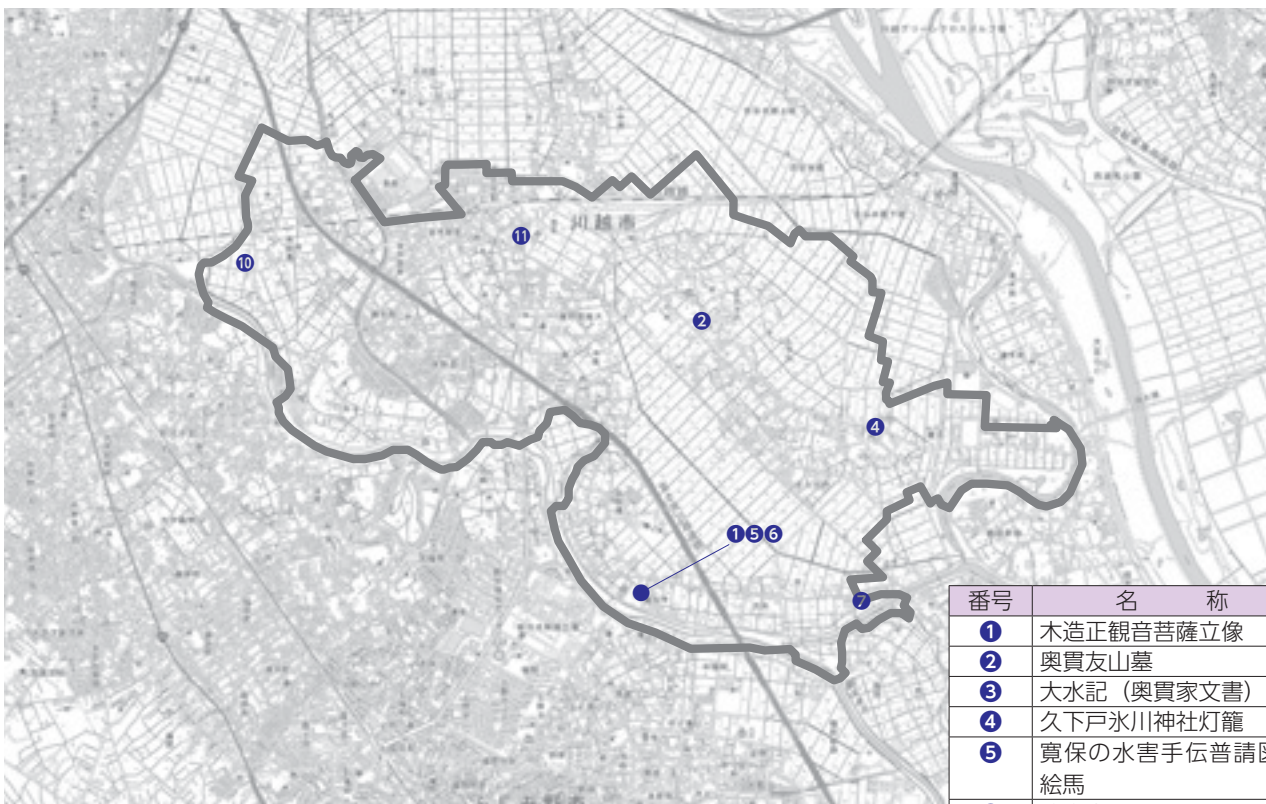
ii 方針

- ・地区内の歴史遺産について、市民の方とともに地区の歴史を学び、未調査の歴史遺産を調査します。

④ 地区の措置 \*末尾の「5章措置表」は、ここでの措置と関連する5章の措置の番号を指します。

番号	措置の名称	措置の内容	取組主体				担当課・協力課	実施	前期	中期	後期	主な財源	5章措置表
			市民	団体	専従	行政							
④-1	歴史講座の開催	文化財や伝統芸能等に対する理解・関心を深め、郷土愛を育てるため、川越市の歴史について学ぶ歴史講座を実施します。	○			◎	文化財保護課	現行	→			市費	25
④-2	「歴史遺産めぐり」の実施	関係課の協力を得ながら、市内の歴史遺産を、関連文化財群をもとに巡り歩くイベントを実施します。	○	○		◎	文化財保護課	新規		→		市費	27
④-3	「文化財探検隊」の育成と歴史遺産の調査	市内の地区ごとに、歴史遺産の把握調査を行う、市民の活動団体「文化財探検隊」(仮称)を育成し、歴史遺産の把握調査を行います。	○	○		◎	文化財保護課 地域づくり推進課	新規		→		市費	49

⑤ 地区の歴史遺産分布図



番号	名称
①	木造正観音菩薩立像
②	奥貫友山墓
③	大水記 (奥貫家文書)
④	久下戸氷川神社灯笼
⑤	寛保の水害手伝普請図大絵馬
⑥	連光寺総門
⑦	三軒家樋管
⑧	水塚
⑨	水田景観
⑩	南田島の足踊り
⑪	並木の犬クス

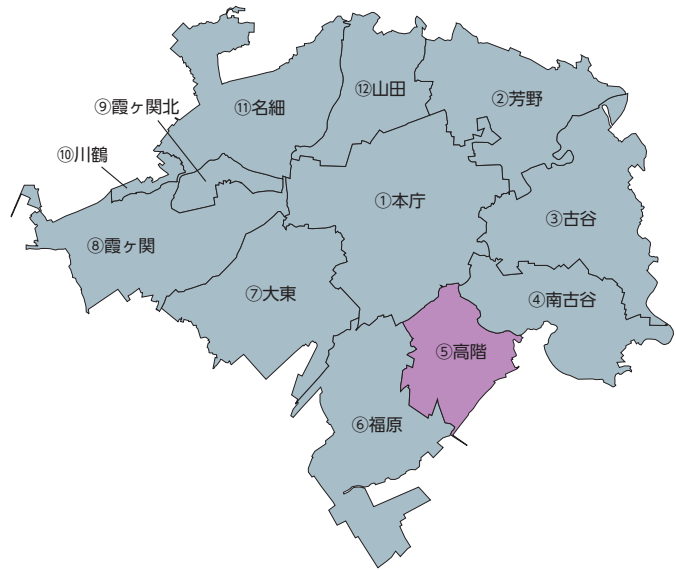
## (5) たかしな 高階地区

### ① 地区の概要

高階地区は、市の南部で、中心市街地からふじみ野市方面に向かう位置にあり、昭和30年（1955）に合併される以前は「高階村」でした。村名は古代の記録「倭名類聚抄」に記された「入間郡高階郷」を由来とします。

縄文時代の藤原町遺跡や寺尾貝塚を始め、古くから人の住む地域でした。この高階村の由来になった「高階郷」ですが、この高階地区内にあったことを示すものは見つかっておりません。戦国期には、北条氏の家臣諏訪右馬亮が寺尾村を治め、その城跡と伝わる場所がありますが、はっきりしたことはわかりません。

江戸時代は主に川越藩の領地でした。特に江戸時代前期は、川越藩の藩士が給地として村を与えられ、地区内の砂新田を給地とした物頭吉田次兵衛の武具などを埋葬して築かれた塚が、今も吉田神社として残されています。また、江戸時代前期に開かれた新河岸（のちに上下に分離）や扇河岸、寺尾河岸など、新河岸川沿いに多くの河岸場が置かれ、川越街道とともに川越と江戸を結ぶ重要な場所でした。明治22年（1889）に砂新田、砂村、扇河岸、下新河岸、上新河岸、寺尾村、藤間村の7か村が合併して高階村が誕生しました。昭和30年に高階村は川越市へ編入されました。



### ② 地区の歴史遺産

番号	指定等	種別	名称	所在
1	未	埋蔵文化財	藤原町遺跡<縄文中期>	藤原町
2	未	埋蔵文化財	寺尾貝塚<縄文中期>	寺尾
3	未	遺跡	川越街道	砂新田・藤間
4	市	遺跡	新河岸川河岸場跡	下新河岸
5	未	遺跡	吉田神社	砂新田
6	市	建造物	斎藤家住宅（素麺蔵・米倉・味噌蔵）	下新河岸
7	未	遺跡	斎藤家住宅	下新河岸
8	市	古文書	上新河岸遠藤家文書	(博物館)
9	市	古文書	牛子河岸嶋村家文書	(博物館)
10	市	建造物	砂新田春日神社本殿	砂新田
11	市	記念物	砂氷川神社のシラカシ	砂
12	市	記念物	砂氷川神社のイヌツゲ	砂



## ③ 地区の課題と方針

### i 課題

- ・ 地区内の歴史遺産について、周知と調査が必要です。
- ・ 特に、新河岸川の舟運について、調査が必要です。

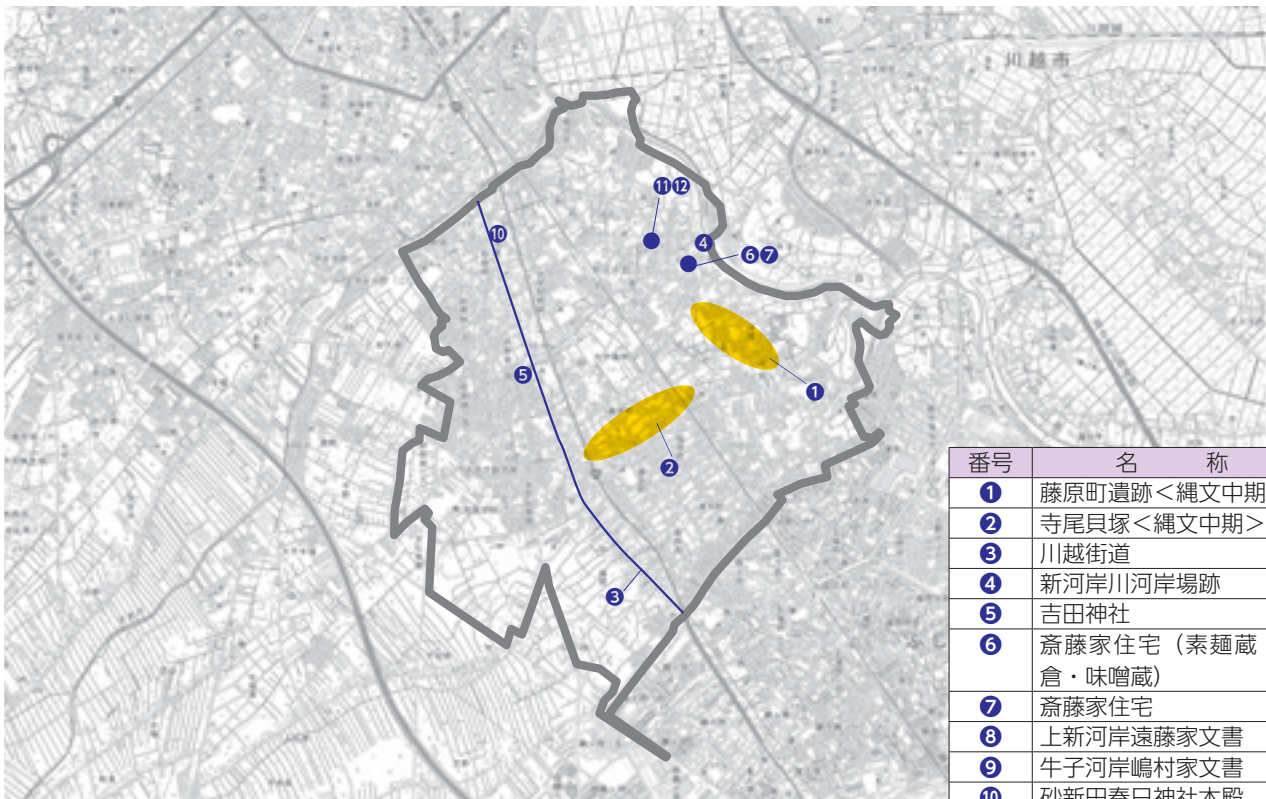
### ii 方針

- ・ 地区内の歴史遺産について、市民の方とともに地区の歴史を学び、未調査の歴史遺産を調査します。
- ・ 特に、新河岸川の舟運について、調査します。

## ④ 地区の措置 \*末尾の「5章措置表」は、ここでの措置と関連する5章の措置の番号を指します。

番号	措置の名称	措置の内容	取組主体				担当課・協力課	実施	前期	中期	後期	主な財源	5章措置表
			市民	団体	専業	行政							
⑤-1	歴史講座の開催	文化財や伝統芸能等に対する理解・関心を深め、郷土愛を育てるため、川越市の歴史について学ぶ歴史講座を実施します。	○			◎	文化財保護課	現行	→			市費	25
⑤-2	「歴史遺産めぐり」の実施	関係課の協力を得ながら、市内の歴史遺産を、関連文化財群をもとに巡り歩くイベントを実施します。	○	○		◎	文化財保護課	新規		→		市費	27
⑤-3	「文化財探検隊」の育成と歴史遺産の調査	市内の地区ごとに、歴史遺産の把握調査を行う、市民の活動団体「文化財探検隊」(仮称)を育成し、歴史遺産の把握調査を行います。	○	○		◎	文化財保護課 地域づくり推進課	新規		→		市費	49

## ⑤ 地区の歴史遺産分布図



番号	名称
①	藤原町遺跡<縄文中期>
②	寺尾貝塚<縄文中期>
③	川越街道
④	新河岸川河岸場跡
⑤	吉田神社
⑥	斎藤家住宅(素麵蔵・米倉・味噌蔵)
⑦	斎藤家住宅
⑧	上新河岸遠藤家文書
⑨	牛子河岸嶋村家文書
⑩	砂新田春日神社本殿
⑪	砂氷川神社のシラカシ
⑫	砂氷川神社のイヌツゲ

## (6) 福原地区

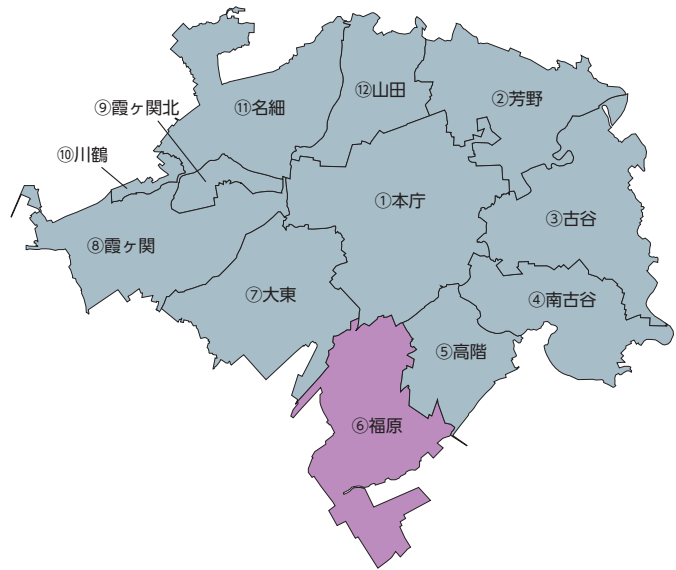
### ① 地区の概要

福原地区は、市の南部で、中心市街地から所沢市方面に向かう位置にあり、昭和30年（1955）に合併される以前は「福原村」でした。村名は、明治22年（1889）に合併する村から、「福」（今福・中福）と「原」（上松原・下松原）の字を取って命名されました。

この地域は、江戸時代の前期に武蔵野の原野を開墾してできた新田村落が村の起源です。『新編武蔵風土記稿』によれば、承応年間（1652～55）に開発され、延宝3年（1675）川越藩の検地を受けています。例えば、地区内の中福村

には川越藩士岩本四郎兵衛の下屋敷があったり、川越藩主松平信綱が將軍より下賜された名馬三国が、中福村に預けられ、その没後を悼んで馬頭観音像を祀る堂が残されています。この地域を一から開発した川越藩とのかかわりが強いところです。水田はなく、広々とした畑地が広がり、ところどころに畑作農業に必要な雑木林があり、現在も江戸時代と変わらぬ景観を留めている地域です。なお、この地域における特色の伝統的農法である「武蔵野の落ち葉堆肥農法」が、周辺の自治体も含め、令和5年7月に世界農業遺産に認定されました。

江戸時代は主に川越藩の領地でしたが、明治22年（1889）に下松原村、下赤坂村、上松原村、今福村、中福村、砂久保村の6か村が合併して福原村が誕生しました。昭和30年に福原村は川越市へ編入されました。



### ② 地区の歴史遺産

番号	指定等	種別	名称	所在
1	市	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	中福
2	市	遺跡	砂久保陣場跡	砂久保
3	未	遺跡	新田開発（地割遺構）	今福・中福など
4	未	景観	武蔵野	
5	未	遺跡	中福の井戸	中福
6	未	遺跡	三国観音堂	中福
7	未	食文化	サツマイモ	
8	市	遺跡	赤沢仁兵衛の墓	個人
9	県	無形民俗	川越祭りばやし（中台）	中台元町
10	県	無形民俗	川越祭りばやし（今福）	今福
11	市	無形民俗	中福の神楽	中福
12	市	有形民俗	中福の根岸家神楽用具一式	（博物館）

③ 地区の課題と方針

i 課題

- ・地区内の歴史遺産について、周知と調査が必要です。

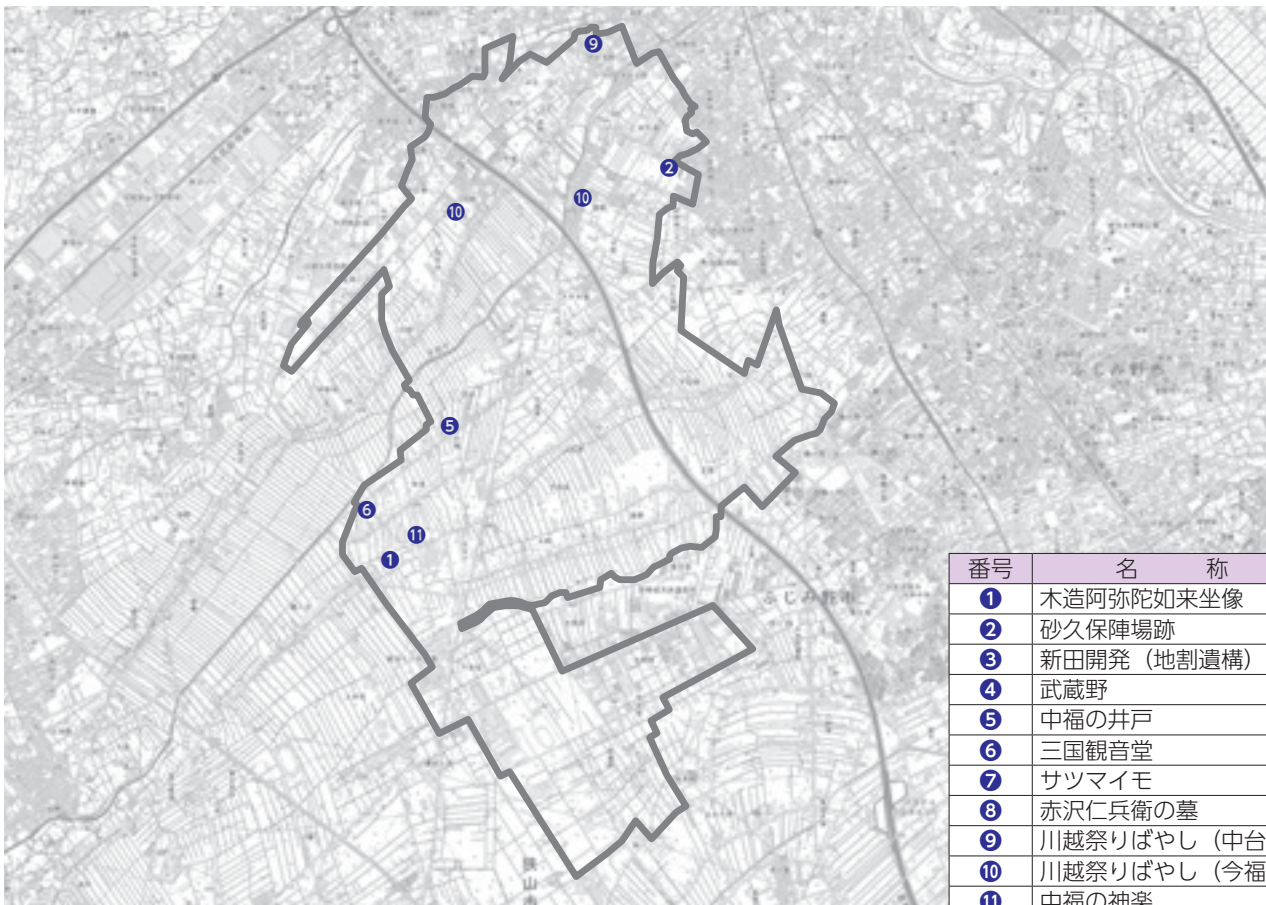
ii 方針

- ・地区内の歴史遺産について、市民の方とともに地区の歴史を学び、未調査の歴史遺産を調査します。

④ 地区の措置 \*末尾の「5章措置表」は、ここでの措置と関連する5章の措置の番号を指します。

番号	措置の名称	措置の内容	取組主体				担当課・協力課	実施	前期	中期	後期	主な財源	5章措置表
			市民	団体	専従	行政							
⑥-1	歴史講座の開催	文化財や伝統芸能等に対する理解・関心を深め、郷土愛を育てるため、川越市の歴史について学ぶ歴史講座を実施します。	○			◎	文化財保護課	現行	→			市費	25
⑥-2	「歴史遺産めぐり」の実施	関係課の協力を得ながら、市内の歴史遺産を、関連文化財群をもとに巡り歩くイベントを実施します。	○	○		◎	文化財保護課	新規		→		市費	27
⑥-3	「文化財探検隊」の育成と歴史遺産の調査	市内の地区ごとに、歴史遺産の把握調査を行う、市民の活動団体「文化財探検隊」(仮称)を育成し、歴史遺産の把握調査を行います。	○	○		◎	文化財保護課 地域づくり推進課	新規		→		市費	49

⑤ 地区の歴史遺産分布図



番号	名称
①	木造阿弥陀如来坐像
②	砂久保障場跡
③	新田開発(地割遺構)
④	武蔵野
⑤	中福の井戸
⑥	三国観音堂
⑦	サツマイモ
⑧	赤沢仁兵衛の墓
⑨	川越祭りばやし(中台)
⑩	川越祭りばやし(今福)
⑪	中福の神楽
⑫	中福の根岸家神楽用具一式



## (7) 大東地区

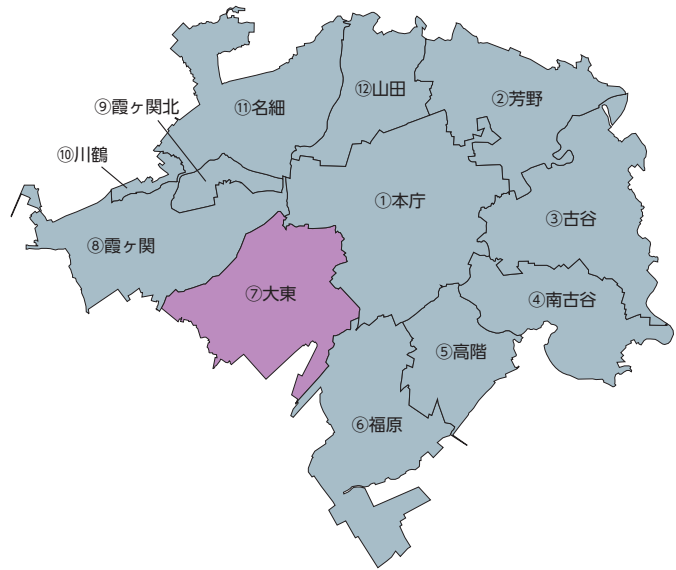
### ① 地区の概要

大東地区は、市の南西部で、中心市街地から狭山市方面に向かう位置にあり、昭和30年（1955）に合併される以前は「大東村」でした。この村は、昭和18年（1943）大田村と日東村が合併してできた村で、お互いの村名の一字を取って村名としています。

7世紀後半に築造された山王塚古墳の脇に、東山道武蔵路が造られたことに示されるように、当地を治める在地首長が律令国家の支配下に入ったことがうかがえます。

永禄2年（1559）ころに成立の「小田原衆所領役帳」には「大袋」、天正年間（1573～92）の文書では「河越卅三郷大袋」や「豊田郷」「池辺郷」など、少なくとも戦国時代の北条氏の時代から開けた土地であることがわかります。

江戸時代の初期である慶長11年（1606）武蔵野台地が藤倉大膳に開発され大塚村が生まれました。また、慶長18年（1613）桶川宿の次郎右衛門などに開発された大塚新田は、いまもその地割を確認することができます。その最初は一部が旗本領でしたが主に川越藩の領地となっていました。明治22年（1889）に大田村（豊田本村、豊田新田、大塚新田、南大塚村、池辺村）と、日東村（山城村、大袋村、大袋新田、藤倉村、増形村）、と2つの村が誕生しました。昭和18年（1943）に大田村と日東村が合併し大東村が誕生しました。昭和30年に大東村は川越市へ編入されました。



### ② 地区の歴史遺産

番号	指定等	種別	名称	所在
1	国	遺跡	山王塚古墳	大塚・豊田町
2	未	遺跡	東山道武蔵路	大袋か
3	市	古文書	大袋大河原家所蔵文書	大袋
4	未	遺跡	新田開発（地割遺構）	南大塚・大塚
5	市	建造物	南大塚菅原神社本殿・拝殿	南大塚
6	市	建造物	寿町白山神社本殿	寿町
7	市	建造物	大袋白髭神社本殿	大袋
8	未	古文書	豊田本自治会保管文書	(博物館)
9	未	歴史資料	大東村役場文書	(博物館)
10	県	無形民俗	南大塚の餅つき踊り	南大塚

## ③ 地区の課題と方針

### i 課題

- ・ 地区内の歴史遺産について、周知と調査が必要です。
- ・ 山王塚古墳について、その管理や活用する体制が必要です。

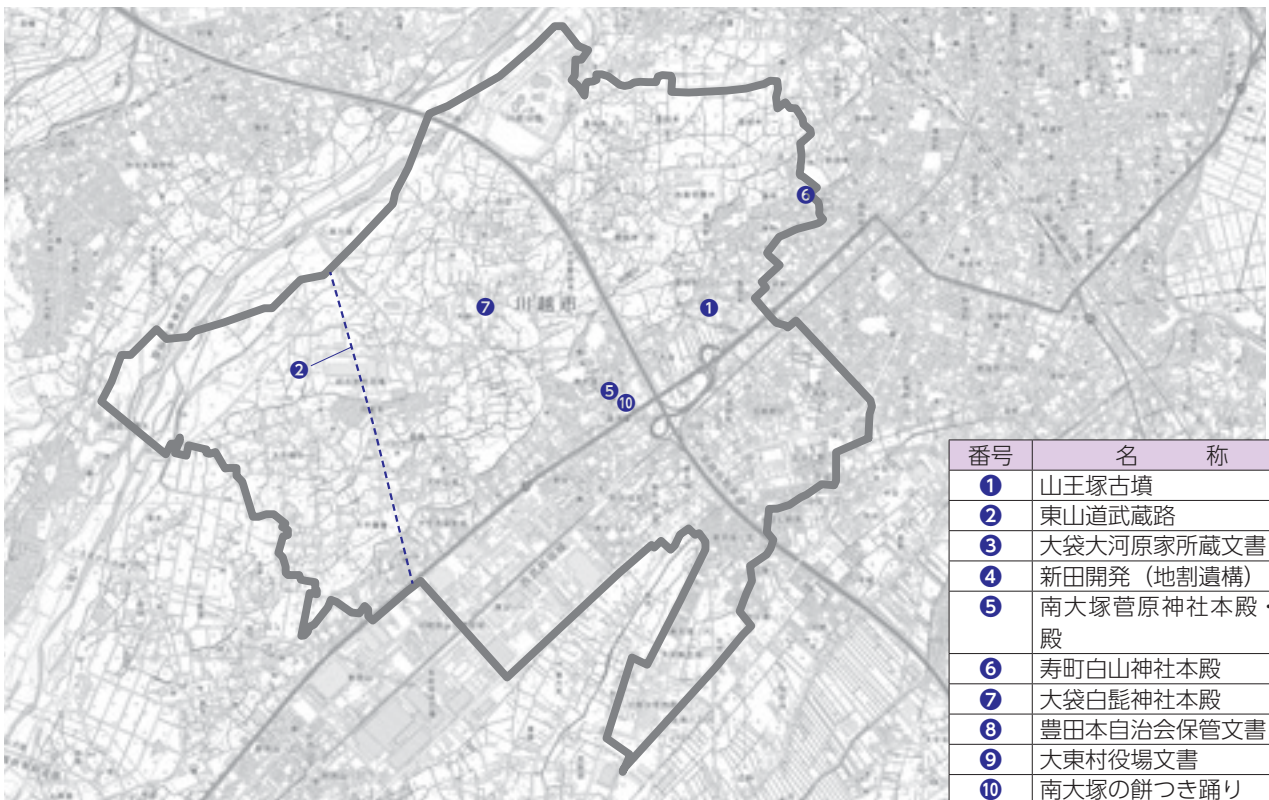
### ii 方針

- ・ 地区内の歴史遺産について、市民の方とともに地区の歴史を学び、未調査の歴史遺産を調査します。
- ・ 山王塚古墳について、その活用や管理する体制を育成します。

## ④ 地区の措置 \*末尾の「5章措置表」は、ここでの措置と関連する5章の措置の番号を指します。

番号	措置の名称	措置の内容	取組主体				担当課・協力課	実施	前期	中期	後期	主な財源	5章措置表
			市民	団体	専門家	行政							
⑦-1	歴史講座の開催	文化財や伝統芸能等に対する理解・関心を深め、郷土愛を育てるため、川越市の歴史について学ぶ歴史講座を実施します。	○			◎	文化財保護課	現行	→			市費	25
⑦-2	「歴史遺産めぐり」の実施	関係課の協力を得ながら、市内の歴史遺産を、関連文化財群をもとに巡り歩くイベントを実施します。	○	○		◎	文化財保護課	新規		→		市費	27
⑦-3	「文化財探検隊」の育成と歴史遺産の調査	市内の地区ごとに、歴史遺産の把握調査を行う、市民の活動団体「文化財探検隊」(仮称)を育成し、歴史遺産の把握調査を行います。	○	○		◎	文化財保護課 地域づくり推進課	新規		→		市費	49
⑦-4	ボランティアの育成と活動支援	史跡などの歴史遺産について管理や活用を推進するボランティアを育成し、その活動を支援します。	○			◎	文化財保護課	新規	→			市費	50

## ⑤ 地区の歴史遺産分布図



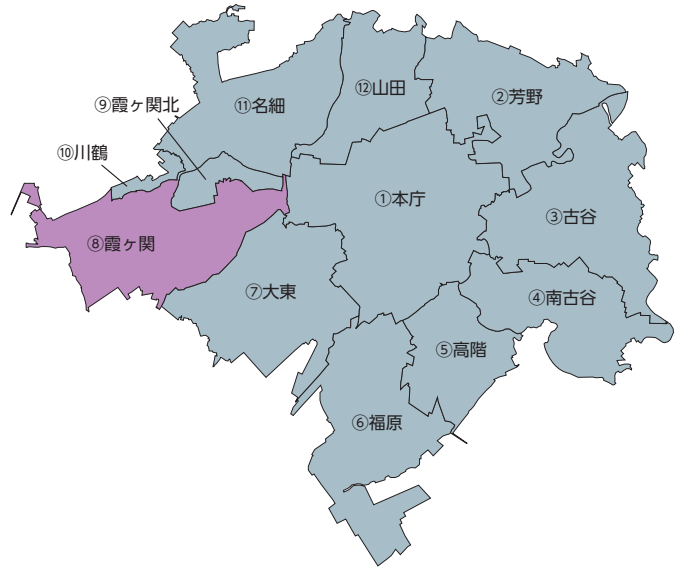
## (8) 霞ヶ関地区

### ① 地区の概要

霞ヶ関地区は、市の北西部に位置し、中心市街地と鶴ヶ島市・日高市方面を結ぶ位置にあり、昭和30年（1955）に合併される以前は「霞ヶ関村」でした。村名は、当初合併を予定していた柏原村（狭山市）にあった「霞ヶ関」と呼ばれた入間川の渡しの名称に由来します。

7世紀から8世紀にかけて、武蔵国入間郡の役所である入間郡家の近くを東山道武蔵路が通り、その駅家と比定されるのが的場まとばにある八幡前若宮遺跡です。また、7世紀初頭前後の造営と考えられる前方後円墳の牛塚や、的場の法城寺の地内にある三芳野塚など、もとは多くの古墳が残されていた地区です。その後、永禄2年（1559）ころ成立の、「小田原衆所領役帳」によれば、的場まとば、笠幡かさはたの記載があり、北条氏の時代から開けた土地であることがわかります。

江戸時代は主に川越藩の領地で、当時に作られた入間川の堤防の一部が今も見られます。明治22年（1889）に的場村、笠幡村あいな、安比奈新田の3か村が合併して霞ヶ関村が誕生しました。昭和30年に霞ヶ関村は川越市へ編入されました。



### ② 地区の歴史遺産

番号	指定等	種別	名称	所在
1	市	遺跡	牛塚	的場
2	未	遺跡	東山道武蔵路	的場
3	未	埋蔵文化財	八幡前若宮遺跡	的場
4	未	遺跡	尾崎神社	笠幡
5	市	工芸品	懸仏	笠幡
6	未	古文書	発智家文書	(博物館)
7	未	遺跡	旧入間川堤防	的場
8	市	建造物	的場八幡神社本殿	的場
9	市	建造物	笠幡白鬚神社本殿	笠幡
10	未	歴史資料	霞ヶ関村役場文書	(中央図書館)
11	市	無形民俗	芳地戸のフセギ	笠幡



③ 地区の課題と方針

i 課題

- ・地区内の歴史遺産について、周知と調査が必要です。

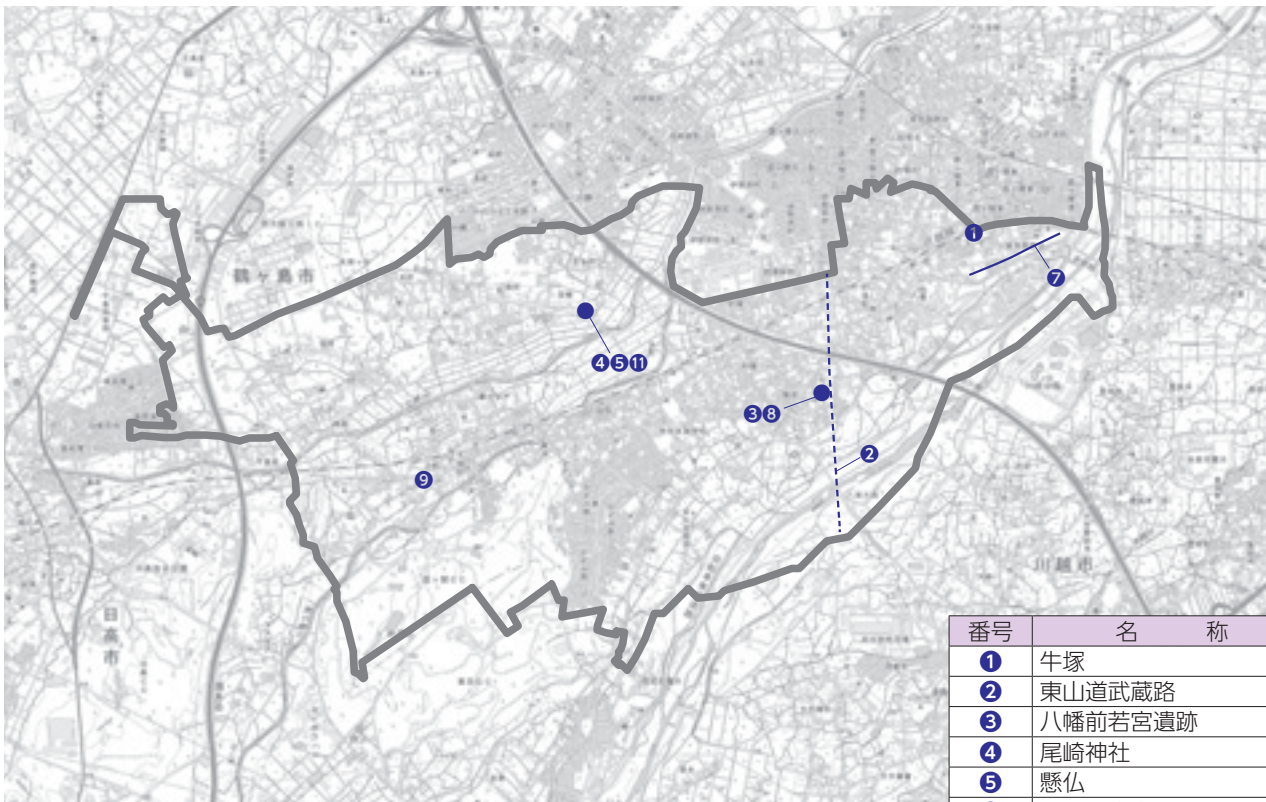
ii 方針

- ・地区内の歴史遺産について、市民の方とともに地区の歴史を学び、未調査の歴史遺産を調査します。

④ 地区の措置 \*末尾の「5章措置表」は、ここでの措置と関連する5章の措置の番号を指します。

番号	措置の名称	措置の内容	取組主体				担当課・協力課	実施	前期	中期	後期	主な財源	5章措置表
			市民	団体	専従	行政							
⑧-1	歴史講座の開催	文化財や伝統芸能等に対する理解・関心を深め、郷土愛を育てるため、川越市の歴史について学ぶ歴史講座を実施します。	○			◎	文化財保護課	現行	→			市費	25
⑧-2	「歴史遺産めぐり」の実施	関係課の協力を得ながら、市内の歴史遺産を、関連文化財群をもとに巡り歩くイベントを実施します。	○	○		◎	文化財保護課	新規		→		市費	27
⑧-3	「文化財探検隊」の育成と歴史遺産の調査	市内の地区ごとに、歴史遺産の把握調査を行う、市民の活動団体「文化財探検隊」(仮称)を育成し、歴史遺産の把握調査を行います。	○	○		◎	文化財保護課 地域づくり推進課	新規		→		市費	49

⑤ 地区の歴史遺産分布図



番号	名称
①	牛塚
②	東山道武蔵路
③	八幡前若宮遺跡
④	尾崎神社
⑤	懸仏
⑥	発智家文書
⑦	旧入間川堤防
⑧	的場八幡神社本殿
⑨	笠幡白鬚神社本殿
⑩	霞ヶ関村役場文書
⑪	芳地戸のフセギ

## (9) 霞ヶ関北地区

### ① 地区の概要

霞ヶ関北地区は、もと霞ヶ関村と名細村なぐわしに含まれた一部の地域です。昭和30年代から進められた計画的住宅地にあたり、新たに生まれた地区になります。

7世紀から8世紀にかけて、武蔵国入間郡の役所である入間郡家ぐうけと想定される霞ヶ関遺跡が、地区内の霞ヶ関東と名細地区の上戸新町にありました。この遺跡からは、当地が武蔵国入間郡に属することを示す墨書土器などが多く発見されています。また、女堀遺跡からは、古代の官道の側溝と思われる遺構が確認されています。江戸時代は、的場村・吉田村・鯨井村の飛地として、おおむね川越藩領でした。



### ② 地区の歴史遺産

番号	指定等	種別	名称	所在
1	未	埋蔵文化財	霞ヶ関遺跡（入間郡家）	霞ヶ関東
3	未	埋蔵文化財	女堀遺跡	伊勢原町
2	未	遺跡	東山道武蔵路	的場

### ③ 地区の課題と方針

#### i 課題

- ・地区内の歴史遺産について、周知と調査が必要です。

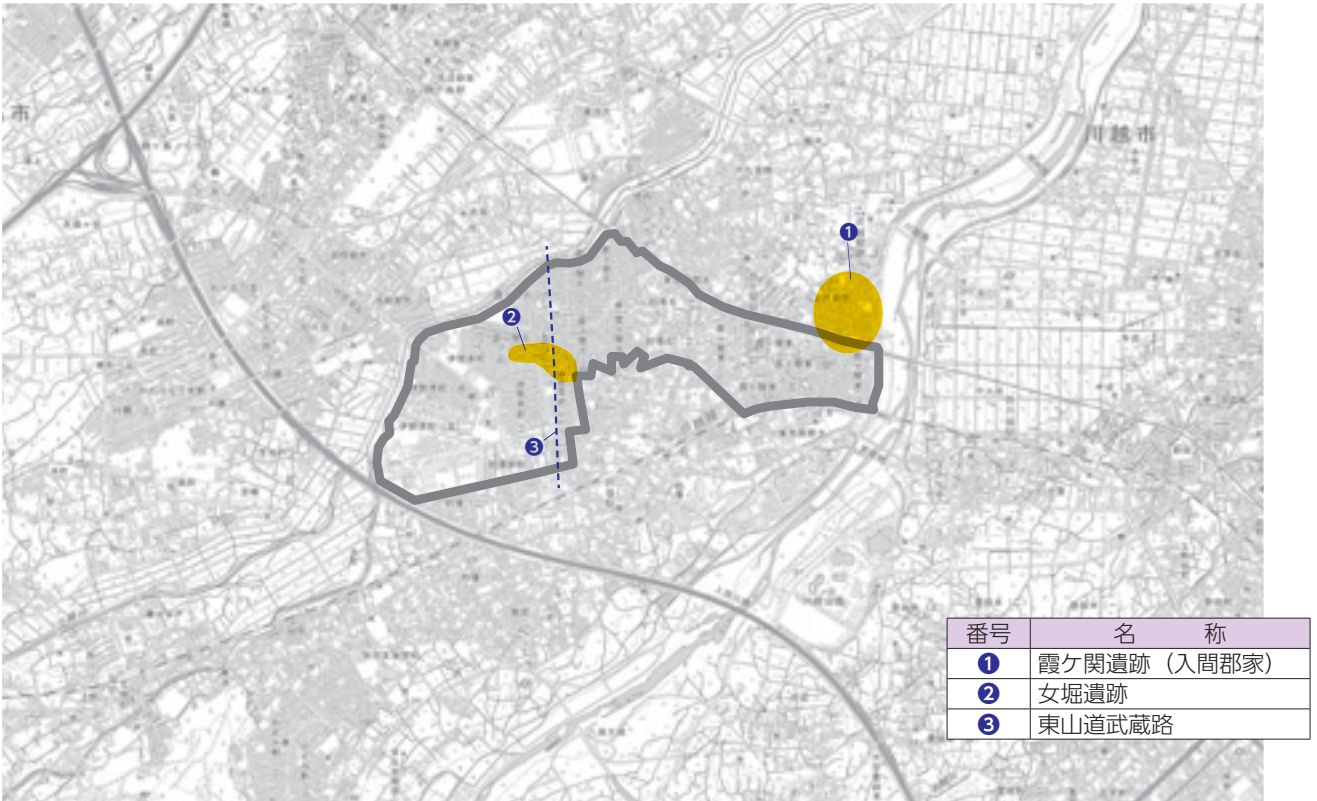
#### ii 方針

- ・地区内の歴史遺産について、市民の方とともに地区の歴史を学び、未調査の歴史遺産を調査します。

### ④ 地区の措置 \*末尾の「5章措置表」は、ここでの措置と関連する5章の措置の番号を指します。

番号	措置の名称	措置の内容	取組主体				担当課・協力課	実施	前期	中期	後期	主な財源	5章措置表
			市民	団体	専門家	行政							
⑨-1	歴史講座の開催	文化財や伝統芸能等に対する理解・関心を深め、郷土愛を育てるため、川越市の歴史について学ぶ歴史講座を実施します。	○			◎	文化財保護課	現行			→	市費	25
⑨-2	「歴史遺産めぐり」の実施	関係課の協力を得ながら、市内の歴史遺産を、関連文化財群をもとに巡り歩くイベントを実施します。	○	○		◎	文化財保護課	新規			→	市費	27
⑨-3	「文化財探検隊」の育成と歴史遺産の調査	市内の地区ごとに、歴史遺産の把握調査を行う、市民の活動団体「文化財探検隊」(仮称)を育成し、歴史遺産の把握調査を行います。	○	○		◎	文化財保護課 地域づくり推進課	新規			→	市費	49

⑤ 地区の歴史遺産分布図

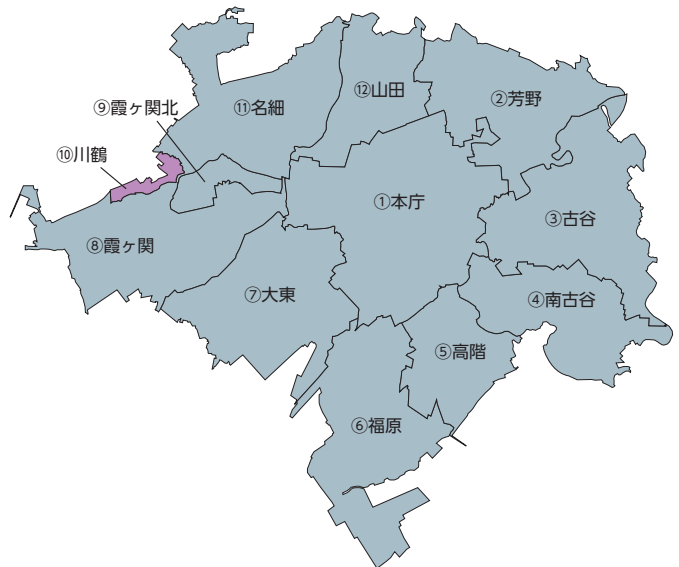


(10) 川鶴地区

① 地区の概要

川鶴地区は、市の北西部に位置し、もとは霞ヶ関地区大字笠幡などの一部でした。

この地区は1970年代から、日本住宅公団（現都市基盤整備公団）により開発された地域で、「かわつるグリーンタウン」の愛称で親しまれています。大字笠幡の字<sup>あざほうちど</sup>芳地戸を含むことから、以前は「芳地戸のフセギ」の行事で、神輿の行列が巡回する地域でもありました。





## ② 地区の歴史遺産

番号	指定等	種別	名称	所在
1	未	埋蔵文化財	鶴ヶ丘遺跡	川鶴
2	市	無形民俗	芳地戸のフセギ	笠幡

## ③ 地区の課題と方針

## i 課題

- ・地区内の歴史遺産について、周知と調査が必要です。

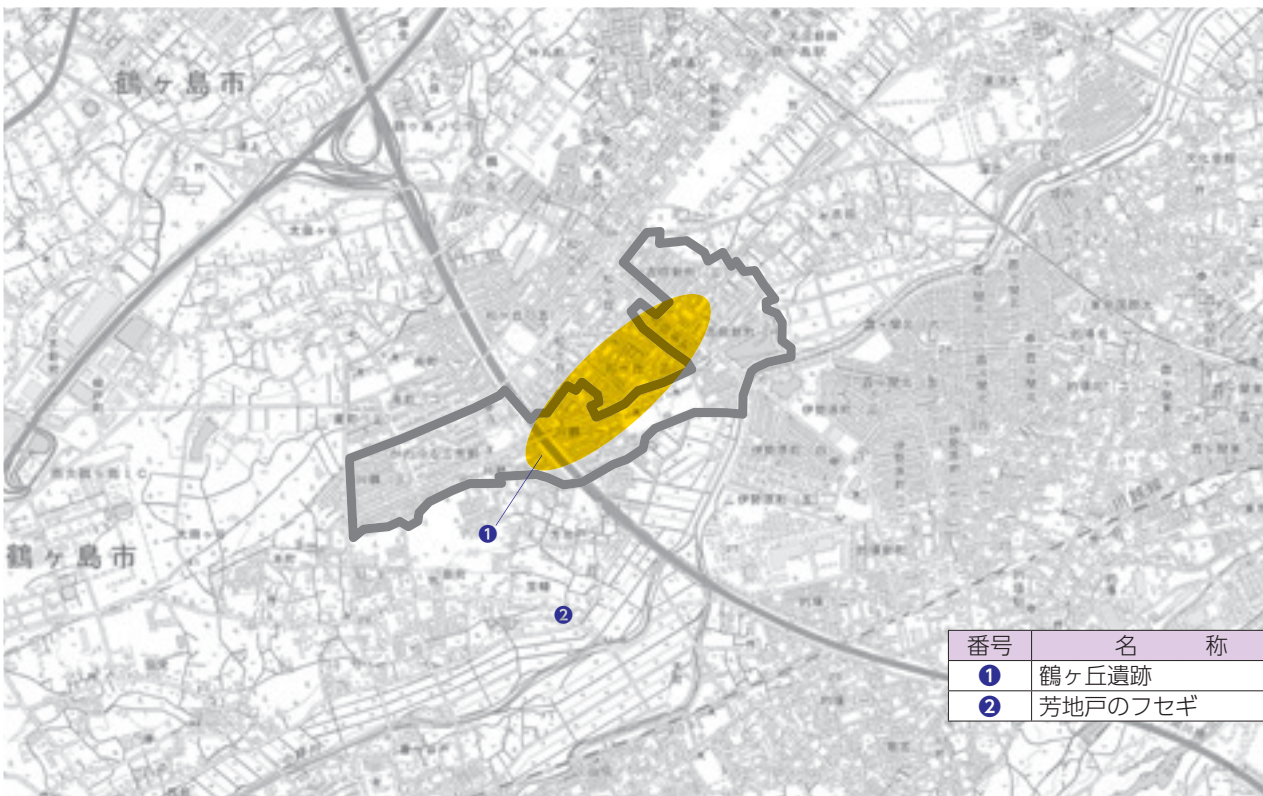
## ii 方針

- ・地区内の歴史遺産について、市民の方とともに地区の歴史を学び、未調査の歴史遺産を調査します。

## ④ 地区の措置 \*末尾の「5章措置表」は、ここでの措置と関連する5章の措置の番号を指します。

番号	措置の名称	措置の内容	取組主体				担当課・協力課	実施	前期	中期	後期	主な財源	5章措置表
			市民	団体	専門家	行政							
⑩-1	歴史講座の開催	文化財や伝統芸能等に対する理解・関心を深め、郷土愛を育てるため、川越市の歴史について学ぶ歴史講座を実施します。	○			◎	文化財保護課	現行		→		市費	25
⑩-2	「歴史遺産めぐり」の実施	関係課の協力を得ながら、市内の歴史遺産を、関連文化財群をもとに巡り歩くイベントを実施します。	○	○		◎	文化財保護課	新規		→		市費	27
⑩-3	「文化財探検隊」の育成と歴史遺産の調査	市内の地区ごとに、歴史遺産の把握調査を行う、市民の活動団体「文化財探検隊」(仮称)を育成し、歴史遺産の把握調査を行います。	○	○		◎	文化財保護課 地域づくり推進課	新規		→		市費	49

## ⑤ 地区の歴史遺産分布図



番号	名称
①	鶴ヶ丘遺跡
②	芳地戸のフセギ

(1) <sup>なぐわし</sup>名細地区

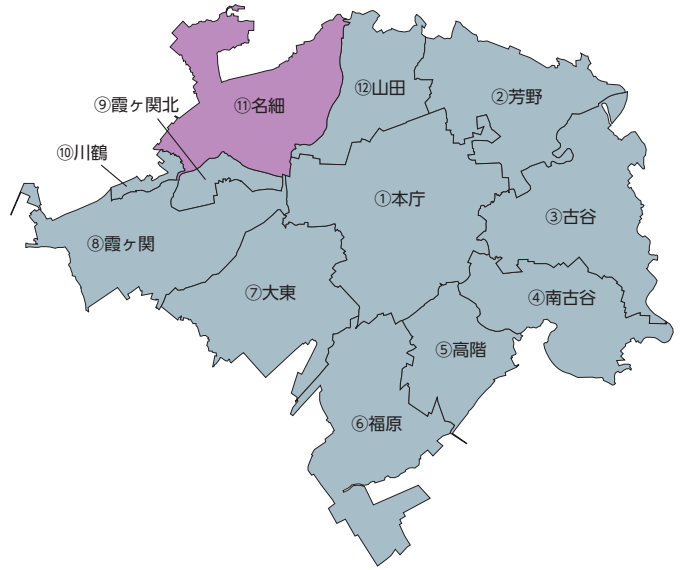
① 地区の概要

名細地区は、市の北西部に位置し、中心市街地と坂戸市方面を結ぶ位置にあり、昭和30年（1955）に合併される以前は「名細村」でした。村名の名細は「名が美しい」「名高い」の意味を持つ和歌の枕詞に由来します。

7世紀から8世紀にかけて、武蔵国入間郡の役所である入間郡家と想定される霞ヶ関遺跡が上戸新町うわどしんまちにあります。畿内産と考えられる土師器が見つかっており、古代の官衙遺跡を特徴づける遺物です。平安時代末期から室町時代初期にかけて、河越氏の居館が上戸にあり、嘉禄2

年（1226）河越重員が武蔵国留守所惣検校職るすどころそうけんぎょうしきに任命されると、この館が実質武蔵国の政庁としての役割を果たしていました。古代の官道である東山道武蔵路がこの近辺にあったと想定され、この地区が古代・中世において川越の中心的な場所であったことがわかります。また、15世紀後半～16世紀にかけて、山内・扇谷両上杉氏の争乱やまのうち あうぎがやつに関係すると思われる城館跡群の一つである大堀山館跡が残されています。

天正18年（1590）戸田一西が地区内の鯨井を中心として5千石の知行を徳川家康から与えられています。関ヶ原の戦いの後、慶長6年（1601）には2万5千石の加増を得て、近江国大津城へ移りました。以後江戸時代は主に川越藩の領地でしたが、明治22年（1889）に鯨井村、上戸村、小堤村、下小坂村しもおさか、平塚村、平塚新田、吉田村、天沼新田あまぬま、下広谷村しもひろやの9か村が合併して名細村が誕生しました。昭和30年（1955）に名細村は川越市へ編入されました。



② 地区の歴史遺産

番号	指定等	種別	名称	所在
1	未	遺跡	東山道武蔵路	吉田・天沼新田
2	未	埋蔵文化財	霞ヶ関遺跡（入間郡家）	上戸新町
3	未	考古資料	霞ヶ関遺跡出土土器（畿内産土師器等）	（教育委員会）
4	国	遺跡	河越館跡	上戸
5	市	遺跡	上戸日枝神社	上戸
6	国	工芸品	銅鐘（養寿院）	元町2丁目
7	県	遺跡	大堀山館跡	下広谷
8	市	古文書	下小坂平野家文書	（中央図書館）
9	未	歴史資料	名細村行政文書	（博物館）
10	市	無形民俗	鯨井の万作	鯨井

## ③ 地区の課題と方針

## i 課題

- ・地区内の歴史遺産について、周知と調査が必要です。
- ・河越館跡について、その管理や活用する体制が必要です。

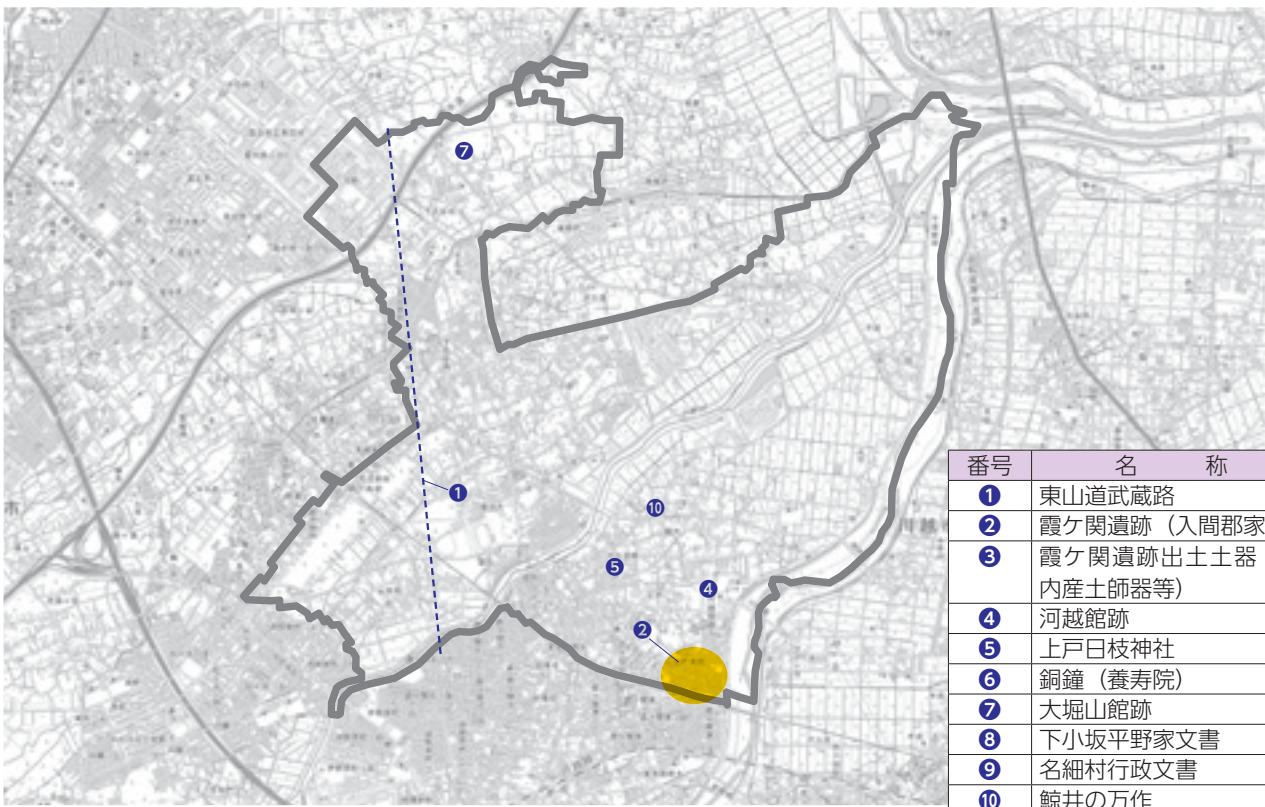
## ii 方針

- ・地区内の歴史遺産について、市民の方とともに河越館跡を中心に地区の歴史を学び、そのうえで未調査の歴史遺産を調査します。
- ・河越館跡について、その活用や管理する体制を育成します。

## ④ 地区の措置 \*末尾の「5章措置表」は、ここでの措置と関連する5章の措置の番号を指します。

番号	措置の名称	措置の内容	取組主体				担当課・協力課	実施	前期	中期	後期	主な財源	5章措置表
			市民	団体	専門家	行政							
⑪-1	歴史講座の開催	文化財や伝統芸能等に対する理解・関心を深め、郷土愛を育てるため、川越市の歴史について学ぶ歴史講座を実施します。	○			◎	文化財保護課	現行	→			市費	25
⑪-2	「歴史遺産めぐり」の実施	関係課の協力を得ながら、市内の歴史遺産を、関連文化財群をもとに巡り歩くイベントを実施します。	○	○		◎	文化財保護課	新規		→		市費	27
⑪-3	「文化財探検隊」の育成と歴史遺産の調査	市内の地区ごとに、歴史遺産の把握調査を行う、市民の活動団体「文化財探検隊」(仮称)を育成し、歴史遺産の把握調査を行います。	○	○		◎	文化財保護課 地域づくり推進課	新規		→		市費	49
⑪-4	ボランティアの育成と活動支援	史跡などの歴史遺産について管理や活用を推進するボランティアを育成し、その活動を支援します。	○			◎	文化財保護課	新規	→			市費	50

## ⑤ 地区の歴史遺産分布図





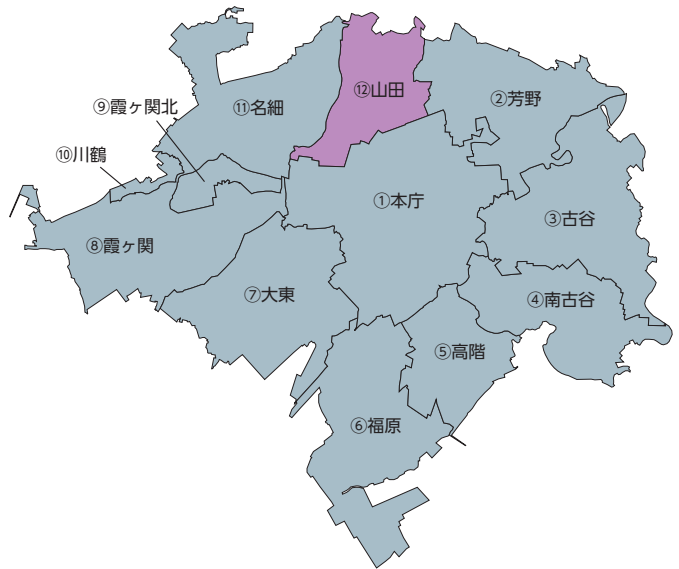
(12) 山田地区

① 地区の概要

山田地区は、市の北部に位置し、中心市街地と川島町や東松山市方面を結ぶ位置にあり、昭和30年（1955）に合併される以前は「山田村」でした。村名は古代の記録「倭名類聚抄」に記された「入間郡山田郷」を由来とします。

永禄2年（1559）に成立の、「小田原衆所領役帳」によれば、寺山、山田、宿粒、石田などの記載があり、少なくとも戦国時代の北条氏の時代から開けた土地であることがわかります。

江戸時代は主に川越藩の領地でしたが、明治22年（1889）に志垂村、中寺山村、下寺山村、福田村、網代村、宿粒村、向小久保村、府川村、石田村、上寺山村の10か村が合併して山田村が誕生しました。昭和30年に山田村は川越市へ編入されました。また、この地区は多くの民俗行事が残っている所でもあります。江戸時代から始まった行事が何度かの中断を経て、平成10年（1998）に復活した石田の獅子舞や、戦後に地元の音楽の先生が工夫して、それまでの横笛から縦笛による演奏へとアレンジした福田の獅子舞など、地域における行事の継承の苦労がうかがえます。



② 地区の歴史遺産

番号	指定等	種別	名称	所在
1	市	古文書	上寺山成田家文書	(中央図書館)
2	市	建造物	山田八幡神社本殿	府川
3	市	古文書	山田八幡神社の算額	(博物館)
4	市	古文書	石田藤宮神社の算額	(博物館)
5	未	遺跡	水塚	
6	未	景観	水田景観	
7	未	有形民俗	鹿倉家の民具	山田
8	市	無形民俗	筒がゆの神事	石田
9	市	無形民俗	上寺山のマンガリ	上寺山
10	市	無形民俗	福田の獅子舞	福田
11	市	無形民俗	石田の獅子舞	石田

## ③ 地区の課題と方針

## i 課題

- ・地区内の歴史遺産について、周知と調査が必要です。

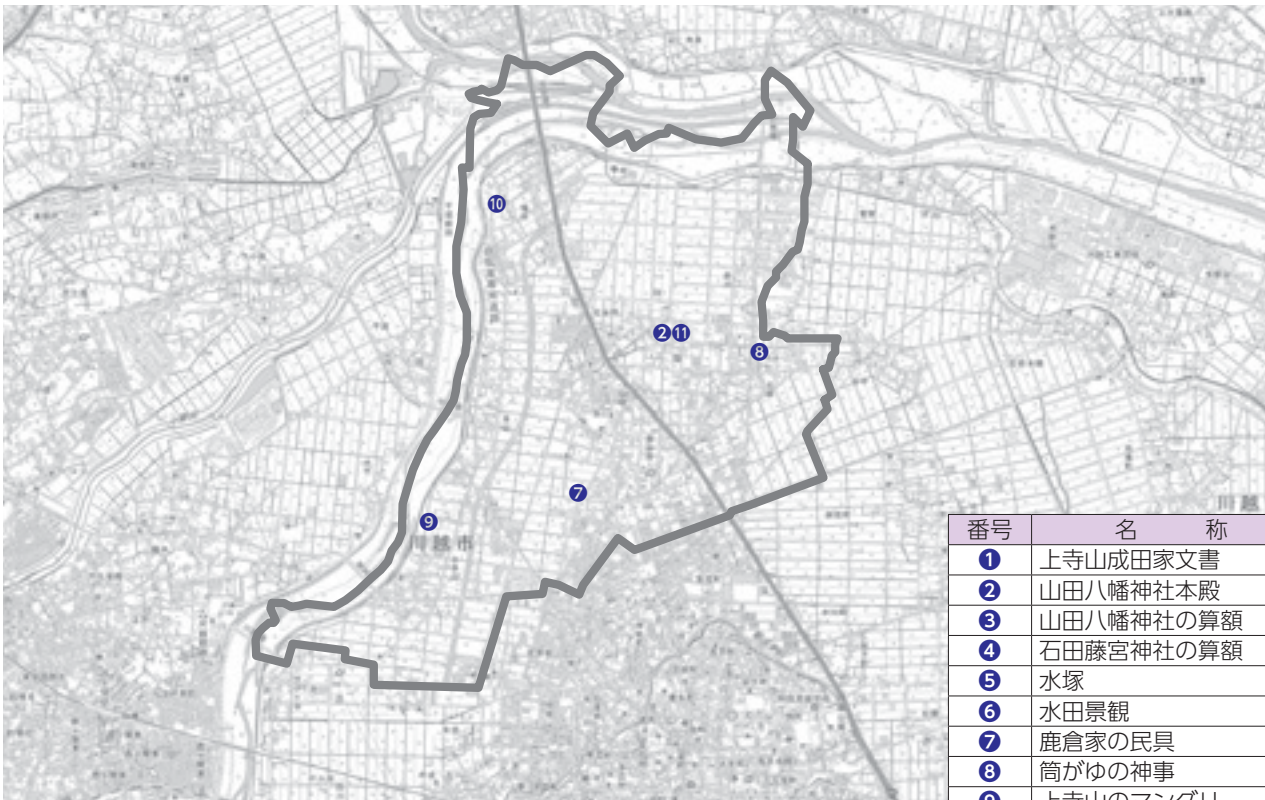
## ii 方針

- ・地区内の歴史遺産について、市民の方とともに地区の歴史を学び、未調査の歴史遺産を調査します。

## ④ 地区の措置 \*末尾の「5章措置表」は、ここでの措置と関連する5章の措置の番号を指します。

番号	措置の名称	措置の内容	取組主体				担当課・協力課	実施	前期	中期	後期	主な財源	5章措置表
			市民	団体	専門家	行政							
⑫-1	歴史講座の開催	文化財や伝統芸能等に対する理解・関心を深め、郷土愛を育てるため、川越市の歴史について学ぶ歴史講座を実施します。	○			◎	文化財保護課	現行	→			市費	25
⑫-2	「歴史遺産めぐり」の実施	関係課の協力を得ながら、市内の歴史遺産を、関連文化財群をもとに巡り歩くイベントを実施します。	○	○		◎	文化財保護課	新規		→		市費	27
⑫-3	「文化財探検隊」の育成と歴史遺産の調査	市内の地区ごとに、歴史遺産の把握調査を行う、市民の活動団体「文化財探検隊」(仮称)を育成し、歴史遺産の把握調査を行います。	○	○		◎	文化財保護課 地域づくり推進課	新規		→		市費	49

## ⑤ 地区の歴史遺産分布図



番号	名称
①	上寺山成田家文書
②	山田八幡神社本殿
③	山田八幡神社の算額
④	石田藤宮神社の算額
⑤	水塚
⑥	水田景観
⑦	鹿倉家の民具
⑧	筒がゆの神事
⑨	上寺山のマングリ
⑩	福田の獅子舞
⑪	石田の獅子舞

## 第8章 歴史遺産の防災と防犯

### 1. 歴史遺産の防災・防犯に関する課題

#### (1) 想定される災害等

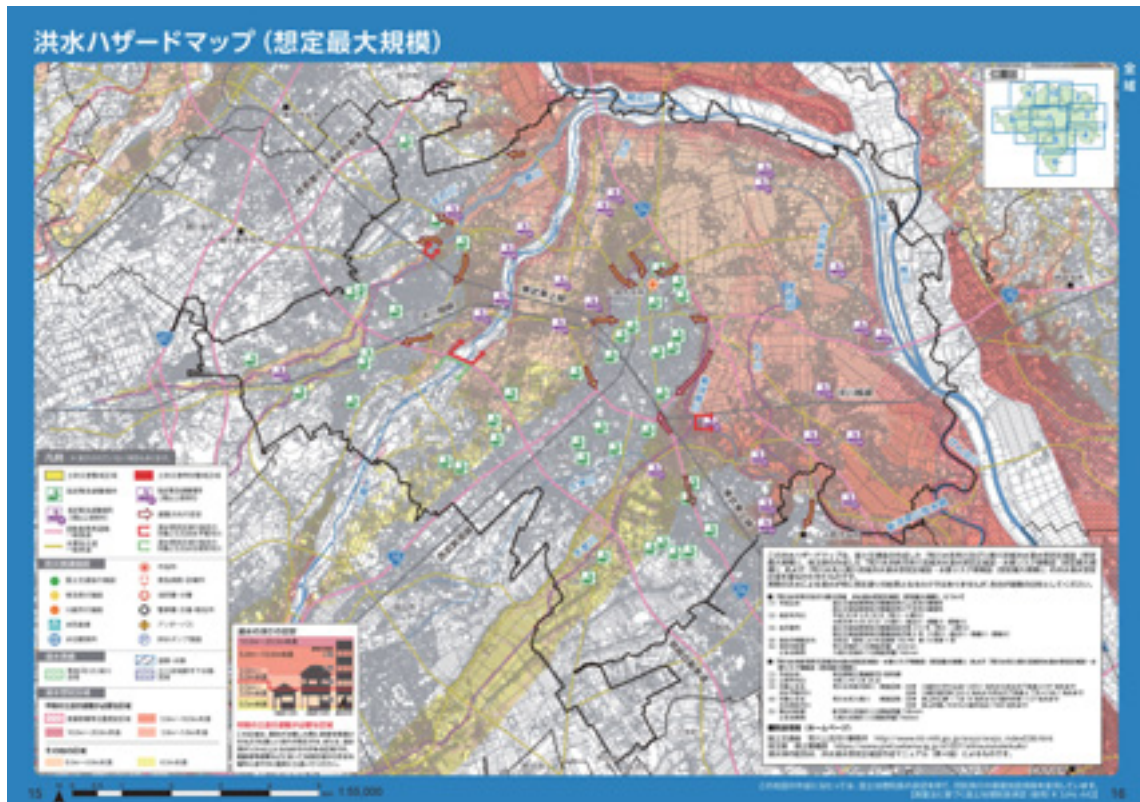
##### ① 自然災害

突然発生する地震や台風、集中豪雨などによる自然災害は、広範囲な被害を及ぼすことがあります。そのために、日頃から歴史遺産の防災について備えが必要です。

地震について、本市に最も大きな被害をもたらすのは「関東平野北西縁断層帯地震」(「埼玉県地震被害想定調査報告書」平成25年11月、埼玉県)です。最大震度7と予想され、地震発生時の歴史遺産の被災が懸念されます。平成23年に発生した東日本大震災では、喜多院客殿の内部上段の間の障壁画が大きく裂けるという被害が生じました。

また、風水害について、古くは明治43年(1910)の大水害など、荒川・入間川の大河川による堤防決壊や溢水がみられましたが、両河川の河川改修が進行したため、次第に新河岸川をはじめとする中小河川による被害へと変わりました。近年では、令和元年に台風第19号が日本に上陸した際に、越辺川の堤防決壊などにより市内で浸水被害が発生しました(令和元年東日本台風)。この災害を受けて、荒川水系入間川流域において国・県・市町等地域が連携して被害の最小化に取り組む「入間川流域緊急治水対策プロジェクト」が取りまとめられました。

この他にも、集中豪雨による内水氾濫など、あらゆる災害に備える必要があります。



川越市洪水ハザードマップ (出典：川越市水害ハザードマップ)



## ② その他

自然災害以外では、火災による建造物や美術工芸品などの被害が懸念されます。これまで、火災による指定等文化財の被害の例はありませんでしたが、令和5年1月20日に市指定文化財建造物が全焼しました。また、令和5年6月6日には川越市都市景観条例にもとづく都市景観重要建築物が全焼しました。本市は、川越市川越伝統的建造物群保存地区を始めとして、木造建造物が密集しているところもあり、火災に備える必要があります。

また、防犯の案件については、平成27年9月15日、国指定文化財建造物の壁の一部が切断される事案が発生しました。所有者が防犯カメラを設置していたため、その後の警察による犯人確定につながりました。

## (2) 歴史遺産の防災・防犯の現状

本市では、文化財所有者・消防署・地元消防団と連携し、文化財の防災対策を行っています。その一環として、毎年1月26日の文化財防火デーにあわせて、主に喜多院・東照宮で防火訓練を実施しています。指定等文化財の所有者に対して、この防火訓練の通知とともに、「文化財防火・防犯チェックリスト」を配布し、歴史遺産に対する防火・防犯意識の向上に努めてきました。

また、木造建造物の多い伝統的建造物群保存地区では、平成11年（1999）の重要伝統的建造物群保存地区の選定以後、同13年度に「川越市川越伝統的建造物群保存地区防災計画」を策定し、以後4か年をかけて防火水槽や簡易型屋外消火栓などの設置を行う特殊防災事業を実施しました。近年は地元主催による防災訓練を年に1回程度実施し、消火器や簡易型屋外消火栓の操作訓練などを行っています。

## (3) 歴史遺産の防災・防犯に対する課題（第5章3頁より転載）

以上を踏まえ、以下を本計画の課題とします。

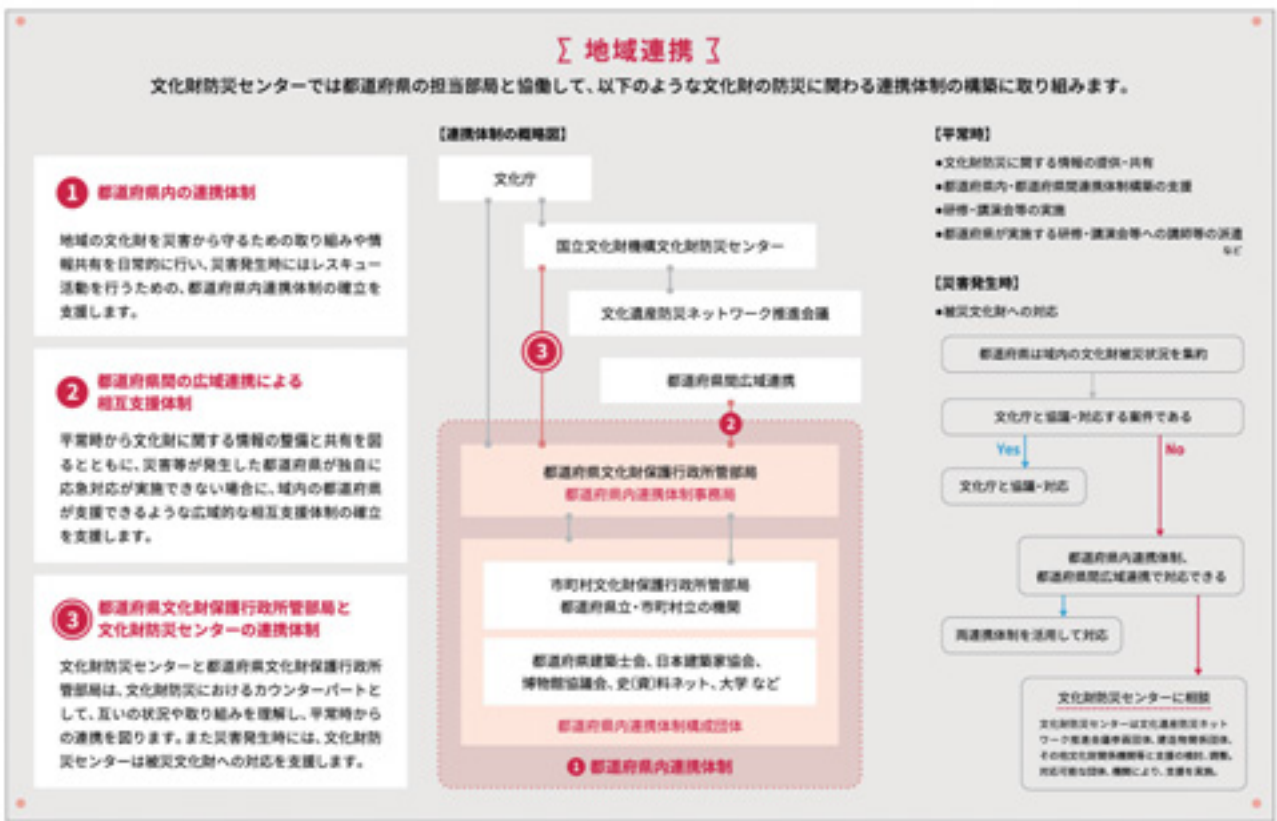
### 課 題

歴史的建造物を多数抱える本市では、特に防火・防災についての意識を高める必要があり、適切な設備配置、防災マニュアル等の整備が必要です。また、防火訓練の内容の見直しや新規設備の設置について、計画的に実施する必要があります。

## 2. 歴史遺産の防災・防犯に関する方針

文部科学省・文化庁は、令和元年（2019）のフランスのノートルダム大聖堂や沖縄の首里城跡での火災を受けて、同年に「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を作成しました。また、同年12月にこれらのガイドラインを元にして、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」を策定しました。

また、独立行政法人国立文化財機構では、令和2年（2020）に文化財防災センターが設置されました。そこでは、地域防災体制の構築、災害時ガイドライン等の整備、レスキュー及び収蔵・展示における技術開発、文化財防災を促進するための普及啓発、文化財防災に関する情報の収集と活用の5事業を展開しています。関東甲信越地方は東京国立博物館が担当しており、被災時には県を通じて、文化財ドクターやレスキューの派遣を、本市から要請します。



地域の連携体制構築の概略

埼玉県においては、令和2年度策定の「埼玉県文化財保存活用大綱」で防犯・防災及び災害発生時の対応として、埼玉県文化財保護協会や埼玉県地域資料保存活用連絡協議会、埼玉県博物館連絡協議会などの、文化財関係団体との連携強化を示しています。それを踏まえ、埼玉県の文化資源課が県内の市町村における被災状況など窓口を一本化して文化庁に報告する体制が検討されています。

これら国や県の方針を踏まえ、本市では、「川越市地域防災計画」(令和4年3月改定版)で、文化財建造物等の防災対策や火災予防対策の推進について、「川越市国土強靱化地域計画」(令和3年3月策定)で、文化財建造物等の防災対策について、基本的な考え方を掲げています。

まず、「川越市地域防災計画」では、防火体制の整備について、①防火体制の整備、② 防火施設等の整備強化、③防火施設等の管理及び点検、④災害発生時の緊急的保護体制づくり、⑤その他の対策と、5つの方策を掲げています。

次に、「川越市国土強靱化地域計画」では、文化財の崩壊等により有形・無形の文化が衰退・損失する事態を回避するため、文化財建造物等の計画的な修理や防災設備の充実を促進するとともに、所有者・管理者の防災に関する意識の向上を図る、としています。

これらを踏まえ、以下を本計画における方針とします。(第5章59頁再掲)

**方針**

防火訓練の実施や防災マニュアルの整備により、歴史遺産に対する防災意識を高めます。また、防火・防災設備について、定期的な点検や、設備の更新・新設等を計画的に実施します。

### 3. 歴史遺産の防災・防犯に関する措置

ここでは、前節で設定した方針に基づき、歴史遺産の防災・防犯に関する具体的な措置を設定します。(第5章59頁再掲)

**措置**

番号	措置の名称	措置の内容	取組主体				担当課・協力課	実施	前期	中期	後期	主な財源
			市民	団体	専門家	行政						
21	文化財防火訓練の実施	文化財防火デーに合わせ、文化財所有者と共に、防火訓練を実施します。	○	○		◎	文化財保護課 川越地区消防局	現行				市費
22	文化財防火・防災設備の計画的な設置・点検	文化財防火・防災設備の更新についての計画及び新規整備の計画を推進します(補助制度との調整も含む)。また、定期的な設備点検を行います。				◎	文化財保護課 都市景観課 川越地区消防局	現行				国費 県費 市費
23	伝建地区内における防災体制の構築	川越市伝建地区防災計画に基づき、消防設備の設置・点検や、伝建地区内で自治会・商店街等と防災訓練を実施し、定期的に防災計画を見直します。	○	○	○	◎	都市景観課	現行				国費 市費
24	防火・防災・防犯対策のマニュアル作成	防火・防災・防犯対策についてのマニュアル等を作成し、所有者や市民と情報を共有します。				◎	文化財保護課	新規				市費

ただし、建造物の歴史遺産について、本年に入り火災による焼失が続いたことから、今後の予防策について川越地区消防局と、協議を行っているところです。その結果、防災設備の設置などについて新たな措置を追加する可能性もあります。



## 第9章 歴史遺産の保存・活用の推進体制

### 1. 推進体制の方向性

#### (1) 行政

##### ① 川越市

本市の歴史遺産に関わる文化財行政は、川越市文化財保護条例に基づき、川越市教育委員会教育総務部文化財保護課が所管しています。諮問機関として川越市文化財保護審議会を設置し、答申や指導・助言を得ています。主な推進体制は下表の通りですが、必要に応じて、庁内の関連部局と協力し、県や国などと連携しながら各種事業を推進しています。

表 川越市の歴史遺産の保存・活用体制（令和5年8月現在）

部署名	計画に係る主な業務内容	配属人数
文化財保護課 (教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定等文化財に関すること</li> <li>歴史遺産の調査に関すること</li> <li>歴史遺産の保護意識の啓発に努めること</li> <li>河越館跡の整備や活用に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員12名（うち埋蔵文化財の専門職員4名、有形文化財の専門職員2名、民俗文化財の専門職員2名）</li> </ul>
博物館 (教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料の収集、保管、展示などに関すること</li> <li>学校との連携に関すること</li> <li>川越城本丸御殿、蔵造り資料館の管理・活用に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員13名（うち専門職員4名）</li> </ul>
観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史遺産の観光客へのPRに関すること</li> <li>川越まつりに関すること</li> <li>川越まつり会館、旧山崎家別邸の管理・活用に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員16名</li> </ul>
都市景観課	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝建地区に関すること</li> <li>歴史的風致維持向上計画に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員12名</li> </ul>

以上の体制を持続可能な状態にするためにも、専門知識を備えた人員体制の維持や強化を図ります。

##### ② 関係機関

- 埼玉県教育局市町村支援部文化資源課 ・ 埼玉県立歴史と民俗の博物館 ・ 埼玉県立文書館
- 周辺自治体 ・ 川越地区消防組合 ・ 川越警察署

#### (2) 市民・団体

- 文化財所有者（管理者） ・ 文化財保存団体 ・ 市民
- 公益社団法人小江戸川越観光協会 ・ 川越商工会議所 ・ 一般社団法人DMO川越
- 川越市文化財保護協会 ・ 河越館の会 ・ 川越民俗の会 ・ NPO法人川越蔵の会

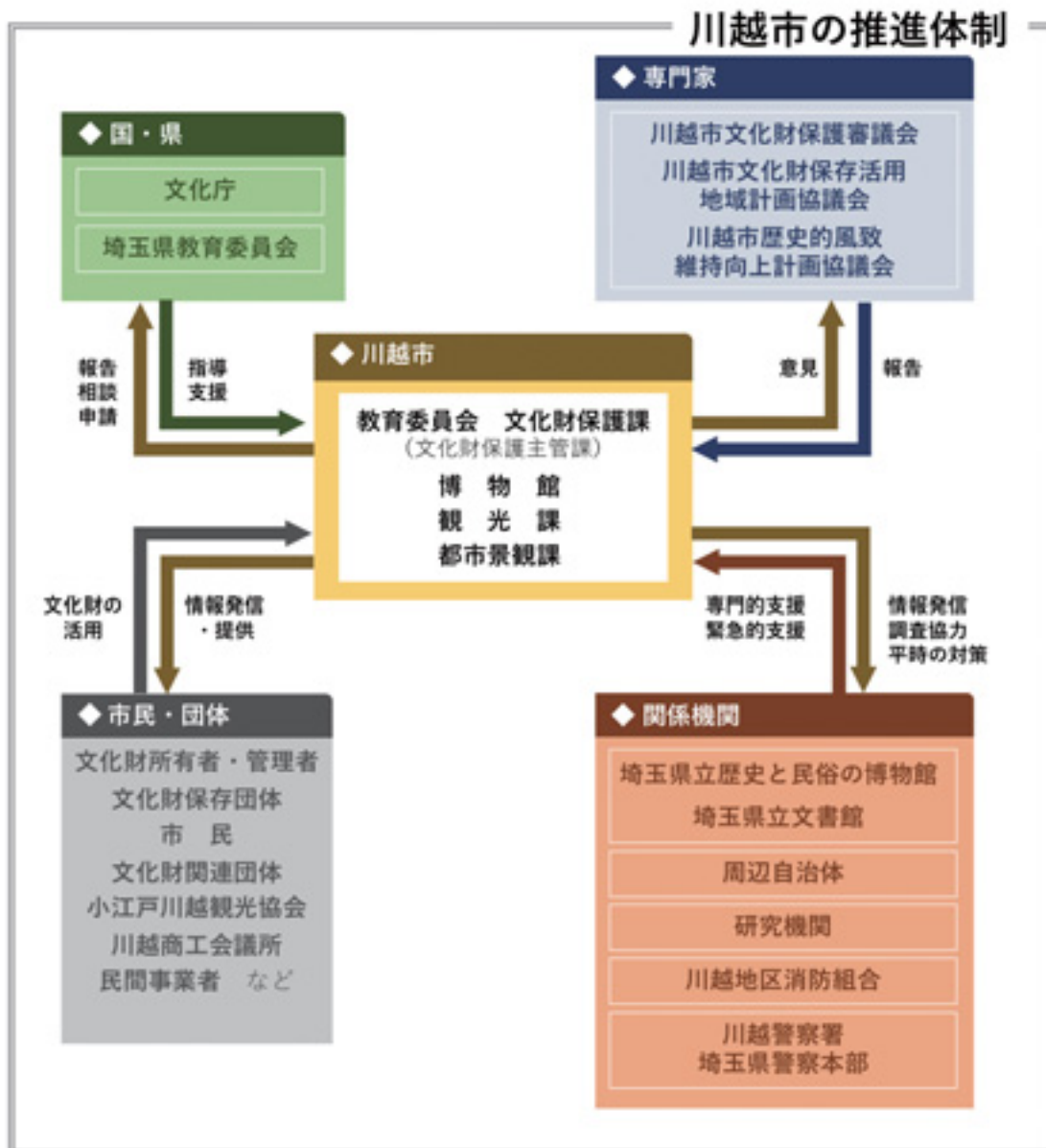
#### (3) 専門家

- 川越市文化財保護審議会 ・ 川越市文化財保存活用地域計画協議会（設置予定）
- 川越市歴史的風致維持向上計画協議会

## 2. 今後の取組み

本計画に定める事業の推進にあたっては、川越市教育委員会教育総務部文化財保護課が事務局となり、本計画の事業の進行・管理を行っていきます。あわせて、新規に（仮称）川越市文化財保存活用地域計画協議会を設置し、本計画の事業進捗について助言や協力を得ます。

また、計画の最終年度となる令和15年度には、本計画の内容の見直しを行い、川越市歴史的風致維持向上計画との整合性も踏まえて第2期の本計画を検討します。併せて、令和8年度から始まる（仮称）第5次川越市総合計画を踏まえ、その内容を第2期の本計画に反映させます。



## 川越市文化財保存活用地域計画

令和5年(2023年)12月15日 認定

令和6年(2024年)2月15日 発行

発行 川越市教育委員会

〒350-8601

埼玉県川越市元町1丁目3番地1





令和 3 ～ 5 年度文化庁文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）